

はじめに

少子化や核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も増えていきます。

このような中、平成29年12月に「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とする「新しい政策パッケージ」が策定され、「人づくり革命」の中で、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消など、子育て世代に政策的資源を投入し、社会保障制度を「全世代型」への改革が進められているところです。



桑名市では、平成27年4月に策定した「桑名市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、子育てしやすいまちづくりを目指し、様々な子育て支援事業を実施して参りました。今回、現行の計画が令和元年度をもって終了することから、新たに令和2年度から令和6年度までの「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「子ども」、「親・家庭」、「地域」の3つの視点に立ち、子どもとその家庭を地域全体で支援することにより、「全員参加型の子ども・子育て支援」を目指していきます。

私自身、子育てをしている真っ最中であり、日々成長する子どもの姿に感動し、子どもを通じて得られるものは、非常に大きく、子どもと接する中で、親も成長させてくれるものと私は考えています。地域の中でも、子育てに関わる人を増やしていき、家庭における子育ての負担感を減らすことで、親自身が子育ての楽しさを実感するとともに、子どもを中心とした地域の世代間交流を生み出していくことが必要であります。

本計画は、「桑名市総合計画」の7つのビジョンの1つである、「子どもを3人育てられるまち」の目標を踏まえて、子どもたちに関わる全ての方々と一緒になって、子育て支援を目指すものであり、本計画の推進にあっては、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたって貴重なご意見、ご提言をいただきました桑名市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

桑名市長 伊藤 徳宇

もくじ

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	7
3 計画期間	7
4 計画の策定体制と手法	8
第2章 桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況	
I 人口や世帯等の状況	10
1 人口構造	10
2 出生の動向	14
3 世帯の状況	17
4 女性の就業状況	19
5 婚姻の動向	21
II 子ども・子育て支援施策の状況	23
1 教育・保育の状況	23
2 地域子ども・子育て支援事業の状況	25
第3章 子ども・子育て支援に関するニーズと課題	
1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	32
2 ヒアリング・ワークショップ	41
3 ニーズ調査結果等からわかる課題のまとめ	57
第4章 計画の基本的な枠組み	
1 基本理念	64
2 基本的な視点	65
3 基本目標	66
4 計画の体系	70

第5章 施策の展開	
I 重点施策	74
II 基本施策	76
1 子どもの健やかな成長を見守り支える	76
2 子育て中の親・家庭を見守り支える	95
3 地域全体で子どもと保護者を見守り支える	108
第6章 子ども・子育て支援の体制整備	
1 子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み	116
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等	118
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	121
第7章 計画の推進	
1 計画の推進体制	132
2 計画の進行管理	133
資料編	
1 用語解説	136
2 計画の策定経緯	141
3 桑名市子ども・子育て会議	143

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 少子化の現状

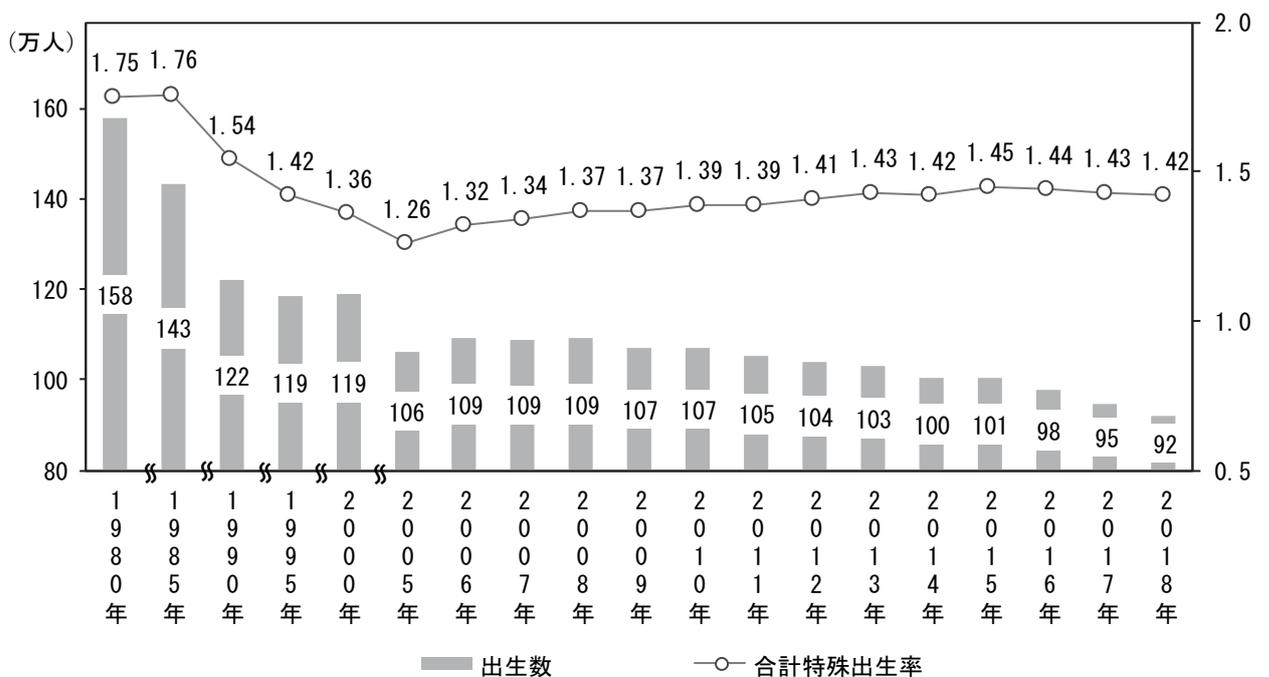
わが国の出生数は年々減少傾向にあり、1人の女性が一生の間に生む子ども数を表した合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）～1974（49年））以降、急速に低下を続け、1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年の数値を下回る1.57を記録し、2005（平成17）年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後、2012（平成24）年以降は1.41から1.45の間で推移しており、頭打ち状態が続いています。

いずれにしても、現在の人口規模を維持するための合計特殊出生率2.07（人口置換水準）を下回っており、このままでは、わが国の人口減少は続きます。

少子化の進展は、経済成長を鈍化させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

働きたいと希望を持つ人が働ける、子どもを持ちたいと希望を持つ人が安心して子どもを生み・育てられる環境を整備することは、持続可能で活力ある社会の実現に不可欠な政策です。

図表 1-1 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 国の取組

① 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

2003（平成15）年7月、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、それぞれ行動計画を策定し、実施していくこととされました。

2010（平成22）年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされ、平成26年度までの数値目標が掲げられました。

② 子ども・子育て関連3法の制定

2012（平成24）年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」および児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

また、子ども・子育て支援法では、市町村には子ども・子育て支援事業計画、都道府県には子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務付けられています。

【子ども・子育て支援新制度】

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 子ども・子育て会議の設置

＜少子化対策、子ども・子育て支援施策の主な動向＞

1989 (平元)年	1.57ショック
1994 (平6)年	12月 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)、「当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)」を策定
1999 (平11)年	12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を策定
2002 (平14)年	9月 「少子化対策プラスワン」(厚生労働省)
2003 (平15)年	7月 「次世代育成支援対策推進法」の成立 7月 「少子化社会対策基本法」の成立
2004 (平16)年	6月 「少子化社会対策大綱」の閣議決定 12月 「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)
2005 (平17)年	4月 地方公共団体、企業等における「次世代育成支援前期行動計画」スタート
2007 (平19)年	12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」(仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) 12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(少子化社会対策会議決定)
2008 (平20)年	2月 「新待機児童ゼロ作戦」(厚生労働省)
2010 (平22)年	1月 「子ども・子育てビジョン」の閣議決定 4月 地方公共団体、企業等における「次世代育成支援後期行動計画」スタート 11月 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」(厚生労働省)
2012 (平24)年	8月 「子ども・子育て関連3法」の成立
2013 (平25)年	4月 「待機児童解消加速化プラン」(厚生労働省) 6月 「少子化危機突破のための緊急対策」(少子化社会対策会議決定)
2014 (平26)年	4月 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立 ・次世代育成支援対策推進法が2025年3月31日までの10年間延長
2015 (平27)年	1月 「保育士確保プラン」の公表 4月 「子ども・子育て支援新制度」本格施行
2016 (平28)年	3月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・仕事・子育て両立支援事業の創出 ・事業主拠出金の率の引き上げ 等 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定 ・新たな目標の一つとして「希望出生率1.8」を掲げる
2017 (平29)年	6月 「子育て安心プラン」(内閣府) ・6つの支援パッケージを示す
2018 (平30)年	3月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・保育充実事業の実施 等
2019 (令和)年	5月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・子育てのための施設等利用給付の創設(幼児教育・保育の無償化)

(3) 桑名市における計画策定の状況

本市は、2004（平成16）年12月に旧桑名市、旧多度町及び旧長島町が合併して現在の桑名市となりました。少子化対策に関しては、旧桑名市においては「桑名市子育て支援地域総合プラン」を、旧長島町では「ながしま・子ども健やかプラン」を策定し、それぞれのプランに基づいて保育の充実、母子保健事業の充実等、子育て支援施策を推進してきました。

2003（平成15）年度には旧3市町が共同でニーズ調査を実施し、2004（平成16）年度には合併後の新市に対応した「桑名市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を策定しました。

2008（平成20）年度には、次世代育成支援後期行動計画策定のために、桑名市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、当該委員会の分科会における細部にわたる検討を経て、ニーズ調査を実施し、2009（平成21）年度には、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度を計画期間とする「桑名市次世代育成支援後期行動計画」が策定されました。

前期行動計画がはじまった2005（平成17）年度からは、次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関して協議を行う次世代育成支援対策地域推進協議会を設立しました。毎年度、計画の進捗状況をチェックし進行管理を行うことはもとより、地域社会全体による子ども・子育て支援を念頭に、分科会において専門性の高い検討を行い、さまざまな提言を行ってきました。

次世代育成支援行動計画を具体化するにあたって、〈市民と行政との協働〉という本市における子ども・子育て支援の目指すべき方向性を施策・事業に結びつけるために、次世代育成支援対策地域推進協議会の果たしてきた役割は大きく、その役割は、桑名市子ども・子育て会議に継承しています。

2013・2014（平成25・26）年度には、子どもの保護者を対象としたニーズ調査を実施するとともに、広く関係者を対象にヒアリング調査及びワークショップを行い、きめ細かなニーズ把握を行いながら、子ども・子育て支援法等に基づく「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、2017（平成29）年度には、計画の数値と各事業の実績値を検証し、桑名市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、「量の見込み」等の見直しを行いました。

(4) 桑名市子ども・子育て会議の設置

国は、子ども・子育て支援法第72条に基づき、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました。

本市においても、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、2013（平成25）年7月に「桑名市子ども・子育て会議条例」を制定し、それに基づき「桑名市子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければなりません。

2 計画の位置づけ

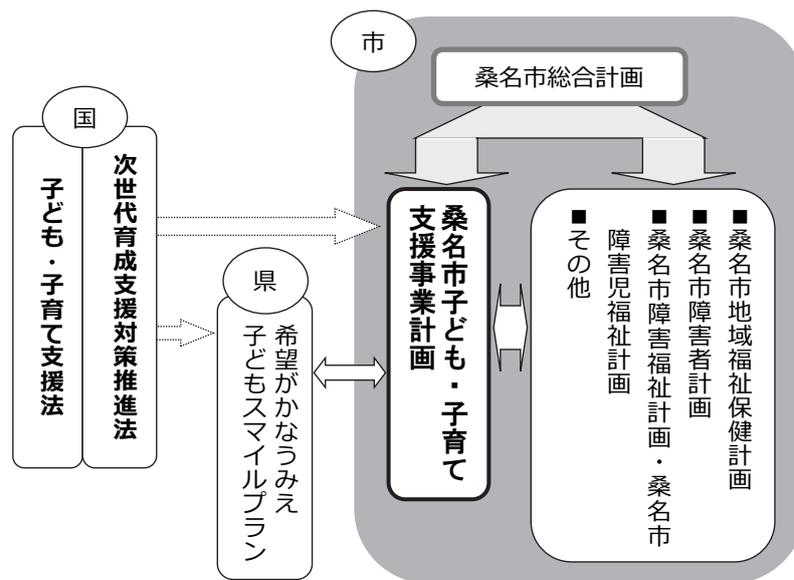
(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画という位置づけを有し、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画という位置づけもあわせて有しており、一体的に計画を策定するものです。

(2) 他計画との関係

この計画は、「桑名市総合計画」はもとより、「桑名市地域福祉保健計画」「桑名市障害者計画」「桑名市障害福祉計画・桑名市障害児福祉計画」等の本市の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

この計画は5年を1期として策定していることから、今回の第2期計画では、2020～2024（令和2～6）年度までを計画期間とします。

<計画期間>

2015 (平27)年	2016 (平28)年	2017 (平29)年	2018 (平30)年	2019 (令元)年	2020 (令2)年	2021 (令3)年	2022 (令4)年	2023 (令5)年	2024 (令6)年
第1期計画									
					第2期計画				

4 計画の策定体制と手法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て中の当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係機関又は関係団体から推薦された者等20人以内で構成する「桑名市子ども・子育て会議」において、グループワークの手法も導入しながら、審議を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前の子どもがいるご家庭には、全ての家庭を対象にニーズ調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

(3) ヒアリング調査及びワークショップ等の実施

上記のニーズ調査の対象とならない人や定型的な調査では把握が難しい個別のニーズがあること等を配慮し、妊婦、子育て支援センター利用者、ファミリーサポートセンター援助会員、子育て中の外国人、一人親家庭の保護者、発達に支援の必要な子どもの保護者、中学生、高校生、保育園・幼稚園関係者等を対象にヒアリング調査を実施しました。

また、子ども・子育て支援をめぐる地域の課題を把握し、市民と行政の協働による子ども・子育て支援の方策を考える場として、広く市民を対象としたワークショップや父親を対象とした座談会を開催し、幅広くご意見をいただきました。

第2章 桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況

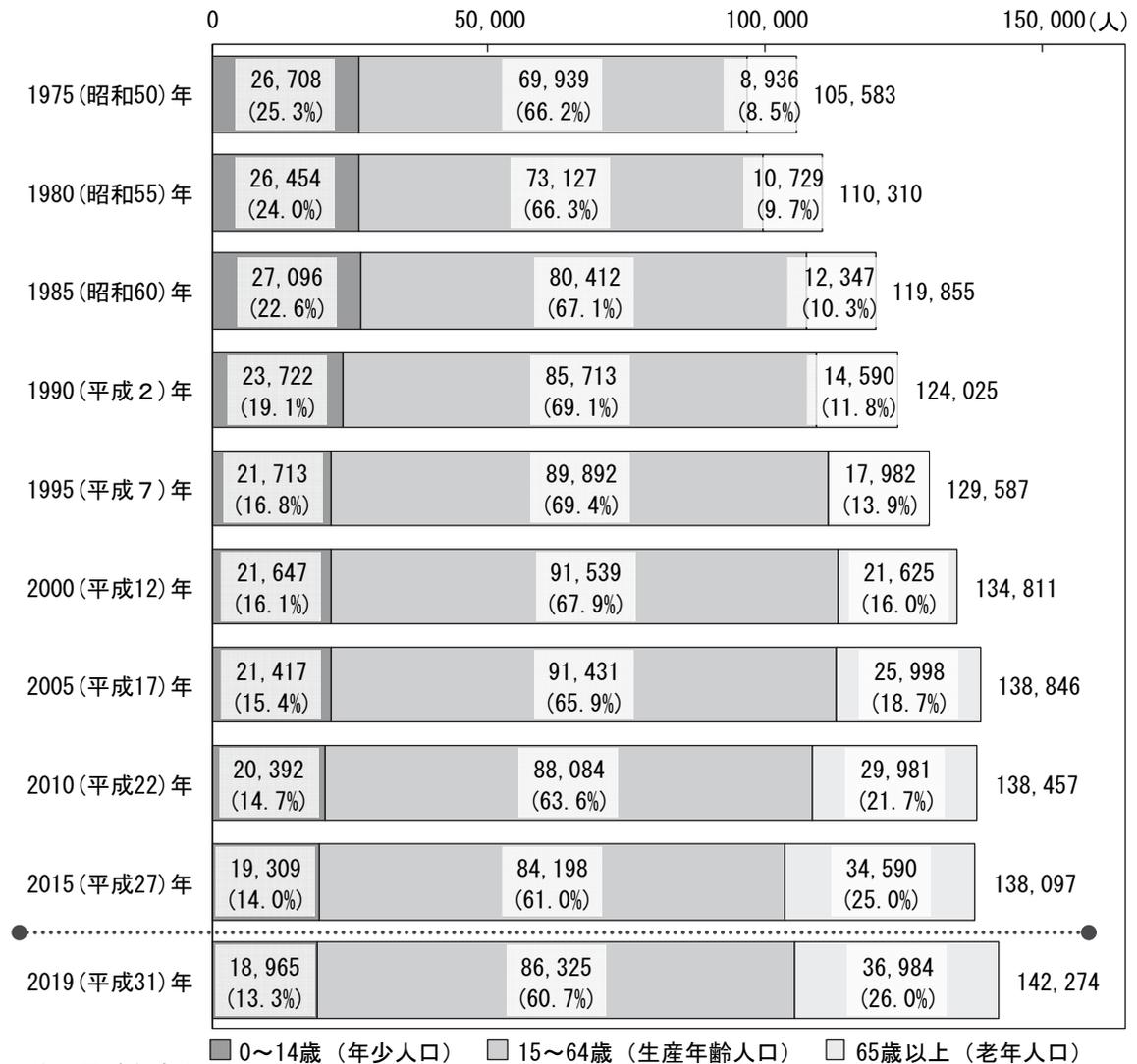
I 人口や世帯等の状況

1 人口構造

(1) 人口の推移

本市の総人口は、2019（平成31）年3月31日現在142,274人となっています。国勢調査により年齢別人口の推移にみると、年少人口（0～14歳人口）は1985（昭和60）年の27,096人をピークに減少し続けているのに対し、老年人口（65歳以上人口）は大幅に増加を続けており、2005（平成17）年には老年人口が年少人口を上回りました。

図表2-1 人口の推移

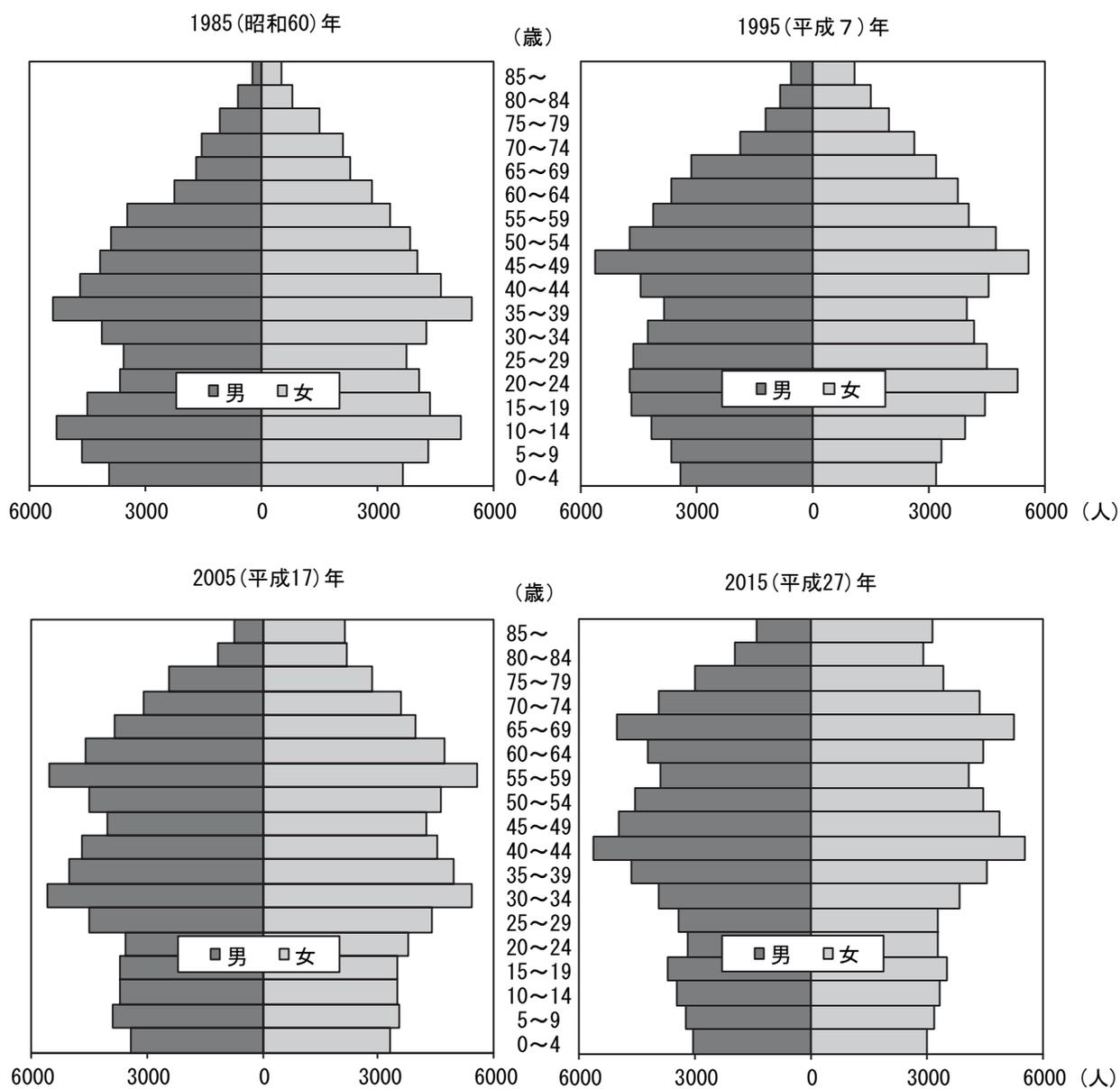


資料：2015年までは総務省「国勢調査」。2019年は3月31日現在の住民基本台帳（外国人を含む）。

(2) 人口ピラミッド

1985（昭和60）年～2015（平成27）年の本市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみると、団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な寸胴型に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



資料：総務省「国勢調査」

(3) 子ども数の推移

子ども数（18歳未満人口）は年々減少傾向にあり、2019（平成31）年3月31日現在では23,256人となっています。3歳階級別にみると、2000（平成12）年の時点では各年齢層とも4千人台を保持していましたが、2019（平成31）年には0～2歳、3～5歳及び6～8歳が4千人を割り込んでいます。

図表2-3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区分	1980 (昭和55) 年	1985 (昭和60) 年	1990 (平成2) 年	1995 (平成7) 年	2000 (平成12) 年	2005 (平成17) 年	2010 (平成22) 年	2015 (平成27) 年	2019 (平成31) 年
0歳	1,446	1,444	1,332	1,338	1,447	1,290	1,260	1,137	1,033
1歳	1,568	1,514	1,289	1,316	1,397	1,323	1,186	1,153	1,110
2歳	1,528	1,565	1,310	1,293	1,506	1,338	1,234	1,259	1,140
0～2歳	4,542	4,523	3,931	3,947	4,350	3,951	3,680	3,549	3,283
3歳	1,641	1,534	1,346	1,343	1,403	1,388	1,309	1,248	1,173
4歳	1,773	1,583	1,438	1,327	1,455	1,406	1,244	1,272	1,212
5歳	1,809	1,653	1,459	1,384	1,422	1,487	1,282	1,323	1,259
3～5歳	5,223	4,770	4,243	4,054	4,280	4,281	3,835	3,843	3,644
6歳	1,946	1,780	1,536	1,327	1,435	1,470	1,325	1,246	1,290
7歳	1,947	1,769	1,617	1,369	1,393	1,503	1,362	1,247	1,358
8歳	2,009	1,825	1,579	1,409	1,439	1,446	1,368	1,351	1,306
6～8歳	5,902	5,374	4,732	4,105	4,267	4,419	4,055	3,844	3,954
9歳	1,918	1,957	1,602	1,521	1,405	1,522	1,408	1,268	1,388
10歳	1,874	2,031	1,705	1,532	1,444	1,446	1,475	1,307	1,287
11歳	1,913	2,143	1,820	1,622	1,406	1,483	1,466	1,338	1,343
9～11歳	5,705	6,131	5,127	4,675	4,255	4,451	4,349	3,913	4,018
12歳	1,851	2,139	1,807	1,698	1,447	1,446	1,514	1,362	1,362
13歳	1,887	2,133	1,877	1,602	1,473	1,455	1,432	1,404	1,344
14歳	1,344	2,026	2,005	1,632	1,575	1,414	1,527	1,394	1,360
12～14歳	5,082	6,298	5,689	4,932	4,495	4,315	4,473	4,160	4,066
15歳	1,903	1,969	2,074	1,732	1,565	1,453	1,425	1,495	1,434
16歳	1,664	1,965	2,154	1,849	1,675	1,438	1,485	1,474	1,385
17歳	1,618	1,896	2,156	1,825	1,693	1,460	1,425	1,502	1,472
15～17歳	5,185	5,830	6,384	5,406	4,933	4,351	4,335	4,471	4,291
計	31,639	32,926	30,106	27,119	26,580	25,768	24,727	23,780	23,256

資料：2015年までは総務省「国勢調査」。2019年は3月31日現在の住民基本台帳（外国人を含む）。

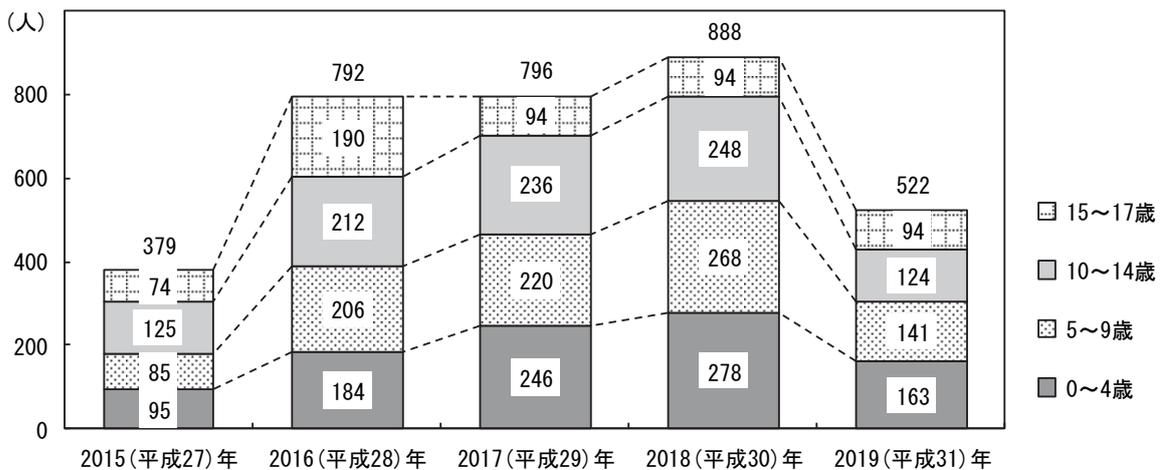
(4) 外国人数の推移

2019（平成31）年3月末日現在、本市の外国人の子ども数（18歳未満）は522人です。2015(平成27)年以降、急速に増加し、ピークの2018(平成30)年には888人となりましたが、2019(平成31)年には300人以上減少しています（図表2-4）。

2015(平成27)年の本市の外国人の全体数は2,225人となっており、減少傾向にあります。国籍別にみると、従来多かった韓国・朝鮮、中国、ブラジル等の国籍の人が減少傾向にあるのに対し、フィリピン、インドネシア、ベトナムの国籍の人が増加しています（図表2-5）。

2019（平成31）年4月に、外国人労働者の受け入れ拡大を目指す改正出入国管理法が施行されたため、今後、外国人住民の増加が見込まれます。文化や習慣に関する相互理解等、さまざまな問題があり、地域の中で外国籍の人と共に生きていくためのルールづくり等が課題となっています。

図表2-4 外国人の子ども（18歳未満）数の推移



資料：桑名市外国人登録人口（各年度末日現在）

図表2-5 国籍別外国人数の推移

単位：人

年	総数	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他
2000(平成12)年	1,930	1,016	124	179	87	15	77	2	14	271	100	45
2005(平成17)年	2,423	856	241	170	24	22	23	5	17	733	195	137
2010(平成22)年	2,475	766	376	217	20	43	57	7	16	495	150	328
2015(平成27)年	2,225	581	303	266	18	52	192	6	14	398	116	279

資料：総務省「国勢調査」

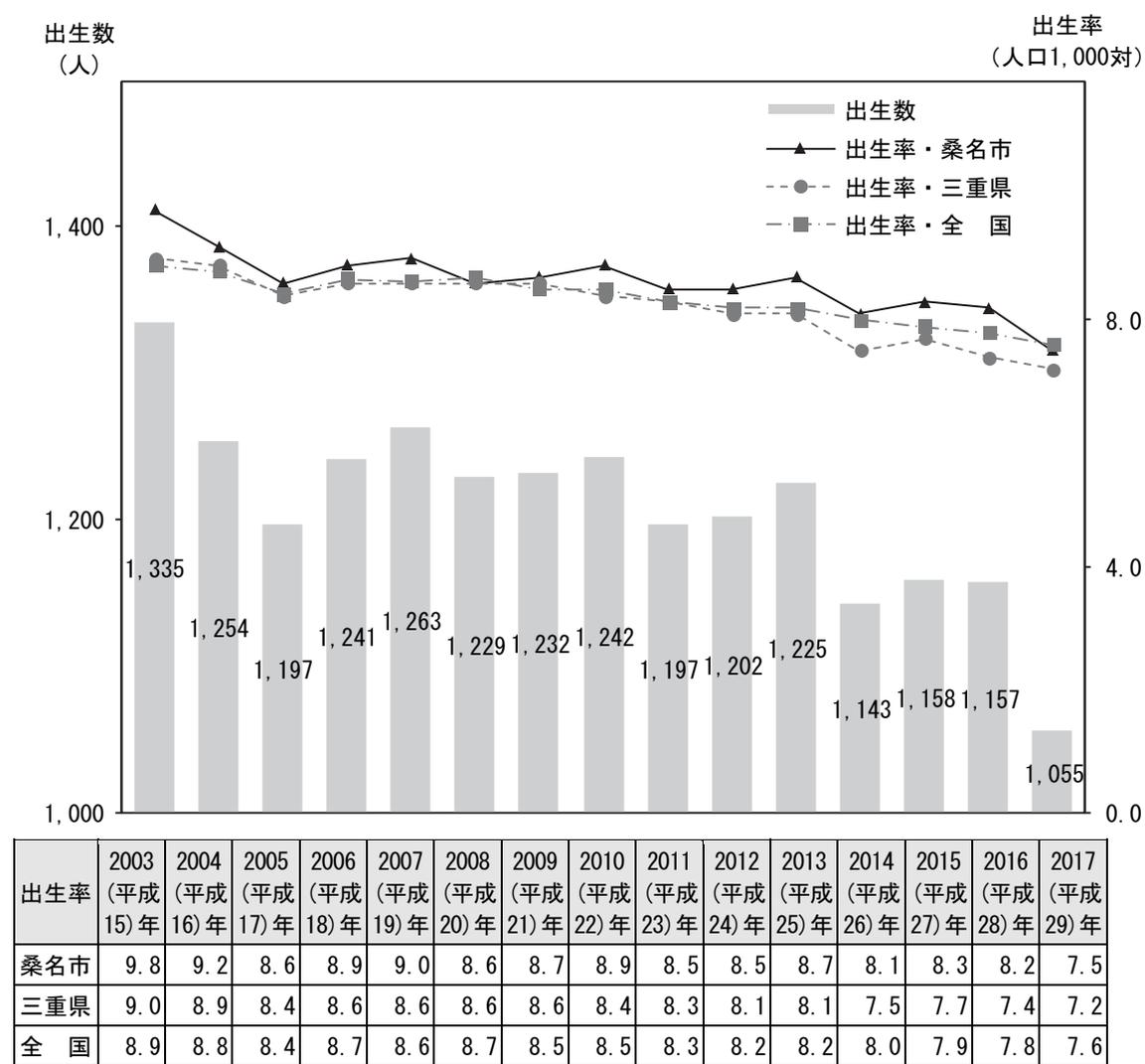
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本市における2017（平成29）年の出生数は1,055人です。近年の推移をみると、微増して大幅減少をほぼ3年の周期で繰り返しており、結果として減少傾向が続いています。

出生率（人口1,000対）についてみると、本市は、概ね三重県及び全国より高い率で推移しているものの、低下傾向にあることは否めません。

図表2-6 出生数及び出生率（人口1,000対）の推移



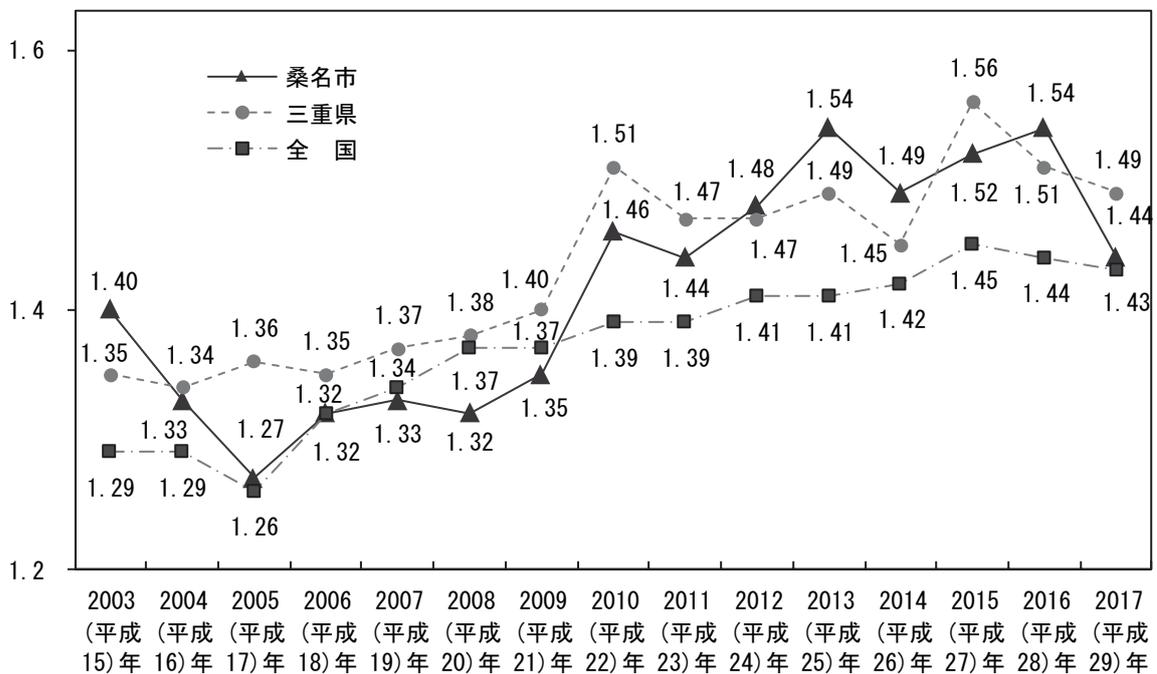
資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

本市においては、人口規模の関係から年によって多少ばらつきがありますが、全国と同じように2005（平成17）年までは低下傾向にありましたが、2006（平成18）年から上昇に転じ、2013（平成25）年及び2016（平成28）年には1.54となりました。

図表2-7 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

全国及び県の第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみると、晩婚化の進展等により、年々高くなる傾向にあります。

図表2-8 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

単位：歳

区分	1993 (平成5年)	1998 (平成10年)	2003 (平成15年)	2008 (平成20年)	2013 (平成25年)	2017 (平成29年)
三重県	26.8	27.4	28.3	29.0	29.9	29.6
全国	27.2	27.8	28.6	29.5	30.4	30.7

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 低体重児出生率の推移

出生時の体重が2,500g未満の低体重児の出生率をみると、2008（平成20）年から2017（平成29）年の10年間の平均は、本市は9.0%となり、三重県（9.1%）及び全国（9.5%）を下回っています。

図表2-9 低体重児出生数・率の推移

単位：%

区分		2008 (平成 20)年	2009 (平成 21)年	2010 (平成 22)年	2011 (平成 23)年	2012 (平成 24)年	2013 (平成 25)年	2014 (平成 26)年	2015 (平成 27)年	2016 (平成 28)年	2017 (平成 29)年
桑名市	数	99人	119人	111人	104人	107人	107人	112人	108人	111人	86人
	率	8.1	9.7	8.9	8.7	8.9	8.7	9.8	9.3	9.6	8.2
三重県（率）		8.7	9.2	9.2	9.0	8.9	8.9	9.7	9.3	9.2	9.3
全国（率）		9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.5	9.5	9.4	9.4

資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

(5) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週（28日）未満の死亡を新生児死亡といたします。通常、出生1,000対の乳児死亡率、新生児死亡率でみます。

図表2-10 乳児死亡数・率の推移

（率は出生1,000対）

区分		2008 (平成 20)年	2009 (平成 21)年	2010 (平成 22)年	2011 (平成 23)年	2012 (平成 24)年	2013 (平成 25)年	2014 (平成 26)年	2015 (平成 27)年	2016 (平成 28)年	2017 (平成 29)年
桑名市	数	4人	4人	4人	3人	5人	3人	0人	0人	2人	0人
	率	3.3	3.2	3.2	2.5	4.2	2.4	—	—	1.7	—
三重県（率）		2.6	2.4	2.4	2.5	3.3	3.0	2.0	2.1	1.7	0.8
全国（率）		2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.5	2.1	1.9	2.0	0.9

資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

図表2-11 新生児死亡数・率の推移

（率は出生1,000対）

区分		2008 (平成 20)年	2009 (平成 21)年	2010 (平成 22)年	2011 (平成 23)年	2012 (平成 24)年	2013 (平成 25)年	2014 (平成 26)年	2015 (平成 27)年	2016 (平成 28)年	2017 (平成 29)年
桑名市	数	2人	2人	1人	2人	2人	2人	0人	0人	1人	0人
	率	1.6	1.6	0.8	1.7	1.7	1.6	—	—	0.9	—
三重県（率）		1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	1.5	1.1	1.3	0.9	1.4
全国（率）		1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	1.9

資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

本市の2015（平成27）年の一般世帯は53,661世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は13,903世帯、6歳未満親族のいる世帯は5,568世帯となっています。総世帯数は増加していますが、18歳未満親族のいる世帯は減少を続けています。

子どものいる世帯の割合をみると、本市は三重県、全国に比べて高い率で推移していますが、低下傾向は同じです。

図表2-12 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分	1985 (昭和 60)年	1990 (平成 2)年	1995 (平成 7)年	2000 (平成 12)年	2005 (平成 17)年	2010 (平成 22)年	2015 (平成 27)年
桑 名 市	33,215 (100.0)	35,975 (100.0)	40,785 (100.0)	44,744 (100.0)	48,072 (100.0)	51,461 (100.0)	53,661 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	17,934 (56.6)	16,482 (45.8)	15,132 (37.1)	15,024 (33.6)	14,760 (30.7)	14,268 (27.7)	13,903 (25.9)
6歳未満親族のいる一般世帯	6,652 (20.0)	5,882 (16.4)	5,850 (14.3)	6,414 (14.3)	6,221 (12.9)	5,667 (11.0)	5,568 (10.4)
三 重 県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(49.1)	(42.2)	(35.1)	(31.1)	(27.9)	(25.4)	(23.2)
6歳未満親族のいる一般世帯	(18.0)	(15.4)	(13.5)	(12.5)	(11.5)	(10.2)	(9.1)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(45.4)	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)
6歳未満親族のいる一般世帯	(17.3)	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)

資料：総務省「国勢調査」

(2) 家族類型

2015（平成27）年の国勢調査から、子どものいる世帯の家族類型をみると、親と子どもからなる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が83.2%、6歳未満親族のいる世帯が86.4%となっています。

本市の子どものいる核家族世帯の割合は、全国（18歳未満83.0%・6歳未満86.2%）及び三重県（同80.6%・同84.2%）よりも高くなっています。

本市の18歳未満親族のいるひとり親世帯は、母子世帯が603世帯、父子世帯が85世帯です。2010（平成22）年（母子世帯606世帯、父子世帯75世帯）からは、母子世帯が55世帯、父子世帯は14世帯増加しています。

図表 2-13 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
桑 名 市	53,661 (100.0)	33,378 (62.2)	5,447 (10.2)	378 (0.7)	14,272 (26.6)	658 (1.2)	99 (0.2)
18歳未満親族の いる世帯	13,903 (100.0)	11,574 (83.2)	2,236 (16.1)	44 (0.3)	49 (0.4)	603 (4.3)	85 (0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	5,568 (100.0)	4,813 (86.4)	737 (13.2)	18 (0.3)	0 (-)	97 (1.7)	5 (0.1)
三 重 県	(100.0)	(58.6)	(10.9)	(0.8)	(29.4)	(1.4)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(80.6)	(18.6)	(0.5)	(0.3)	(5.6)	(0.7)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(84.2)	(15.3)	(0.5)	(-)	(2.8)	(0.2)
全 国	(100.0)	(55.8)	(8.6)	(0.9)	(34.5)	(1.4)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(83.0)	(16.2)	(0.5)	(0.4)	(6.0)	(0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(86.2)	(13.4)	(0.4)	(0.0)	(2.9)	(0.1)

資料：総務省「国勢調査」（2015（平成27）年）

(3) 平均世帯人員

2015（平成27）年における本市の子どものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.04人、6歳未満親族のいる世帯が4.03人となっています。18歳未満親族のいる世帯は、三重県より少なく、全国より多くなっていますが、世帯規模が縮小していく傾向は同じです。

図表 2-14 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	1985 (昭和 60)年	1990 (平成 2)年	1995 (平成 7)年	2000 (平成 12)年	2005 (平成 17)年	2010 (平成 22)年	2015 (平成 27)年
桑 名 市	3.59	3.44	3.15	2.98	2.85	2.69	2.58
18歳未満親族のいる一般世帯	4.55	4.55	4.50	4.36	4.24	4.13	4.04
6歳未満親族のいる一般世帯	4.69	4.69	4.46	4.23	4.14	4.06	4.03
三 重 県	3.40	3.25	3.05	2.88	2.73	2.59	2.47
18歳未満親族のいる一般世帯	4.54	4.56	4.51	4.39	4.25	4.14	4.06
6歳未満親族のいる一般世帯	4.76	4.73	4.54	4.32	4.18	4.14	4.10
全 国	3.14	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42	2.33
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.39	4.35	4.24	4.13	4.06	3.98
6歳未満親族のいる一般世帯	4.53	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06	4.03

資料：総務省「国勢調査」

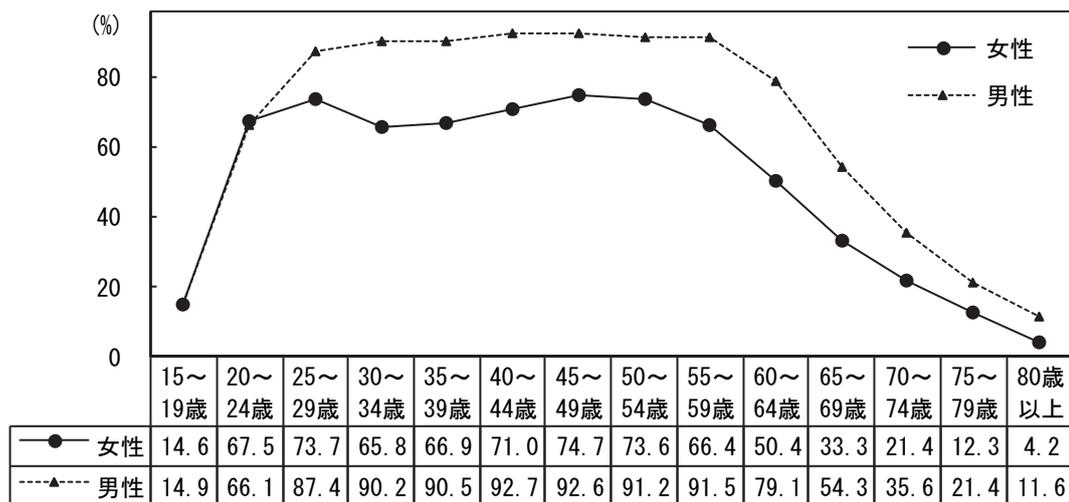
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

男性の就業率は、25～29歳で85%を超え、30代～50代は90%台で推移し、定年退職を迎える60代から急激に低下していきます。これに対し女性は、20代後半の73.7%から30～34歳には一旦65.8%まで低下し、30代後半から40代にかけて再度上昇していき、45～49歳で74.7%とピークに達し、その後徐々に低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いた30代後半から再び仕事に就くという女性特有の就労状況がうかがえます（図表2-15）。

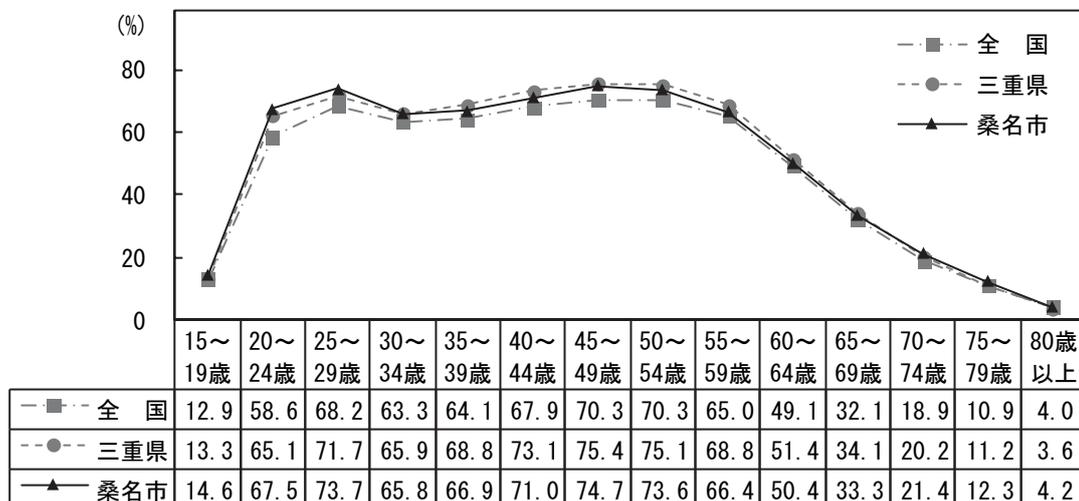
女性の年齢別の就業率は、三重県、全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いています（図表2-16）。

図表2-15 桑名市の性別・年齢別就業率



資料：総務省「国勢調査」（2015（平成27）年）

図表2-16 女性の年齢別就業率（国・県との比較）



資料：総務省「国勢調査」（2015（平成27）年）

(2) 女性の産業別就業状況

2015（平成27）年の15歳以上の女性就業者は29,961人です。産業別にみると、「卸売業、小売業」が21.0%と最も高く、次いで「医療、福祉」が17.1%、「製造業」が15.5%などとなっています。

産業分類別にみると、「第3次産業」が76.6%を占めています。

図表2-17 産業別にみた女性の就業者数

単位：人（%）

区 分	桑名市		三重県	全 国
計	29,961	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	469	(1.6)	(2.5)	(3.5)
漁業	76	(0.3)	(0.5)	(0.3)
鉱業、採石業、砂利採取業	4	(0.0)	(0.0)	(0.0)
建設業	777	(2.6)	(2.7)	(7.4)
製造業	4,651	(15.5)	(15.3)	(16.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	53	(0.2)	(0.2)	(0.5)
情報通信業	235	(0.8)	(0.7)	(2.9)
運輸業、郵便業	785	(2.6)	(2.4)	(5.2)
卸売業、小売業	6,287	(21.0)	(18.4)	(15.3)
金融業、保険業	989	(3.3)	(2.8)	(2.4)
不動産業、物品賃貸業	399	(1.3)	(1.1)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	644	(2.1)	(1.8)	(3.3)
宿泊業、飲食サービス業	2,769	(9.2)	(8.3)	(5.5)
生活関連サービス業、娯楽業	1,752	(5.8)	(5.1)	(3.5)
教育、学習支援業	1,886	(6.3)	(6.0)	(4.5)
医療、福祉	5,126	(17.1)	(20.7)	(11.9)
複合サービス事業	210	(0.7)	(1.0)	(0.8)
サービス業（他に分類されないもの）	1,269	(4.2)	(4.7)	(6.0)
公務（他に分類されるものを除く）	557	(1.9)	(2.2)	(3.4)
分類不能の産業	1,023	(3.4)	(3.5)	(5.4)
第1次産業（再掲）	545	(1.8)	(2.9)	(3.8)
第2次産業（再掲）	5,432	(18.1)	(18.0)	(23.6)
第3次産業（再掲）	22,961	(76.6)	(75.5)	(67.2)

資料：総務省「国勢調査」（2015（平成27）年）

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移を性・年齢別にみると、1990（平成2）年から2015（平成27）年にかけて上昇傾向にあります。特に女性の25～29歳では25.1ポイント、男性の35～39歳では18.6ポイント上昇しています。未婚率の上昇は、晩婚化、晩産化につながり、少子化の要因の一つとして考えられます。

図表2-18 未婚率の推移

単位：%

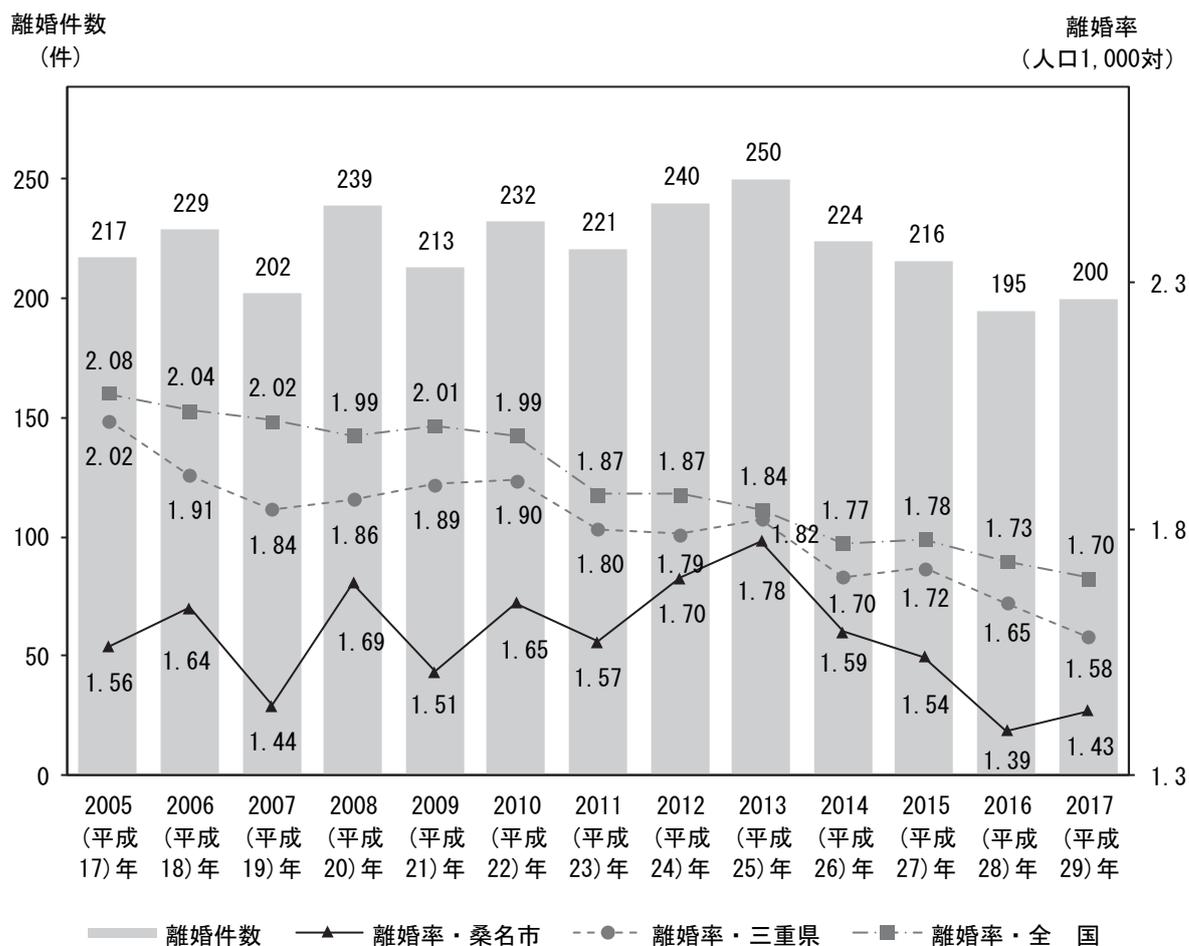
区分	女 性						男 性						
	1990 (平成 2)年	1995 (平成 7)年	2000 (平成 12)年	2005 (平成 17)年	2010 (平成 22)年	2015 (平成 27)年	1990 (平成 2)年	1995 (平成 7)年	2000 (平成 12)年	2005 (平成 17)年	2010 (平成 22)年	2015 (平成 27)年	
20 ～ 24 歳	桑名市	85.1	87.0	88.4	88.3	89.7	91.7	92.8	93.0	92.4	93.2	93.1	93.9
	三重県	82.8	84.8	85.6	96.0	86.4	89.0	91.5	91.8	91.1	91.5	91.4	92.4
	全 国	85.0	86.4	87.9	88.7	87.8	88.0	92.2	92.6	92.9	93.4	91.4	90.5
25 ～ 29 歳	桑名市	34.0	42.7	49.2	55.4	58.5	59.1	61.9	63.3	66.3	69.4	70.8	69.9
	三重県	31.5	41.1	47.9	53.5	54.7	56.1	59.5	63.3	64.7	67.2	67.8	69.3
	全 国	40.2	48.0	54.0	59.0	58.9	58.8	64.4	66.9	69.3	71.4	69.2	68.3
30 ～ 34 歳	桑名市	9.1	12.6	19.2	25.4	28.7	29.6	26.1	32.1	36.9	42.1	45.0	42.8
	三重県	9.0	13.6	20.4	25.9	28.9	30.3	26.4	31.2	37.4	42.0	43.1	44.4
	全 国	13.9	19.7	26.6	32.0	33.9	33.6	32.6	37.3	42.9	47.1	46.0	44.7
35 ～ 39 歳	桑名市	3.6	6.4	8.2	12.9	16.3	19.1	13.7	16.8	20.4	25.0	29.9	32.3
	三重県	4.6	6.5	9.5	14.3	17.9	20.2	10.4	17.6	21.1	27.5	31.1	32.6
	全 国	7.5	10.0	13.8	18.4	22.7	23.3	19.0	22.6	25.7	30.0	34.8	33.7

資料：総務省「国勢調査」

(2) 離婚件数の推移

2017（平成29）年における本市の離婚件数は200件です。これまでの推移をみると、2013（平成25）年の250件をピークに減少傾向にありましたが、2017（平成29）年には増加しています。離婚率（人口1,000対）にばらつきはありますが、いずれの年も三重県、全国を下回っています。

図表 2-19 離婚件数及び離婚率（人口1,000対）の推移



資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

Ⅱ 子ども・子育て支援施策の状況

1 教育・保育の状況

2019（平成31）年3月31日現在、本市の小学校就学前の子ども数は6,927人で、就園状況の構成割合では、0歳児では8.4%、1歳児では37.0%、2歳児では42.1%と年齢とともに就園児の割合が増えています。さらに、3歳児になると幼稚園の利用開始に伴い就園児の割合が大幅に上昇し、4歳以上では幼稚園、保育所（園）・認定こども園を合わせて96.1%を占めています（図表2-20、図表2-21）。

図表2-20 幼稚園・保育所（園）の利用状況

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園			8	386	583	644	1,621
保育所（園）・認定こども園	87	411	472	600	582	576	2,728
在宅等	946	699	660	187	47	39	2,578
就学前の子ども数	1,033	1,110	1,140	1,173	1,212	1,259	6,927

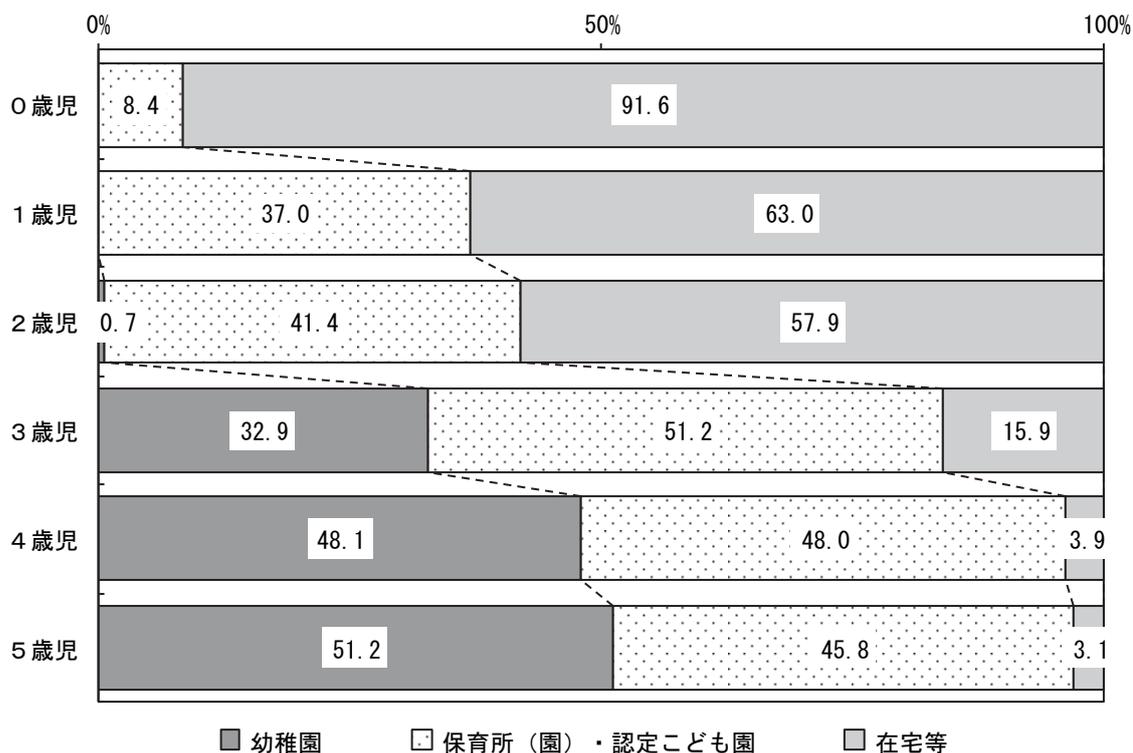
注1：幼稚園、保育所（園）の園児数は令和元年5月1日現在（市外の園に通う園児を含む）

注2：就学前の子ども数は平成31年3月31日現在の住民基本台帳および外国人登録人口

注3：幼稚園の「2歳児」は満3歳児の園児数

注4：「在宅等」は就学前の子ども数から園児数の合計を除いたもの

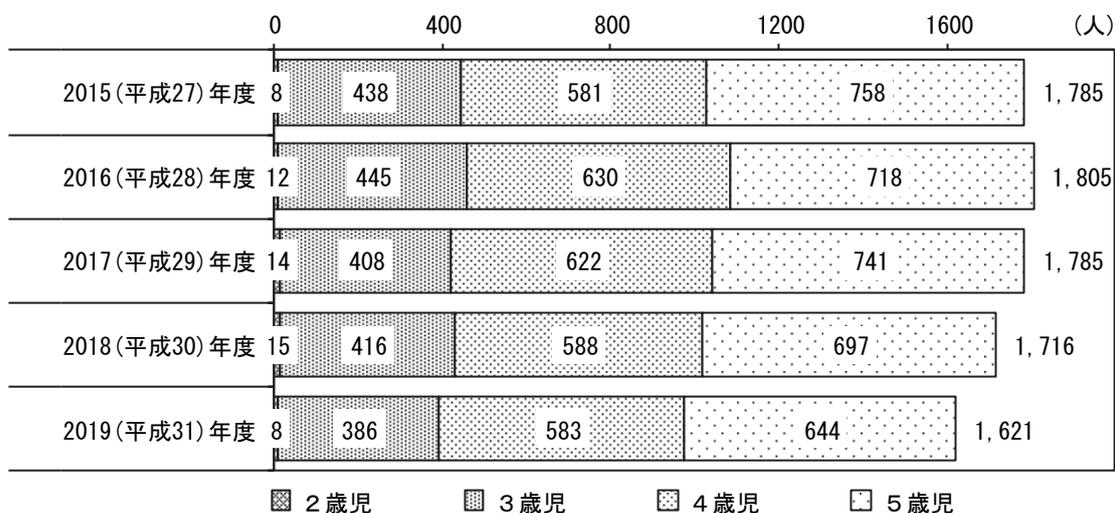
図表2-21 通園状況の構成割合



(1) 幼稚園の利用状況

幼稚園の利用者数は、2016（平成28）年度以降、減少傾向にあります。

図表 2-22 幼稚園の年齢別利用者数の推移

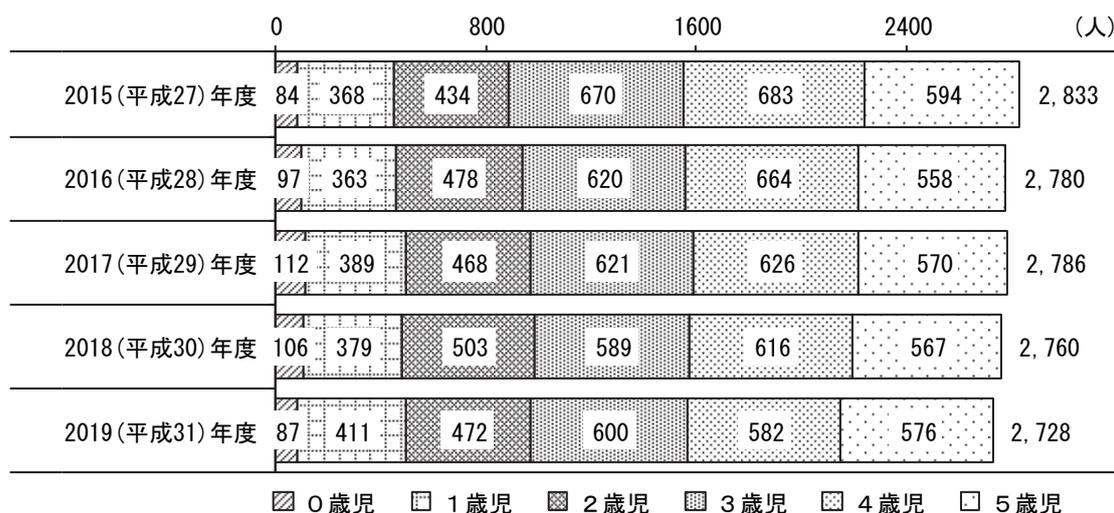


(注) 各年度5月1日現在

(2) 保育所（園）・認定こども園の利用状況

保育所（園）・認定こども園の利用者数は、2016（平成28）年度以降、2,700人台で推移しています。

図表 2-23 保育所（園）・認定こども園の年齢別利用者数の推移



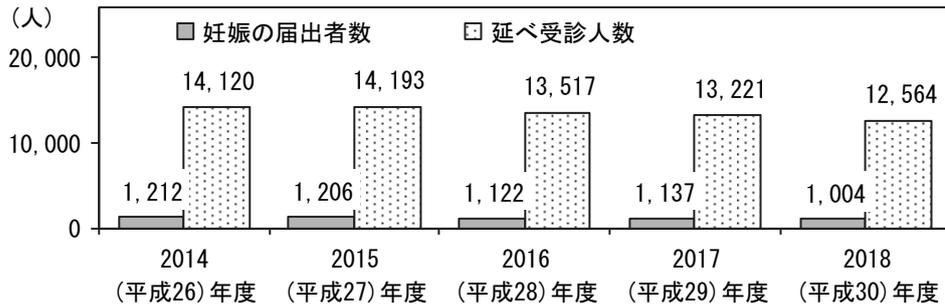
(注) 各年度5月1日現在

2 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査を実施しています。また、母子健康手帳交付時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげています。

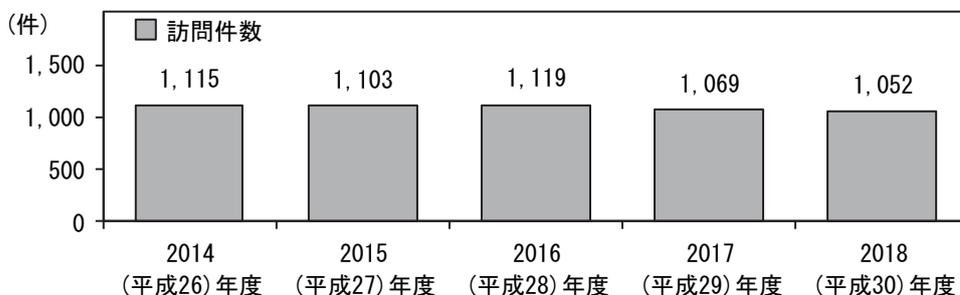
図表 2-24 妊婦健康診査の実施状況



(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行っています。

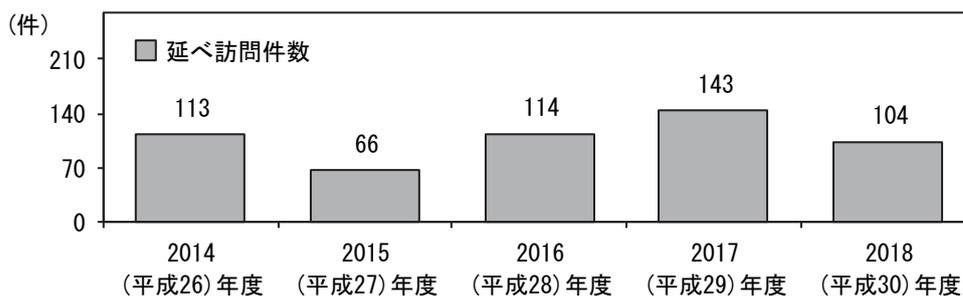
図表 2-25 赤ちゃん訪問の実施状況



(3) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。

図表 2-26 養育支援訪問事業の実施状況



(4) 利用者支援事業

子ども・子育て応援センターにおいて個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業を円滑に利用できるよう支援しています。また、2016(平成28)年7月から保育サービスに関する専門相談員(保育コンシェルジュ)を配置しました。

図表2-27 利用者支援事業

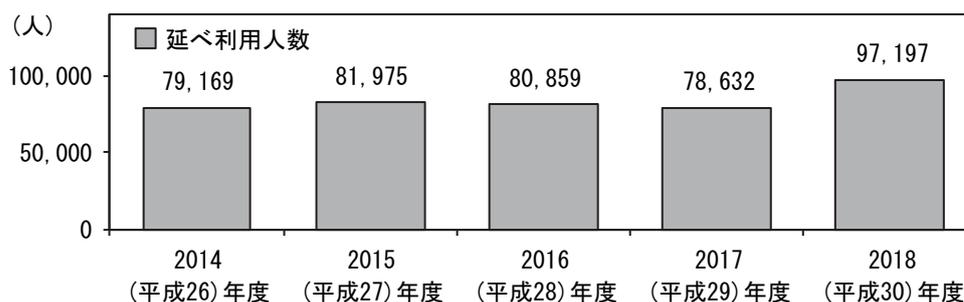
単位：か所

2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
—	2	2	3	3

(5) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげていくため、市内7か所で子育て支援センターを開設しています。2018(平成30)年度には、延べ97,197人の利用がありました。

図表2-28 子育て支援センターの利用状況

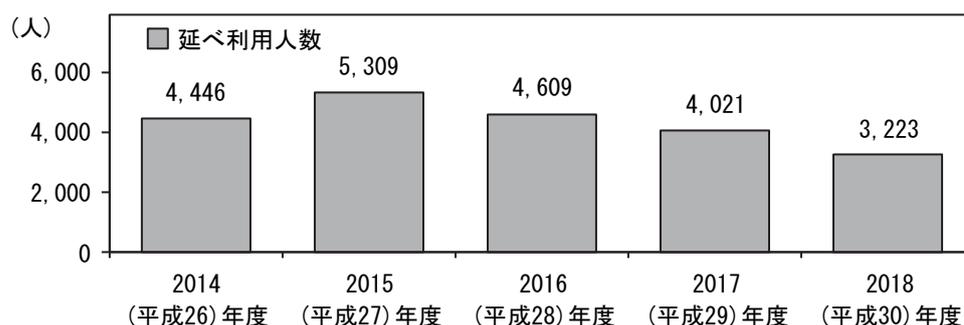


(6) 一時保育（幼稚園在園児対象を除く一時預かり事業）

保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができないときに、一時的に預かる事業であり、2018（平成30）年度は、市内7か所で実施しています。

利用は2015(平成27)年度をピークに減少しており、2018（平成30）年度は延べ3,223人の利用がありました。

図表2-29 一時保育の利用状況



(7) 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）

幼稚園の在園児を対象に保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができないときに、一時的に預かる事業を実施しています。

利用は2018(平成30)年度には延べ48,042人の利用がありました。

図表 2-30 一時保育の利用状況

単位：人

2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
30,041	40,478	41,499	50,945	48,042

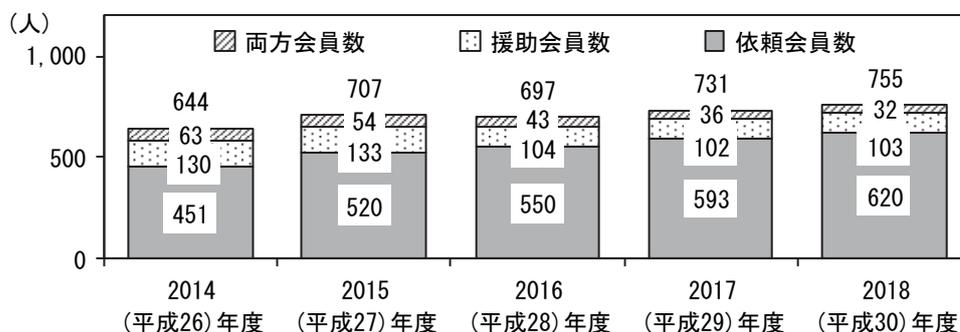
(8) ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育所（園）等への送迎や一時的な預かり等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行うものです。

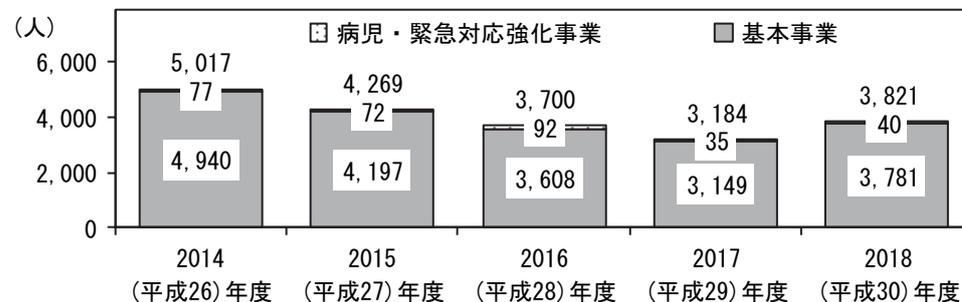
依頼会員は年々増加していますが、援助会員及び両方会員は減少傾向にあります。

2018（平成30）年度の登録人数は依頼会員が620人、援助会員が103人、両方会員が32人の計755人で、利用件数は3,821件でした（図表2-31、図表2-32）。

図表 2-31 ファミリー・サポート・センター会員数の推移



図表 2-32 ファミリー・サポート・センター援助活動状況

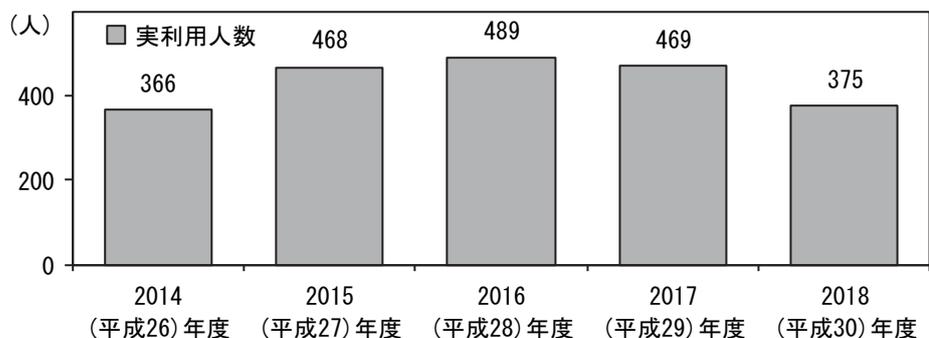


(9) 延長保育事業

保育所（園）等で通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。

2018（平成30）年度は、市内12園で実施しており、375人（実利用人数）の利用がありました。

図表 2-33 延長保育の利用状況

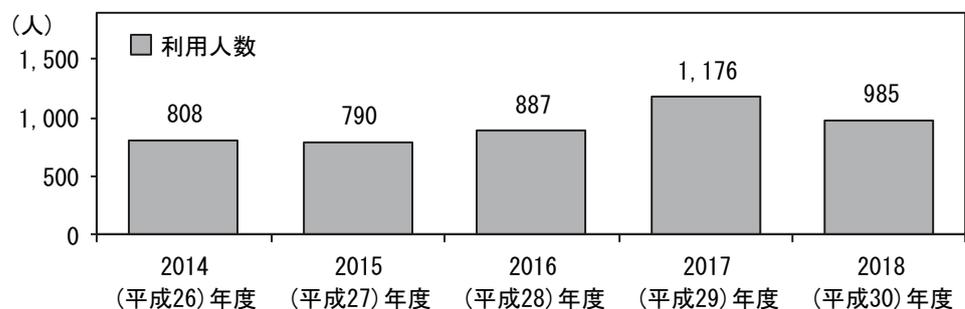


(10) 病児保育事業

病気の子どもが集団や家庭で保育できない時に、医師の指示に基づき、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

2018（平成30）年度は、市内2か所で実施しており、延べ985人の利用がありました。

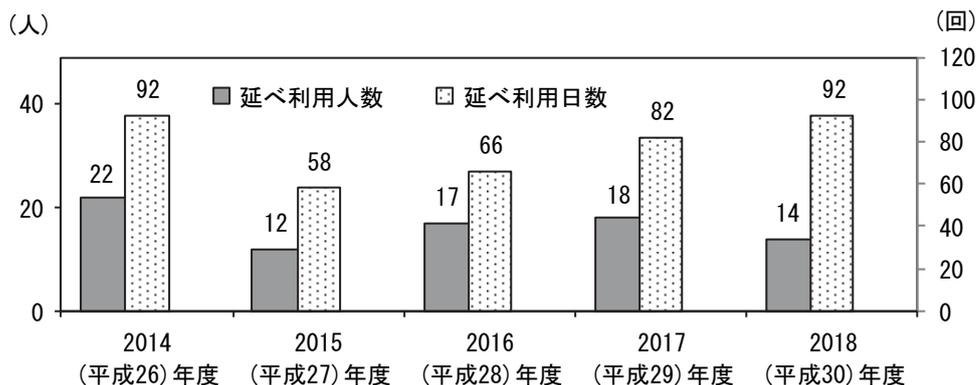
図表 2-34 病児保育の利用状況



(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等により子どもを養育することが困難となった場合に、保護者の申し出により一定期間、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

図表 2-35 子育て短期支援事業の利用状況

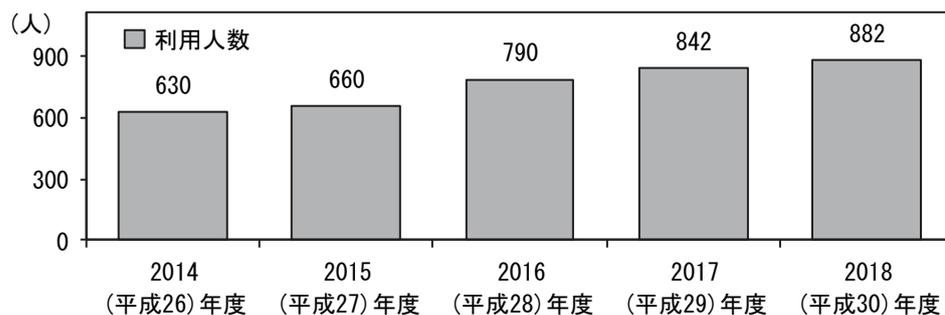


(12) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもに対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

利用者は年々増加しています。2018（平成30）年4月現在、市内28か所で実施されており、882人が利用しています。

図表 2-36 学童保育の利用状況



第3章 子ども・子育て支援に関するニーズと課題

1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前の子どものいるご家庭には、全ての家庭を対象にニーズ調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

<調査方法等>

区 分	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
調査対象者	2018年12月1日現在、就学前の子どもの保護者（全世帯）	2018年12月1日現在、小学生の保護者（抽出）
調査票の配布・回収	郵送配布・回収	学校を通じて配布・回収（一部郵送）
調査基準日	2018年12月1日	
調査期間	2018年12月14日～1月10日	

※対象となる子どもが複数いる世帯では、1人の子どもに対してのみ調査しています。就学前の子どもと小学生の子ども、どちらもいる世帯については、就学前の子どものみ調査対象としています（就学前の子どもがいる世帯は、小学生の保護者調査対象から除く）。

<回収結果>

区 分	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
配布数	5,733	2,067
回収数	2,879	1,456
回収率	50.2%	70.4%

(2) 集計・分析について

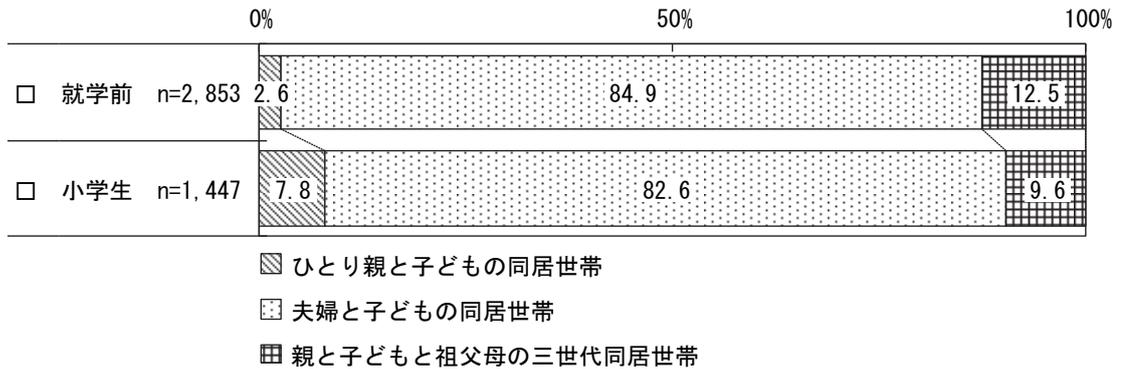
- ① 図表中のn（Number of Caseの略）は回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数（n）を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

(3) 調査結果の概要

① 家庭の状況

夫婦と子どもの同居世帯が、就学前の子どもの保護者、小学生の保護者ともに80%以上を占めています。ひとり親と子どもの同居世帯は、就学前の子どもの保護者が2.6%であるのに対し、小学生の保護者は7.8%です。

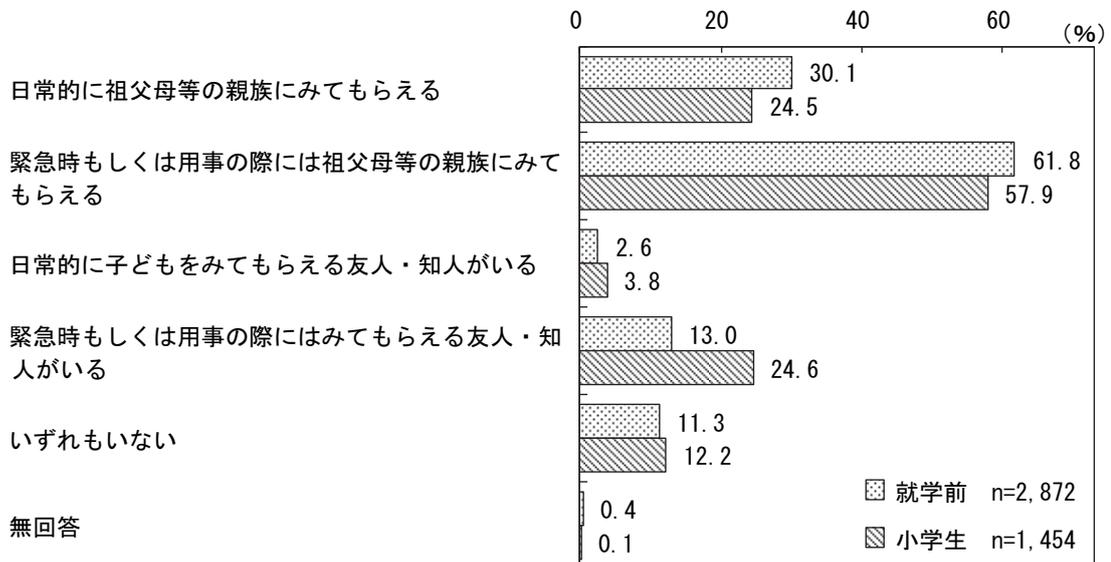
図表3-1 同居家族（世帯構成）



注：無回答等を除く

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前の子どもの保護者が61.8%、小学生の保護者が57.9%と最も高くなっています。次いで、就学前の子どもの保護者は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっており、祖父母の存在が大きいことがわかります。一方、「いずれもない」が就学前の子どもの保護者が11.3%、小学生の保護者が12.2%となっています。

図表3-2 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

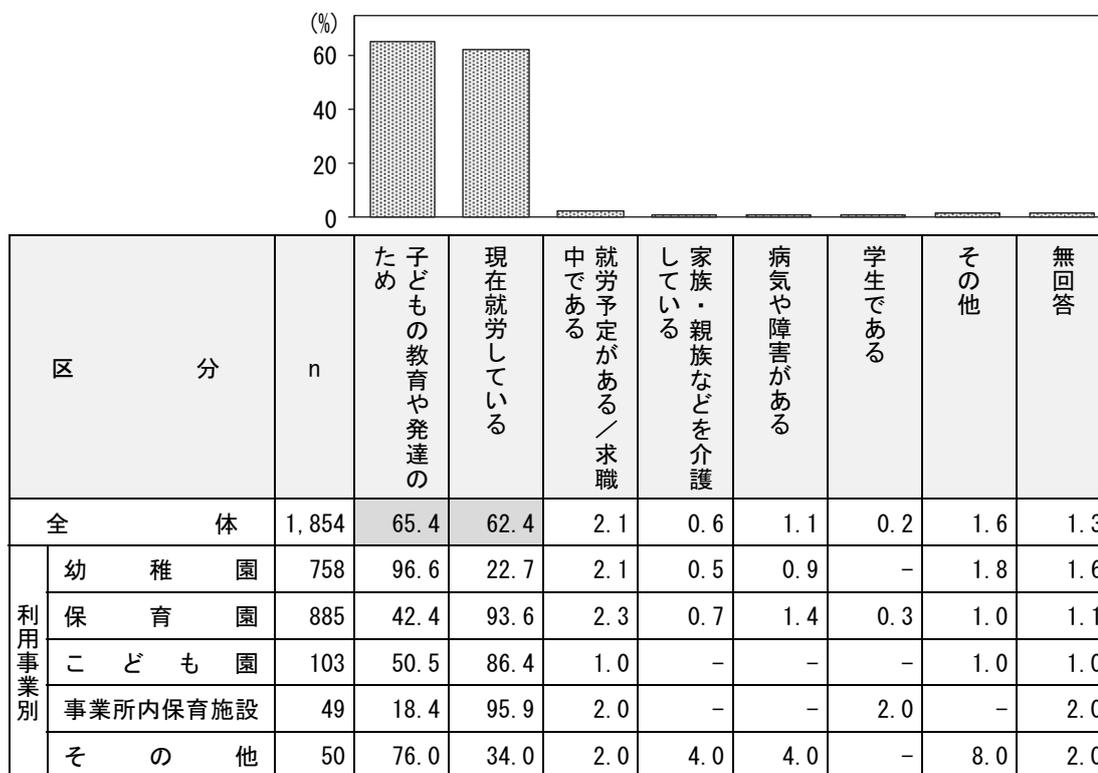


② 教育・保育事業の状況（就学前の子どもの保護者）

平日の教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」(65.4%)と「現在就労している」(62.4%)が高くなっています。

図表3-3 平日の教育・保育事業を利用している理由（複数回答）

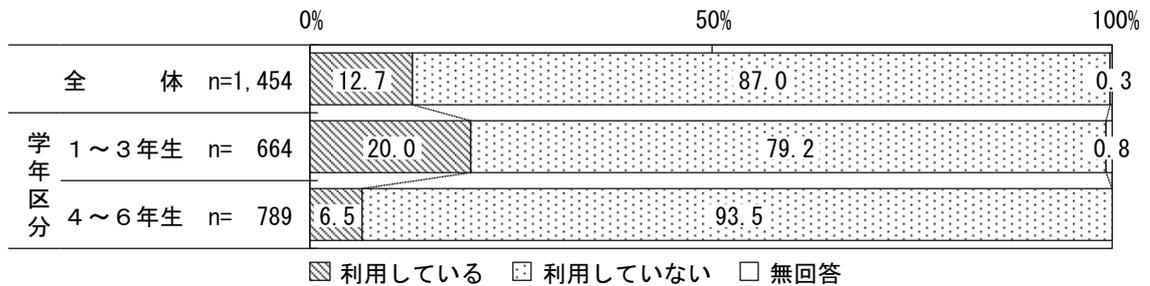
単位：nは人、他は%



③ 放課後児童クラブの状況（小学生の保護者）

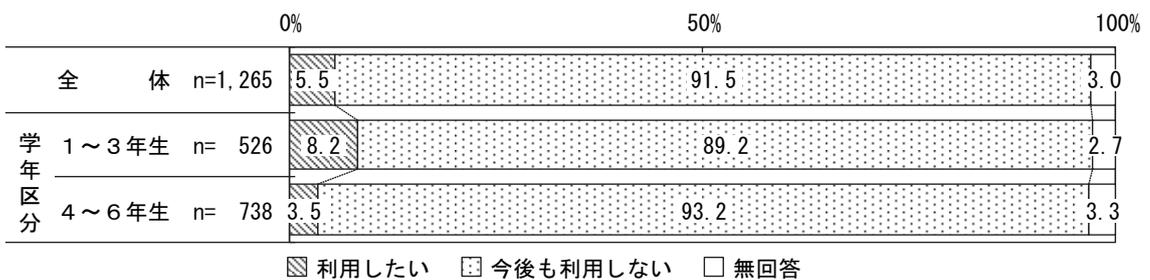
放課後児童クラブの利用率は、小学生全体では 12.7%ですが、3年生以下では 20.0%です。

図表 3-6 放課後児童クラブの利用状況



放課後児童クラブを現在利用していない人の利用意向は、小学生全体では 5.5%ですが、3年生以下では 8.2%です。

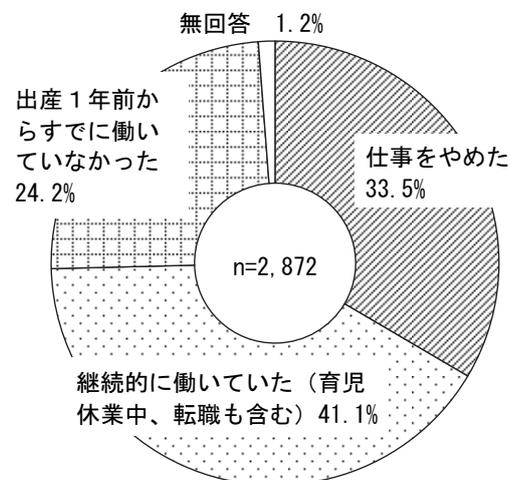
図表 3-7 放課後児童クラブの利用意向



④ 仕事と子育ての両立

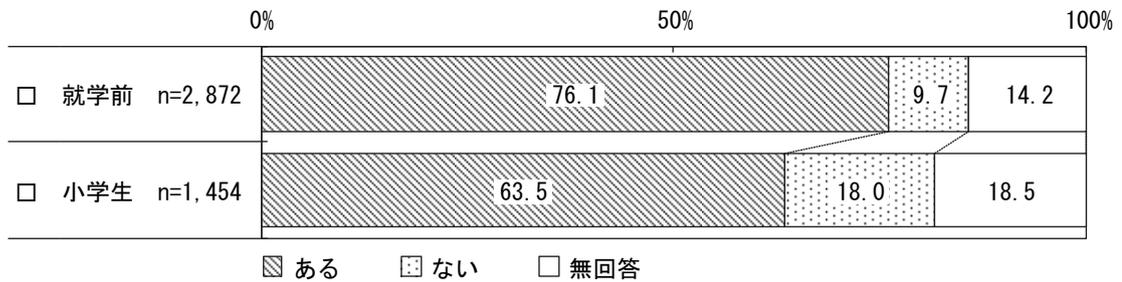
就学前の子どもの保護者の出産前後の母親の就労状況をみると、「仕事をやめた」と「出産 1 年前からすでに働いていなかった」が 57.7%を占めていますが、「継続的に働いていた（育児休業中、転職も含む）」も 41.1%あります。仕事を続けた理由としては、「仕事を続けることが経済的に必要だったから」、「職場環境や労働条件等が整っており、働き続けやすい環境だった」が高くなっています。

図表 3-8 出産前後の母親の就労状況（就学前）



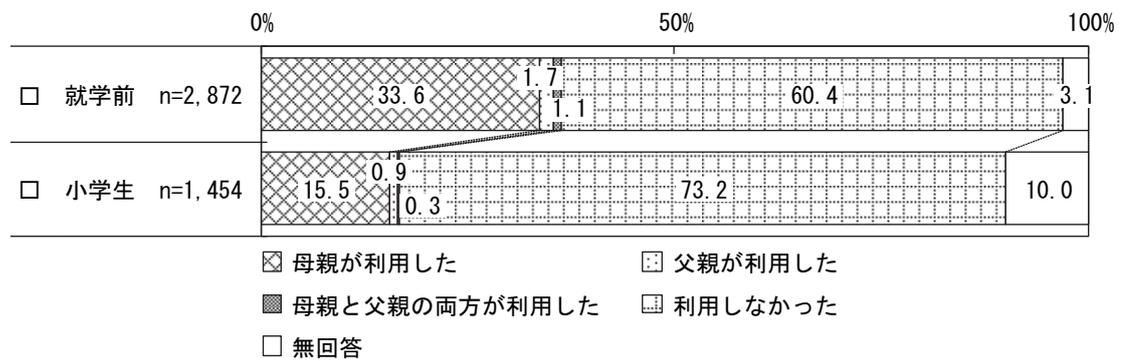
仕事と子育ての両立が難しいと感じたことが「ある」人は就学前の子どもの保護者で76.1%、小学生の保護者で63.5%を占めています。

図表3-9 仕事と子育ての両立が難しいと感じたことの有無



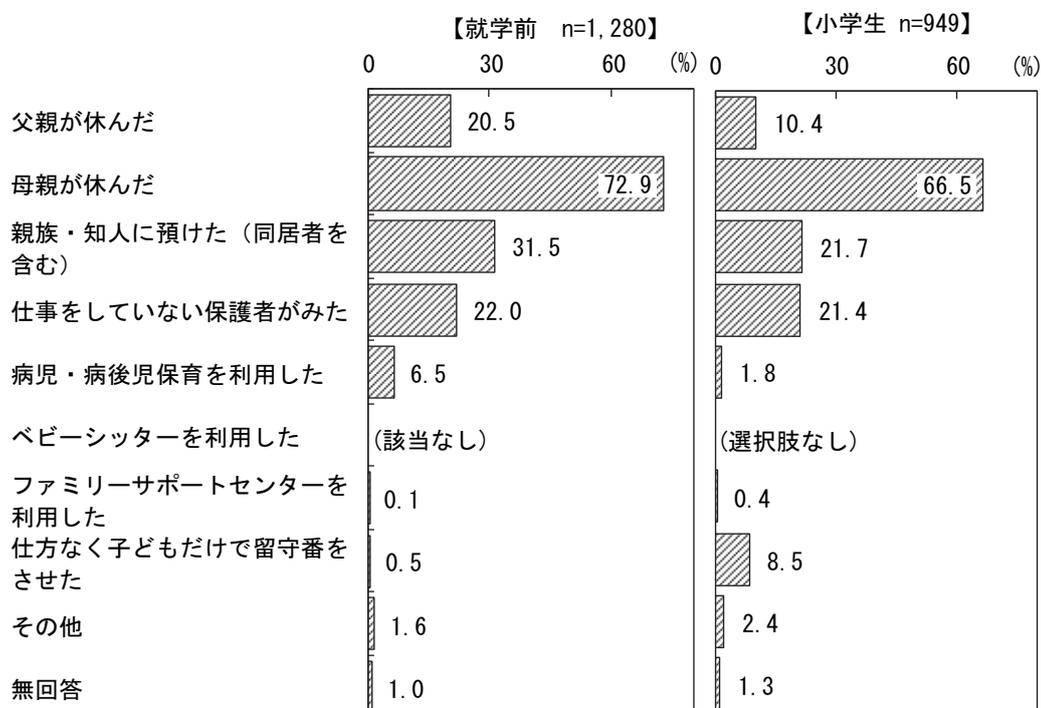
育児休業の利用状況を見ると、「利用しなかった」が就学前の子どもの保護者で60.4%、小学生の保護者で73.2%を占めています。「母親が利用した」は、就学前の子どもの保護者では33.6%、小学生の保護者が15.5%に対して、「父親が利用した」は、両者とも2%未満となっています。

図表3-10 育児休業の利用状況



子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）、学校を休んだ時の対処法としては、「母親が休んだ」が最も高くなっています。

図表 3-11 子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）、学校を休んだ時の対処法（複数回答）



⑤ 相談・情報提供

子育てに関する悩みや不安を解消するためにあると良いと思われる相談窓口は、「子どもの年齢（発達段階）によって専門的な相談ができる窓口」が最も高く、次いで「子どもの年齢に関わらずどんなことでも相談できる総合的な窓口」が高くなっています。

図表 3-12 あると良いと思われる相談窓口（複数回答）

単位：nは人、他は%

区分	n	子どもの年齢に関わらずどんなことでも相談できる総合的な窓口	子どもの年齢（発達段階）によって専門的な相談ができる窓口	身近な地域にあり、気軽に相談できる窓口	保育所・保育園や幼稚園などで、個別に相談できる窓口	自分と同じように子育て中の人と悩みなどを相談し合える場	職場において仕事と子育ての両立について相談できる窓口	その他	無回答
就 学 前	2,872	30.7	46.5	28.7	19.8	21.8	12.5	2.3	3.7
小 学 生	1,454	34.6	38.9	29.4	19.7	14.4	9.5	2.5	3.1

市の子育てに関する情報提供についてどのようにしたら必要な人に届くと思うかについては、「市の広報を充実させる」「市のホームページを充実させる」「パンフレットや情報誌をスーパーなど身近な場所に置く」等が高くなっています。

図表 3-13 子育て情報の効果的な提供方法（複数回答）

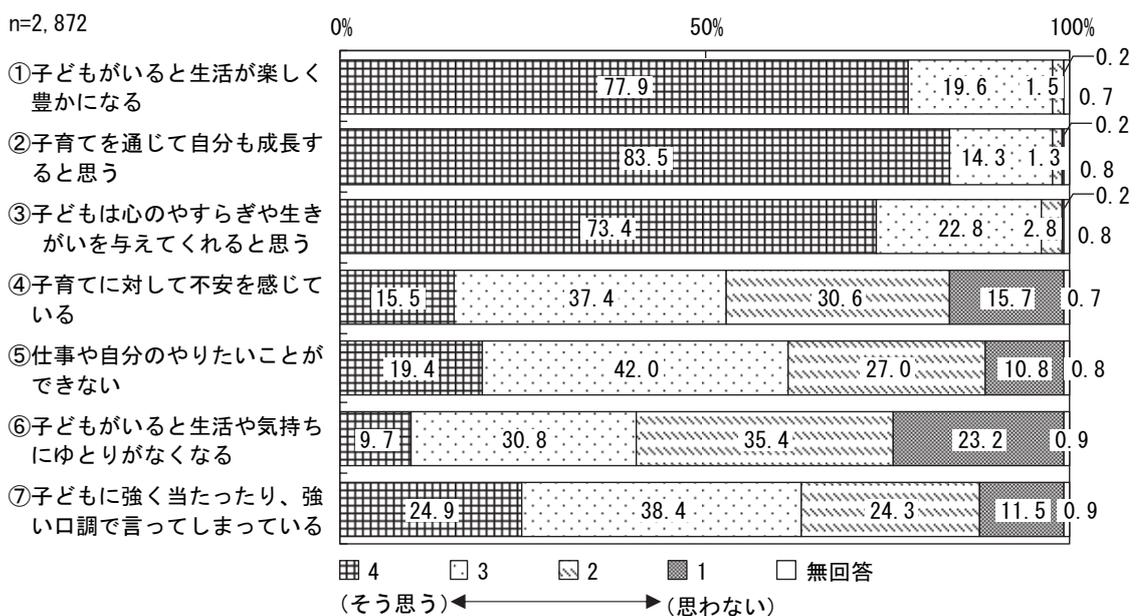
単位：nは人、他は%

区分	n	広報を充実させる	ホームページを充実させる	くわな子育てガイドブックを充実させる	子育て情報誌「すくすくだより」を充実させる	メールマガジンを充実させる	子育て情報提供アプリ「マチカゴ」を充実させる	パンフレットや情報誌をスーパーなど身近な場所に置く	自治会など地域の人を介した情報提供を充実させる	その他	無回答
就学前	2,872	50.1	44.3	21.1	16.7	11.4	10.1	35.6	13.9	5.5	2.8
小学生	1,454	48.0	40.0	19.0		9.9		33.4	16.1	5.9	3.1

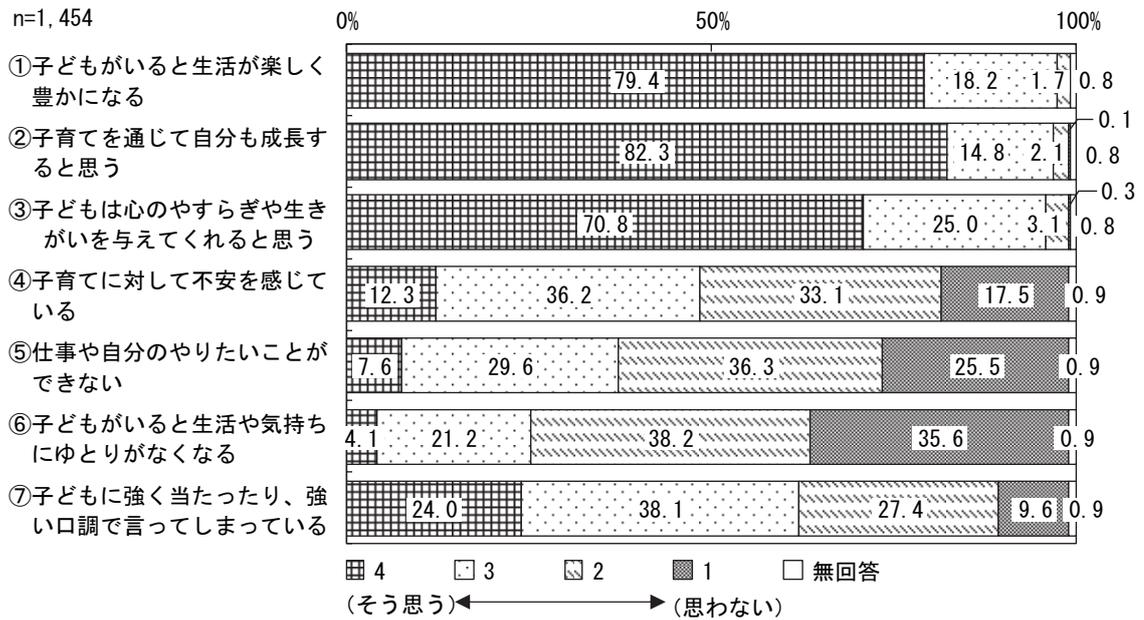
⑥ 子育て全般

子育てで感じていることとして「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」「子育てを通じて自分も成長すると思う」「子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う」について「そう思う」が70%を超えており、子どもの存在が自分の人生や生活に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかります。

図表 3-14 子育てに対して感じていること（就学前）



図表 3-15 子育てに対して感じていること（小学生）



子育てについて特に不安に思っていることや悩んでいることとして、就学前の子ども保護者では「子どもの叱り方について不安があること」「子育てにより身体に疲れを感じる」と、小学生の保護者では「子ども同士の友だち付き合いがうまくいか不安があること」が40%以上と高くなっています。

図表 3-16 子育てする上での不安や悩み（複数回答）

単位：nは人、他は%

区分	n	子育てにより身体に疲れを感じる	子育てが大変なことを身近な人が理解してくれないこと	病気や発育・発達に関する	子育て・育児の方法がよくわからないこと	子ども同士の友だち付き合いがうまくいか不安があること	子どもの叱り方について不安があること	子育ての不安を子どもにぶつけてしまうこと	その他	特にな	無回答
就 学 前	2,872	41.1	9.6	26.3	10.1	30.0	46.1	13.6	7.3	14.5	2.0
小 学 生	1,454	23.5	7.9	19.7	6.3	43.1	37.5	12.8	7.3	18.5	2.1

子育てに関して地域に望むこととしては「子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が約 80%と最も高く、次いで「子どもを注意したりしかってくれること」が高くなっています。

図表 3-17 子育てに関して地域に望むこと（複数回答・2つまで）

単位：nは人、他は%

区 分	n	子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること	子どもを注意したりしかってくれること	子育てについて相談にのってくれること	子どもに遊びや工作、スポーツなどの指導をしてくれること	緊急時に子どもを預かってくれること	その他	特になし	無回答
就 学 前	2,872	80.8	40.7	13.1	26.2	18.7	2.1	1.3	1.1
小 学 生	1,454	79.7	48.6	7.1	22.3	11.5	1.9	2.8	1.4

2 ヒアリング・ワークショップ

(1) ヒアリング・ワークショップの概要

ニーズ調査の対象とならない人や定型的な調査では把握が難しい個別のニーズがあること等を配慮し、ヒアリング調査を実施するとともに、市民を対象としたワークショップや父親を対象とした座談会を開催し意見を聴取しました。

<ヒアリング・ワークショップの実施状況>

実施日	対 象【対象数】
平成 30 年 10 月 2～3 日	高校生（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している 2 年生）【74 人】
10 月 17 日	BP プログラム（親子の絆づくりプログラム）参加者【10 人】◆
11 月 20～21 日	中学生（陽和中学校「子育て体験事業」参加者）【125 人】◆
11～12 月	どんぐり教室参加者【12 人】◆
11 月 1 日～12 月 20 日	ファミリーサポートセンター援助会員【23 人】◆
11 月 21 日～12 月 25 日	親子健康手帳を交付した妊婦【60 人】
12 月 11 日	桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」利用者【14 人】●
12 月 15 日	パパサロン参加者（子育て中の父親）【5 人】●
12 月 20 日	あおむしの会（知的障害児・者の生活を充実させる会）会員【13 人】●
平成 30 年 12 月 25 日～ 平成 31 年 1 月 25 日	私立幼稚園・保育園職員、私立幼稚園・保育園経営者【19 か所】◆
平成 30 年 12 月 27 日～ 平成 31 年 1 月 15 日	ひとり親家庭の保護者【16 人】
平成 30 年 12 月 28 日～ 平成 31 年 1 月 16 日	障害児の保護者【27 人】
平成 31 年 1 月 8 日～1 月 17 日	子育て中の外国人【10 人】
1 月 10 日	幼稚園教諭（公立）【10 か所】
1 月 15 日	こども食堂学生ボランティア【8 人】◆
1 月 16 日	保育士（公立）【9 か所】
2 月 6 日～2 月 25 日	学童保育所支援員【5 か所】◆
3 月 22 日～3 月 28 日	医療的ケア児関係者【8 人】

※対象の中で、◆は自由記述式アンケート、●はワークショップ形式にて調査を行いました。

(2) ヒアリング・ワークショップ結果の概要

① 保護者・生徒へのヒアリング結果

<桑名市のいいところ>

【対象】ひとり親家庭の保護者、障害児の保護者、子育て中の外国人

- 公園が充実している（子育て中の外国人、障害児の保護者）
- 治安等が良く安心（ひとり親家庭の保護者）
- 親子で遊びに行くところがたくさんある（ひとり親家庭の保護者）
- 生活の利便性が良い（ひとり親家庭の保護者）
- 支援センターが充実している（子育て中の外国人、障害児の保護者、ひとり親家庭の保護者）
- 療育センターが充実している（障害児の保護者）
- 加配制度があることに安心している（障害児の保護者）
- 相談窓口が充実している（障害児の保護者、子育て中の外国人）
- 相談から次につながる（障害児の保護者）

<子どもを育てるときにあったらいい支援・サポート>

【対象】BPプログラム^{※1}参加者、どんぐり教室^{※2}参加者、妊婦、高校生、中学生

※1：初めて赤ちゃんを育てている母親を効果的に支援・サポートする参加者中心型プログラム

※2：療育センターにおいて、子どもの育ちに心配がある人や育児に不安を持っている保護者が子どもと一緒に遊ぶことができる教室

■保護者への支援について

- もっとBPのようなイベントがあるとうれしい（BPプログラム参加者）
- 親同士が交流できる場所（BPプログラム参加者、高校生、中学生）
- 地域の人と交流できる場所（中学生）
- 子どものあやし方のレクチャー、手作りおもちゃ（妊婦）
- 言葉を話せるようなトレーニングができるサポート（どんぐり教室参加者）
- 困ったとき、気軽に相談ができるところがあるといい（高校生、中学生）
- 育休や産休が取りやすいといい（中学生）
- 子育ての経験がある人の助けがあると安心する（中学生）
- 自分の親や祖父母の支援（中学生）
- おむつ券がほしい（妊婦）
- 経済的な支援（どんぐり教室参加者、高校生、中学生）

■母子保健事業について

- 赤ちゃん訪問だけでなく、相談する機会が個別にあるといい（どんぐり教室参加者）

■幼稚園・保育所（園）について

- 就業していなくても子どもを預けられる保育園・幼稚園（3歳児、妊婦）
- 幼稚園は全て3年保育にするべき（どんぐり教室参加者）
- 上の子が2歳未満でも在園できるといい（妊婦）
- 一時保育を増やしてほしい（BPプログラム参加者）
- 保育時間を長くしてほしい（妊婦、高校生）
- 近くに保育園があるといいと思う（高校生、中学生）

■一時的な預かり・支援について

- 支援センターに一時保育を併設してほしい（どんぐり教室参加者）
- 無料または安価な託児サービス（BPプログラム参加者）
- アレルギーでも状況に合わせて給食やおやつを出してくれる（妊婦）
- 短時間子どもを預かってくれるようなサポートがあればいい（どんぐり教室参加者）
- 安心して預けられるところがあるといい（高校生）

■病児・病後児保育について

- 急病のときに預けられる場所がほしい（高校生、中学生）

■発達に支援の必要な子どもについて

- 発達障害の子どもを育てている親へのサポート（家庭訪問や親同士の交流会など）（どんぐり教室参加者）

■子育て支援センター等について

- 支援センターの年齢制限の問題で困ったことがある（妊婦）
- 支援センターに、雨の日でも思いきり飛んだり走ったり、体を使って遊べる遊具があるとうれしい（どんぐり教室参加者）
- 子育て支援施設があるといい（高校生）
- 悩みごとを電話で相談できるといい（高校生）

■遊び場等の施設について

- 公園・遊び場がほしい（高校生、中学生）
- もっと遊べる場所があったらいいと思う（妊婦）
- 安全な遊び場（どんぐり教室参加者）
- キッズルームがあるカフェがほしい（妊婦）

■情報提供について

- いろいろな人から情報がたくさん入手できるといい（高校生）

■放課後の居場所について

- 小学生をもつ親が安心して預けられる、学童以外の場所（どんぐり教室参加者）

■医療について

- 子どもが病気するとき、安価で往診に来てくれるといい（高校生）

<改善してほしいところ>

【対象】ひとり親家庭の保護者、障害児の保護者、子育て中の外国人

■幼稚園・保育所（園）について

- 幼稚園に年少から入れたら良い（障害児の保護者）
- 幼保一貫にしてほしい（障害児の保護者）
- 3歳児以上をバス通園にしてほしい（障害児の保護者）
- 保育所（園）が増えてほしい（中学生）（ひとり親家庭の保護者）
- 保育料を安くしてほしい（ひとり親家庭の保護者）

■一時的な預かり・支援について

- 一時預かりの場所を増やしてほしい（障害児の保護者）

■病児・病後児保育について

- 病児保育施設を増やしてほしい（子育て中の外国人）

■発達に支援の必要な子どもについて

- 支援を必要とする子の対応ができる場所や人がいろんなところにあると良い（障害児の保護者）

■遊び場等の施設について

- 公園が少ない（子育て中の外国人）
- 児童館があると嬉しい（障害児の保護者）

■情報提供について

- 子どもに関する制度、支援内容が分かりやすく HP に載っているとよい（ひとり親家庭の保護者）

■放課後の居場所について

- 学童が選べるようにしてほしい（ひとり親家庭の保護者）
- 学童をもっと作ってほしい（ひとり親家庭の保護者）

■医療について

- 桑名市内の小児科の医師を増やしてほしい（障害児の保護者）
- 償還払いでなく最初から医療費を無料にしてほしい（障害児の保護者、ひとり親家庭の保護者、子育て中の外国人）
- 小児専門の医療があれば（障害児の保護者）
- 医療費の援助を高校生までにしてほしい（障害児の保護者）

■その他

- ベトナム語の通訳をおいてほしい（子育て中の外国人）

<子育てにおいて気になっていること>

【対象】ひとり親家庭の保護者、障害児の保護者、子育て中の外国人

■保護者への支援について

- 発達講習や子育て講座などが少ない（ひとり親家庭の保護者）
- 保育所に相談専門の人がいて、ゆっくり時間を取って話ができるといい（障害児の保護者）
- 自分の子育てや子どもの状態、様子についてこれでいいのかなど（障害児の保護者）
- 地域の情報（小学校など先のこと）が少ない（障害児の保護者）
- こどもの様子を知る手段が少ない。子どもの人間関係が心配（障害児の保護者）

■医療について

- 小児科の予約が取りにくい（障害児の保護者）

■周囲とのかかわりについて

- 買い物するときなど泣きわめいたりするので、まわりの目が気になる（障害児の保護者）

<ファミリーサポートセンター事業について>

【対象】ファミリーサポート援助会員

■援助活動をしていて感じること

- 子どもとふれあうことができ、楽しく、元気をもらえる
- 丁寧な子育てをしている親が多いと感じる
- 安全運転を心がけているが、事故が不安である
- 援助を必要としている人が多いと感じる
- 子ども食堂がたくさんできたらいいと思う
- 若い母親は、小さな子どもを保育園へ預けなければ、それぞれの生活を守っていけない現状を身にしみて感じている
- 平日の援助は、習い事の送り迎えが多い。ファミサポを活用して、休日の家族の時間を大切にしてほしい
- 同じ子どもの援助は、子どもの成長が感じられ、信頼関係もできやりがいい感じられる

■援助活動に関して変化等を感じる点

- 働く母親が増えた
- 塾や習い事への送迎が多くなった
- 援助会員があまり増えない。ファミリーサポートというシステムを知らない人が多い

■ファミリーサポートセンターについて今後必要なこと

- ファミサポの援助活動を知らない人が多いため、多くの人に知っていただき、活用していただきたい
- 月齢の小さい子の援助があるので、チャイルドシートの常時貸し出しの必要性を感じる
- 援助会員がもっと増えるといい
- 怪我や事故があったときに、賠償等あると思うだけで心強い

② 幼稚園教諭・保育士へのヒアリング結果

【対象】幼稚園教諭・保育士

<園児の発達や育ちを通して感じること>

■発達について

- 支援が必要な子が増えてきたように感じる。障害とは言えなくても配慮が必要な子が多い（保育士・幼稚園教諭）
- 発達がゆっくりな子が多いと感じる（身体・言葉）（保育士）
- インターネットやテレビから得る情報は多いが、直接的な体験が減っている（保育士）
- 一人ひとり違って、個々をしっかりと捉えることが必要だと感じる（保育士）
- 子どもの成長・発達において、その子を取り巻く環境が大きく影響していると感じる（幼稚園教諭）
- 子どもの発達に合わせた援助をすることで大きな成長につながる（保育士）
- 子どもが「やりたい」「面白い」と感じているからこそ、遊びや活動が育ちにつながっていく（幼稚園教諭）

■ 集団生活・コミュニケーションについて

- 人とのコミュニケーション能力が低いように感じる（保育士）
- 言葉の獲得とコミュニケーション能力の身につけにくさ、体力の低下を強く感じる。家の中だけで乳児期を過ごしてきている、外の世界とのかかわりが薄い中で育ってきていることを感じる（幼稚園教諭）
- 人との距離感がとりにくい子が増えている（保育士）
- 周りが気にならないマイペースの子が多い（保育士）
- 友だちと遊びの中で学ぶことが子どもの育ちにつながっていると感じる（幼稚園教諭）
- 集団の場だからこそ学べるものがたくさんあると感じる（保育士）

■ 身体能力について

- 体の使い方がスムーズにできない子が増えてきているように思える（転んでもなかなか手をつけない子、足が上がらず転びやすい子など）（保育士・幼稚園教諭）
- 外で遊ぶ機会が減り、運動面で体を支える力が弱かったり、体力がなかったりすることが気になる（保育士、幼稚園教諭）
- 経験不足で日常生活の中で身につけられない子がいる（保育士）
- 低年齢から視力が悪くなっている（スマホ、ゲームにより）（保育士）
- 好き嫌い、咀嚼が気になる（保育士）

■ 気持ちの面について

- 自分で考えて行動する・困難なことに立ち向かう・工夫するなどの姿勢が育っていない子が多い（保育士、幼稚園教諭）
- 意欲ややる気のない子が多く、達成感の感じ方も薄い（保育士）
- 保育士に愛情を求める子が増えている（保育士）

■ しつけの程度について

- 4歳児でおむつの取れていない子が増えている（幼稚園教諭）
- 衣服の着脱、トイレ（排泄）の自立、食事の偏食やお箸・スプーンの持ち方など、基本的な生活習慣が身につけていない子が増えており、家庭で付けていただくべきことと思える指導が必要である（幼稚園教諭）

■ 保護者との関係について

- 子どもの育ちにつながっていくので保護者との連携の大切さを感じる（幼稚園教諭）
- 一人ひとりに合わせた保育をすることで、子どもたちは確実に成長し、保護者にもそのような姿を丁寧に伝えることで、理解を得ることができ、家庭での協力も得られ、さらに子どもの成長を支えることにつながっている（幼稚園教諭）
- 子どもだけでなく保護者支援の難しさを感じる（保育士）

■ その他

- 食物アレルギーの多様化（保育士）
- 経験の少なさを感じる。特に「食」については、行事や給食時に「食べたことない」「初めて」という子がいて実感する（保育士）
- 文字や数字に関心を持つ子が多く、4歳児クラスで文字を読んだり数字を書いたりしている（保育士）

<園児の家庭環境等について感じる事>

■家庭での就寝・食事等の生活習慣について

- 朝ごはんを食べない子や、夜中遅くまで起きている家庭が増えてきているように感じる（保育士）
- 生活リズムが乱れている家庭が大変多い（保育士、幼稚園教諭）
- 朝からよくあくびをする子が多く、安定した生活習慣ができていない（保育士）
- 生活自体が保護者主体になっている部分が多く、子どもの容姿だけを重要視したり、子どもをできる、できないという視点で見ていることが多い（幼稚園教諭）

■親子の関わりについて

- 子どもとの関わり方がわからず困っている様子が多い（保育士）
- 休日に出かけることで子どもと関わっていると思っている家庭が多い（保育士）
- 仕事で忙しいこともあり、一緒に過ごす時間が十分に取れないことが子どものイライラにつながっている（保育士）
- 保護者に余裕がなく、子どもの困り感や育ちに気づいていないところもある（保育士）
- 物資は豊かだが、保護者との関わりや関係性が希薄になっていると思う（幼稚園教諭）
- 保護者が手をかけすぎているような子と、必要以上に自立を求められる子の差が大きい（保育士）
- 保護者同士の関係がネットでつながっており、我が子が他の子に迷惑をかけることを怖がり、子ども本来の姿を容認できずにいることも多々ある（幼稚園教諭）

■保育所等と家庭の役割の変化について

- 休みの日でも保育所に預ける保護者が多い。親は、週休2日、子どもは週休1日家ではコミュニケーションも少ないように感じる（保育士）
- 家で子どもを見るのは無理！とはっきり言う保護者が増えてきた（保育士）
- 共働きによる長時間保育の子の増加（保育士）
- 保護者の園まかせを日々感じる（幼稚園教諭、保育士）

■保護者への支援について

- 保護者の大変さが子どもの姿に影響するので、保護者をサポートする手立てが必要だと感じる（保育士）
- 地域での交流がない保護者がいる。孤立させないように保育所の特性を活かした支援がしたい（保育士）
- 子育てについて相談するところがなく、1人で困っているように感じる（保育士・幼稚園教諭）
- 保護者自体に自信がなく、気持ちが不安定である場合が増えてきている（保育士）
- 子育ての相談できる場がなく、インターネットに頼っている（保育士）
- 子育ての仕方に不安を感じている家庭が多い（保育士）

■家庭環境の影響について

- 祖父母はじめ周囲の協力を受けやすい家庭の子どもは気持ちが安定している傾向があるように感じる（保育士）
- 祖父母が近くにいない家庭が増えた（保育士）
- 核家族であり、両親ともに正社員で遅くまで働く家庭が多い（保育士）
- 核家族が増え、また、シングルなどの家庭環境も増えてきている（保育士）
- さまざまな背景（ネグレクト・登園させない保護者・子育てする力不足の保護者）を抱える子どもや、それぞれの家庭の文化が異なる外国籍の子が増えている（幼稚園教諭）

■子どもの発達・経験・遊び等について

- 家庭での遊びの内容の変化（ゲーム機器等が増加し、外遊びの低下）（保育士）
- 日常生活が便利になったこと（センサー感知、プッシュ式）もあるだろうが、手首の返し、指先が固く動かない。ひねる、ねじるなど微細運動の未熟さを感じる（幼稚園教諭）
- 外遊びではなくゲームやスマホに夢中になる子が多すぎる気がする（保育士・幼稚園教諭）

■情報について

- 子育てに関する情報が、保護者に知れ渡っていない（幼稚園教諭）
- 困るとすぐネットで調べてその情報に頼る傾向にある（幼稚園教諭）
- 多くの情報にあふれているが、正しく必要に応じて活用できていない（保育士）

<幼稚園・保育園の保育における課題>

■地域や幼保・小学校の連携について

- 就学前の教育で何を大切にしていくのか、共通理解が必要である。幼保一緒に研修もしているが、現場でどのように取り組んでいるか知らない部分もある（幼稚園教諭）
- 公立幼稚園は小学校との併設である。この環境は就学に向けていろいろな面でよい環境であると感じる。幼稚園だけでなく保育園も小学校との連携を取れば、就学に向けて幼保と小学校ともに利点が多いと思う（幼稚園教諭）

■保育の内容について

- 保育、アレルギーの対応など分かりやすいガイドラインなどがほしい（保育士）
- 集団保育なので一人ひとりとじっくり関わる環境が持てない（保育所）
- 3歳児未満の受け入れに伴う、健康や安全さのきめ細かい対応（保育士）
- 園開放や在園の保護者に対する子育ての支援をもっとしたいが、職員数が少なく限界がある（幼稚園教諭）
- 子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの主体性を大切にしたい保育をすることが重要である（保育士、幼稚園教諭）
- 人との関わり方を学び、子ども同士がつながることができる教育が必要である（保育士）
- 発達段階に応じた幼児保育の充実を図る（保育士）
- 集団の中での自己発揮を自己肯定感につなげる（保育士）
- 支援が必要な子が増えてきているため、全体でできる活動内容に工夫が必要である（幼稚園教諭）

■制度や人員配置等の見直しについて

- 保育士不足の解消（保育士）
- 支援の必要な子どもを丁寧に保育していくために少人数での保育を希望する（保育士）
- 子ども一人ひとりと丁寧に関わる保育（保育士対子どもの人数比の見直し）（保育士）
- 研修・特別支援・預かり保育等をしっかりやるには、職員数が少なすぎる（幼稚園教諭）
- 3歳児の多くが就園している現状、3歳からの連続した保育の必要性を感じる（保育士）
- 公立幼稚園において3年保育、預かり保育が全園にないことが課題だと思う（幼稚園教諭）
- 集団の中で育てていく力を育成していくためには園児数の確保は課題である（保育士）

■保育士等の育成、働く環境の整備について

- 支援を必要とする子どもの加配保育士がいない。勉強する機会がほしい（保育士）
- 質の高い保育をめざしていくには研修に参加したいが時間がない（保育士）
- 書類や行事などに追われると目の前の子どもや家庭との連携がおろそかになることもあり、必要書類や活動の精選が必要である（保育士）
- 支援のいる子が増えているので、専門的な知識を身につけていく必要がある（幼稚園教諭）

■保護者への支援や家庭との連携について

- 休日保育や病児保育の充実（保育士）
- 保護者の育児支援の必要性（一人ひとりに合った保育や対応の仕方）（保育士）
- 保護者ニーズの多様化による対応の難しさ（保育士）
- 保育所にいる間についた習慣が、土日（休み）を挟むと戻ってしまう。家庭での子育て力を育てること（保育士）
- 園と保護者が相互理解しながらの子育て（保育士）
- 何でも気軽に相談できる関係づくり（保育士）
- 一人ひとりの子育てに寄り添いながらも、専門的な視点からアプローチする（保育士）
- 保護者が安定することで子どもも安定し成長できる（幼稚園教諭）
- 子どもへの支援はもちろんだが、保護者への支援も大切だと思う（保育士）

■設備・施設について

- 園舎の老朽化（公立施設）（保育士）

<現場の職員から見て、子育てに必要な支援とは>

■保護者への支援や家庭との連携について

- 保護者同士が子育てについて学んだり、交流したりできる支援がより必要と思う（保育士）
- 親自身に余裕がなく、できなかつたりする現状なので、一人ひとりに合わせたより丁寧な支援が必要だと感じる（保育士）
- 食や生活リズムについての支援（保育士）
- 子どもの育ちの道筋がわかるものや、子どもの生活に大切なものが分かるようなはたらきかけ（保育士、幼稚園教諭）
- 保護者の子育て力を高める指導・支援（保育士）
- 保護者に寄り添い話を聞く、悩みについて一緒に考える（保育所、幼稚園教諭）
- 保護者への情報提供（アレルギー、離乳食育など）（保育士）
- 親子でふれあえる時間の提供（保育士）

■相談できる環境づくりについて

- 相談しやすい施設を増やす（保育士）
- 園庭開放など、ひとりで悩まないで相談できる場をたくさん作ること（保育士）
- 初めての子育てで戸惑いや不安のある保護者が気軽に相談できる場（保育士）
- 子育てに関して、不安感が強い方が多いので、気軽に相談できるようなカウンセラーの配置があるといいのではないかと感じる（幼稚園教諭）
- 保護者の悩みや不安について気軽に話せる場所や人を充実させる（保育士、幼稚園教諭）

■保育環境の改善・向上について

- 特別支援教育の担当教諭が必要（幼稚園教諭）
- 公立幼稚園で3歳児保育が必要（幼稚園教諭）
- 地域で多くの人に守られながら、子どもの育ちを支援したい。保育園が交流の場になるような取組が必要である（保育士）

■支援サービス等の整備について

- 緊急時に対応できる病院や、保護者の病気・労働等に迅速に対応できるサービス（保育士）
- 子育て支援センター（在園児も利用可能、かつ土日開所）の増設（保育士）
- 実家が遠い場合、人的な助けをしてもらえるような場所（保育士）
- 発達障害への気づきを促すこと（保育士）
- ファミリーサポートなどの充実（病気になったときにお迎えに来られない）（保育士）

<桑名市の子育て支援について感じる事>

■保護者や子どもへの支援について

- 外国籍の子、家庭に対する支援の充実（保育士）
- 一時保育を利用する親子は、周囲に預かってくれる親戚や知人がいないからこそ一時保育を利用するのであり、こちらが思う以上に母親一人で育児を抱え込んでいるのではないかと思う（保育士）
- 自分から調べたり、行ったりして支援を受けられる人はいいが、働いている、生活が厳しいなどで自分から助けを求めることのできない人の支援は誰がどう担っていくのか心配なところがある（幼稚園教諭）
- 親をつなげたり、リフレッシュはいいことだとは思いますが、講座などの企画が多いように思う。本当に必要なことはセンターに来られない人のサポートだと思う。孤立している人もいるのではないか？（保育士）
- ほかほか等の子育て支援施設や、幼稚園・保育所で行う園庭開放やおおぞら保育などに参加できない人に対し、より参加しやすい方法を模索していく必要がある（保育士）
- 支援センターや一時保育、休日保育等その時代のニーズに合わせて対応してきたところはいいと思う（保育士）
- 家庭環境や状況によって通園できない子どもがいたので、すべての子ども、家庭が潤う環境づくりが必要（幼稚園教諭）
- 支援が必要な子を、定期的に専門の人に見てもらえて相談できるのがいい（保育士）
- 発達の気になる子どもには健診の時などに詳しくみていただき、園にも伝えてもらって情報を共有していきたい（保育士）
- 子育て相談や講座、子どもたち同士での関わりの場を設けているため、保護者も相談しやすいと感じる（保育士）

■保育の体制について

- 支援の必要な子への保幼、小、中の連携を高める（保育士）
- 子育てをしている側の保育士が休みにくく感じる環境。近くに実家がないと続けるのは困難（看護休暇など、年休以外の休みは取りづらい雰囲気）（保育士）
- 事業の多様化と職員配置のバランスがあまりよくない（保育士）
- 病児保育をする施設が増えるといい（保育士）
- 桑名市はきょうだい同じところに入園できない場合がある。別々の保育園に子どもの送迎をしないといけなくなり、実際にとても困っている（保育士）

■サービスや事業について

- 学童保育所の時間の延長（保育士）
- 発達相談の予約が取りにくい。もっと取りやすくするといい（保育士）
- すすくカードやゆめはま文庫等、いろいろな支援方法があり、いいと思う（保育士）
- 図書館・プラネタリウム・公園などがどの地区でも使いやすくなるといい（幼稚園教諭）
- 保護者がサービスを知らないので利用することができない（保育士）

■支援センターについて

- ほかほかなど、保護者が子どもたちと一緒に交流できる場はとてもいい（保育士）
- 子育て応援センターがあることで親同士がつながることができる（保育士）
- 地域によって子育て支援センターを気軽に使えなかったり、入れたい保育園や幼稚園が遠かったりなど偏りがあるように感じる（幼稚園教諭）

■学習・講座・遊び場等について

- 母親になるためのプログラムの参加を募集し行っているので、子育ての悩みなどの解消につながっている（保育士）
- 出産直後からの子育て支援（生活面や遊びでの関わり方について）（保育士）
- 気軽に遊べるよう、戸外で遊べる地域の公園の充実（保育士）

■情報提供について

- 関心がない保護者にこそ情報が届くようにしていくべきであると思う（幼稚園教諭）
- たくさんの人に知ってもらえる発信方法があると思う（保育士）
- 何を行っているのかが、取組が分かりづらいように思う（保育士）
- いろいろな支援を知らない保護者が多いので、もっとアピールしたり、情報を手に入れやすく考えてほしい（保育士）

<子育て支援で桑名市のいいところ>

■支援センターについて

- 子育て応援センターが充実している（保育士、幼稚園教諭）

■保育・教育の内容について

- 桑名市のアレルギー児対応はすごくいいと思う（保育士）
- 人権を考えて保育しているところ（保育士）
- 専門職が配置されていて、適切な回答がもらえること。多様なニーズに保育園も応えていなくてはならないため、桑名市に後方支援してもらえることは心強い（保育士）

■保護者の交流の場について

- 母親同士が子育てについて話し合える講座やサークルが開催できるように支援していることはとてもいいことだと思う（保育士）
- 施設を整えて集える場を作っているところ（幼稚園教諭）
- 子育て講座の企画はいいと思う。子どもと離れて興味関心のある話を聞いたり、交流したりする機会があるのはいいと思う（幼稚園教諭）
- 幼稚園や保育園の園開放や園庭開放をしていて、園に通っていない親子の交流の場などになっていていい（保育士）

■サービス・事業について

- 病児保育は働いている親が助かる。療育センターもしっかりしているので、園でも助けてもらい、親たちも相談しやすいと思う（幼稚園教諭）
- 公立幼稚園を存続させてくれること（公教育は誰もが保育を受けられる環境として今後も子どもや保護者のために）（幼稚園教諭）
- コンシェルジュが配置されている（保育士）
- あおぞら出前、一時預かりなど保育所に行っていない子も気軽に利用できる支援がある（保育士）
- わくわくコミュニケーション等、次世代育成に力をいれていること（保育士）
- 中学生の子育て体験など、素晴らしいと思う。子育てを楽しみにできるように、このような体験を大切にしてほしい（保育士）

③ 幼稚園・保育園経営者へのヒアリング結果

【対象】幼稚園・保育園経営者

<運営者からみて桑名市の子育てに必要な支援>

- 療育に関して手厚く支援していただきたい（幼稚園、保育園）
- 気になる様子の子どもが増えており、1歳半・3歳の健診の重要性が高まっている。入園前の親子にこそ、市の保健機関等より支援を行い、入園後も園との連携を持てるような、組織や仕組みづくりをしてほしい（保育園）
- 本当に困っている家庭が自ら相談に足を運ぶことはないため、そのサポートを充実できるといい（保育園）
- 園における施策に対して、独自のビジョンを掲げることが重要で、それは人口減の歯止めになる（保育園）
- きょうだいと同じ保育園に入れるようなシステムをつくる（保育園）
- 窓口で対応する担当者の保護者への積極的な説明（保育園）
- 桑名市の子育て支援を広く広報・チラシ等で分かりやすくアピールすること（保育園）
- 手書きの書類が多く、保育士の負担が未だに多い状況。補助金等も含めて ICT システムを導入しやすくしてほしい（保育園）

<桑名市保育、子育て支援施策への意見>

- 一時保育・病児保育の施設を増やすこと（保育園）
- 私立幼稚園における一時預かり保育幼稚園型を実施すること（幼稚園）
- 育児相談窓口を増やすこと（保育園）
- 自主的な子育てサークルの活動場所を提供すること（保育園）
- きょうだい別々の保育園入所になることを極力なくしてほしい（保育園）
- 事故防止の予防策（睡眠チェックの機材の導入やレンタルなど）に対する補助金などがあれば助かる（保育園）
- 保育士に対する補助金を考えてほしい。余剰人員を配置できるくらいの予算を考えてほしい。それが保育士の確保につながるし、質の向上になる。公立と私立の賃金、環境に差がありすぎると感じる（保育園）
- 幼児期、学生期の生活を穏やかに送ることのできる環境づくりを行うべき（保育園）

<園の運営上改善・改良が必要なこと>

- 職員の意識等の向上（幼稚園）
- 他園との交流や情報交換（保育園）
- 防災対策・安全対策（保育園）
- 保育する機関ではなく、教育機関として生きていこうとする幼稚園に対して、相応の資金的援助を行うシステムが必要（幼稚園）
- 職員（保育士）確保が一番の問題である。保育士が増えれば、運営上の問題はほぼクリアできると思う（保育園）
- 職員会議の時間が十分確保できない（保育園）

<現場の保育士等が困難を感じていると思うこと>

- 保育の仕事は休憩が取りにくいこと（保育園）
- 子どもの発達支援が難しい場合の対応（保育園）

- 発達支援が必要な子が年々増えてきている（保育園）
- 子どもだけでなく親への支援が必要となり、対応が困難になってきている（幼稚園）
- 保護者対応は仕事で忙しい保護者も多く、日ごろからどれだけお互いに理解し合える関係を築くかということにとっても気を遣っている（保育園）
- 研修等の学びを職員間で共有して保育の質を高めること（保育園）
- 行事などの準備の負担（保育園）
- 教員の資質向上が必要（幼稚園）

<現場の保育士等に高めてほしいこと>

- 個々への理解・配慮（幼稚園）
- 発達の理解と対応（保育園）
- 肯定的な子どもへの理解と言葉かけ（保育園）
- 各年齢の発達に合わせた遊びの工夫（自由遊び・集団遊び）（保育園）
- 子どもの人格を尊重する保育の方法（保育園）
- 保育についての知識向上（保育園）
- けが防止（保育園）
- アレルギー対策（保育園）
- 園の理念の理解（保育園）
- 保育業務に対するやりがい（保育園）
- 園は生活する場であることも理解し、保育士こそが生きる力（としての生活力や知恵、コミュニケーションの力など）を身につけてほしい（保育園）

④ 学童保育所支援員へのヒアリング結果

【対象】学童保育所支援員

<現在の子どもたちの育ち・家庭環境などについて感じること>

- 保護者に時間的・精神的余裕がなく、子どもは親に気がつかっているように思う
- 親が忙しいのか、子どもと会話することが減ってきている
- 核家族で共働き世帯が多く、きょうだいの数も少なく、一人っ子も多くなってきた
- 家庭でも生活が乱れている
- のびのびと子どもたちが育つ安全な場所、遊べる場所が減少していると感じる
- 子ども同士でも本音を話さない、自分の気持ちを表現することが苦手な子どもが多い
- 物質的には満たされていて、何の不自由もない生活を感じるが、そのためか、考える力が乏しく、すぐにあきらめたり大人に頼ったりしてしまう
- コミュニケーション力が低下している子が増加している
- 読書しない傾向にある
- 平日、共働きが増え、祖父母と連携して子どもを育てている
- 親子関係・家庭環境がしっかりしている家が多く感じる。親の期待が大きく、それに上手く応えられない子どもが不安定になることがある

<現在の子どもについて以前と比べて変化を感じる点（経験年数5年以上の支援員）>

- 体を使った喧嘩が減っている。距離を置きながら言葉で攻撃する
- 子ども同士本音で話さないことで、コミュニケーション能力がより低くなっているように感じる

- 言葉を上手に使えなくなっているように感じる
- 話をするとき目が合わない子どもが増えているように思う
- 自発性や自主性が弱い
- 集団で遊ぶ機会が少ないためか、ルールのある遊びができない
- すぐにキレる。「死ね」「殺す」など言葉がひどい
- 発達障害、アレルギー対応、性への感化に早い子どもが増えている
- 下校時刻が遅くなり、自由時間が少なくなった
- 放課後が忙しくなり、余裕がなくなった（習いごと等）
- 土曜日に毎週働く親が増えている

<学童保育所の支援における課題>

- 看護師・心理カウンセラー等の専門職の派遣
- 学童保育と作業療法士の連携
- 夏休みなどの長期休暇と通常時では、指導員の総勤務時間は極端に差がある
- 指導員が不足しており、求人を出してもなかなか見つからない
- 書類提出や支援員募集など負担が増えている
- 発達障がい児の支援
- 安心して生活ができ、心豊かな育成支援を実践するには、適正規模 40 人の子どもと、必要な面積が確保できる施設が必要である
- 保護者と共に学習できる機会があるといい

<現場の職員から見た子育て中の親に対して必要な支援>

- 日曜勤務の親に対応する体制支援
- インフルエンザ等の学級閉鎖に対応する体制支援
- 親は子育てを保育園などにゆだね、子育ての楽しさを知らないので、子育ての大切さを伝えられることができればいいと思う
- 困っていることを相談できる日をもうける
- 発達において障害のある子について、支援員だけでなく専門職にも気軽に相談できる機会や機関が必要
- 子どもだけでなく、寄り添える範囲で親にも寄り添い、共に子どもを育てていけるような支援
- リフレッシュできる場

<桑名市の子育て支援について感じること>

- 学童保育や子育てを応援しようという気持ちが伝わる
- 今後も学童保育所がたくさん増えればいいなと思う
- 学童保育に対する支援をより充実していただくことを望みます
- 以前は地域力や家庭力など周りの大人たちが子育てに協力していたが、現在はその力も低下してきているので、自治体の支援はもっと必要と思う
- 子育てをしながら働く親が増えてきている。親が子育てに関わりながら安心して働き続けられる、そのような専門機関を増やしてほしい

⑤ こども食堂学生ボランティアへのヒアリング結果

【対象】 学生ボランティア

<こども食堂の学生ボランティアに参加するきっかけ>

- 子ども関係の支援に興味があり、ネットで調べて見つけた
- 大学の情報センターで知った。地域まちづくりに興味があり、お金で解決できないものが存在し、見て見ぬふりをするより、支え合う側の立場を考える場をつくりたい
- 知り合いのつながりで
- 知り合い等の誘い
- 大学の授業

<こども食堂の子どもたちを見て思うこと>

- みんなで食事をするとおいしいし、楽しいということ
- 子どもはかわいく、笑顔を見られるのは幸せなこと
- 環境に関係なく、とにかく元気
- 子どもの目線にあわせて接することが新鮮
- 親や先生以外の大人と話す機会はなかなかないと思うので、すごくいい機会になっていると思う

<こども食堂のボランティアに参加する中で、今後、子育て支援に必要なこと>

- 朝ごはんと学力は深い関係にあることは、すでに研究論文で発表されている。朝ご飯を食べるよう促したい
- ホームページとSNS以外に、もっと身近に参加できるようなツールがあるといい

⑥ 医療的ケア児関係者へのヒアリング結果

【対象】 医療的ケア児関係者

<現在の子どもの育ち・家庭環境などについて感じること>

- 低学年での骨折、捻挫が増えている
- 働いている母親が増えている
- 情報が多すぎて、不安の中で育児をしている母親が多い印象を受ける。母の不安は子どもに伝わってしまう
- 以前の親は、制度的な支援の少ない中で、自ら動いて道を拓いていくバイタリティーがあった
- 医療的ケア児に必要なレスパイトなどのサービスが身近にない
- 医療が進歩して、医療的ケア児が在宅で生活しているケースが増えた
- 孤立家庭（親が高齢で支援を受けられない）、メンタルの問題を抱えている家庭が多い
- 母親のみが障害児に関わっている傾向にある。父親の協力が得られていない
- 障害児対象のサービスが増えたので、リハビリにかかれる子が増えた
- 親子がふれあう時間が減り、どこかでケアを受けることに熱心になっている

<現在の子どもについて以前と比べて変化を感じる点（経験年数5年以上の専門職・支援者）>

- DCD（発達性協調運動障害）の症状にきわめて近い子どもが多く、不器用になってきたと思う
- 歩行可能な肢体不自由児が増えてきている
- きょうだいで発達障害の増加
- 高度な医療的ケアを必要とする児が在宅で生活するようになってきた
- 核家族世帯が多く、家族の協力を得ることが難しい
- 経済的に不安定な親が多い（保育所など利用できない）
- 我慢することができず、嫌なことがあると教室を飛び出す
- 専門家の関わりが多くなったことにより、装具や座位保持装具が使用されることが多くなり変形が減った

<医療的ケア児への支援における課題>

- 気管切開があっても、医療的ケアにより、一般の幼稚園に通うことができる事例があり素晴らしいと思う
- 安全・安心な医療資源が不足している（施設、人）
- 障害児のサービスが増えているが、重度心身障害児が行ける事業所は少ない
- 福祉と医療のスムーズな連携体制がとれると良い
- 普通学校への進学ハードルがまだ高いと感じる
- 教育（幼、小、中）、保育所、福祉サービスを利用できる環境がまだ整っていない
- 呼吸器など医療的ケア児のレスパイトが必要
- 総合医療センターでのレスパイト入院等の受け入れを保護者の多くが待ち望んでいる

<現場の職員から見た子ども・子育て中の親に対して必要な支援>

- 一人で抱え込まないための当事者グループ
- 近隣でレスパイトできる場所があると良い
- 健診で発達の遅れを指摘されたときの支援体制が不十分であると感じる。母親の不安に寄り添えるようなフォロー、例えば、ペアレントトレーニングなどがあると良い
- 働きたい親も多くなっていると思うので、医療的ケア児も受け入れる放課後等デイサービスの選択肢が増えると良い
- 母親が気軽に相談できる場所があると良い（一人で悩んでいるのではないか）
- 福祉サービスなどさまざまな支援が利用できることを知らない親、知っていても一人で手続きできない親などへの支援が必要

<桑名市の子育て支援について感じる事>

- 医療的ケアと保育が必要な子どもが保育園に通えているのが素晴らしい
- 子育て支援センターの存在はとて大きく、親子の力になっていると感じる
- いつも経過を追って、必要時にサポートしてもらっている
- eケアネットなどで医療的ケアについて考える場があること
- 健診で発達の遅れなどを指摘された子どもをフォローしてほしい

3 ニーズ調査結果等からわかる課題のまとめ

(1) 家庭の状況

- 夫婦と子どもの同居世帯が上昇する一方、親と子どもと祖父母の三世帯同居世帯が低下している。子どもをみてくれる親族等については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60%以上を占めており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も30%以上ある。前回に比べ「緊急時…」が上昇している反面、「日常的…」が低下している。
- 子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が上昇し調査過半数を占めている。前回最も高かった「主に母親」が低下しており、前回と順位が入れ替わった。



<課題のまとめ>

- ▼核家族化が進展していく中で、父親の育児参加が徐々に進んできている。一方、祖父母に日常的に子どもをみてもらえる機会は少なくなってきたが、依然、子育てにおける祖父母への期待は大きいと言える。
- ⇒母親はもとより、父親、祖父母なども視野に入れて支援の方策を検討していく必要がある。

(2) 保護者の就労状況

- フルタイムまたはパート・アルバイト等で仕事をしている母親が増えている。
- フルタイムの就労時間は、母親が8時間前後、父親が10時間前後。パート・アルバイト等は、母親が5時間前後、父親が9～10時間。前回に比べ若干短くなっているが、大きな変化はない。



<課題のまとめ>

- ▼女性の社会における活躍が推進される中、働く母親が増加している。一方、「働き方改革」による長時間労働の改善についてはめざましい変化は見られない。
- ⇒教育・保育事業、子育て支援のさらなる充実が必要であり、さまざまなケースに対応できる柔軟な支援が望まれている。

(3) 平日の定期的な教育・保育事業

- 平日に利用している教育・保育事業は、5歳未満は「保育所・保育園」、5歳以上は「幼稚園」の割合が高い。一方、利用したい教育・保育事業は、3歳未満は「保育所・保育園」、3歳以上は「幼稚園」が高くなっている。
- 定期的な教育・保育事業を利用している理由は、4歳未満は「子育て（教育含む）をしている方が現在就労している」、4歳以上は「子どもの教育や発達のため」が最も高くなっている。



<課題のまとめ>

- ▼子どもの年齢が高くなるにしたがい、単なる預かりではなく、教育的な指導や社会的な関係づくりへのニーズが高まってくる。また、自由意見において、公立幼稚園の3年保育を望む声もある。
- ⇒公立、私立にかかわらず各教育・保育施設の現状と課題を整理し、中長期的な視野で市内の提供体制を整えて行く必要がある。

(4) 地域の子育て支援事業

- 定期的な教育・保育事業の未利用者の50%以上が子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）および類似した事業（あおぞら出前保育など）を利用している。利用意向は、「今は利用していないが、今後利用したい」が26.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が24.6%ある。



<課題のまとめ>

- ▼子育て支援センターはよく利用されており、今後の利用意向も高い。また、自由意見においては、概ね評判が良いが、在園しているきょうだいと一緒に利用したい等の要望もある。
- ⇒子育て支援センターをできるだけいろいろな親子が利用できるよう、利用者の目線を重視し、柔軟に事業を展開する必要がある。

(5) 休日・長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業

- 「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合計した《利用したい》は、土曜日が約30%、日曜日・祝日が15%以上となっている。
- 「週に数日利用したい」が50%近くあり、「ほぼ毎日利用したい」との合計《利用したい》は70%近い。



<課題のまとめ>

- ▼保護者の就労形態の多様化に伴い、土日、休日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向は高くなっている。
- ⇒休日や長期休暇中の教育・保育事業について、多様化するニーズに対応できるよう、柔軟な提供体制が望まれている。

(6) 子どもが病気の際の対応

- 就学前の子どもの場合は「家庭用の医学書やインターネットで対処法などを調べて様子をみた」が、大幅に上昇している。
- 「母親が仕事を休んだ」が突出して高くなっている。
- 病児・病後児保育を利用したいと思ったことが「あった」と回答した教育・保育事業の利用者は33.5%、小学生の保護者は12.6%（「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した人が母数）。



<課題のまとめ>

- ▼スマートフォンの普及等により、救急時の対応が変化してきている。また、仕事をしている母親の増加に伴い、病児・病後児保育のニーズは高まっている。
- ⇒子どもの急な病気等への対応に関するインターネットを活用した正確な情報提供が望まれている。病児・病後児保育の充実が求められている。

(7) 放課後の子どもの過ごし方

- 放課後児童クラブの利用率は12.7%（3年生以下では20.0%）で、前回から3ポイント上昇。一方、未利用者の利用意向は5.5%で、前回から4ポイント低下。



<課題のまとめ>

- ▼仕事をしている母親の増加に伴い、放課後児童クラブの利用率は高まっている。自由意見においては、運営や費用に関する保護者の負担が大きいことなどが指摘されている。
- ⇒世帯の状況や保護者の就労状況の変化を背景としたニーズを的確に把握しながら、子どもの放課後における居場所づくりを進めていく必要がある。

(8) 仕事と子育ての両立

- 出産前後の母親の就労状況をみると、「仕事をやめた」が低下し、「継続的に働いていた（転職も含む）」が上昇し40%以上を占めている。
- 就学前の子どもの保護者では、仕事と子育ての両立が難しいと感じた人が前回より上昇しており、76.1%を占めている。その理由としては「子どもが急病になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も高くなっている。
- 就学前の子どもの保護者では、育児休業を「母親が利用した」が、前回より上昇しており、33.6%と3分の1を超えている。父親または父母両方が利用したも、わずかながら上昇している。



<課題のまとめ>

- ▼育児休業など仕事と子育ての両立支援にかかる制度が徐々に普及してきている。
- ⇒育児休業制度のさらなる普及と、仕事と子育ての両立に関する地元企業等への啓発・協力要請が望まれている。

(9) 相談・情報提供

- 相談相手としては「配偶者・パートナー」「その他の親族（親・きょうだいなど）」「隣近所の人、知人・友人」など身近な人が高くなっている。
- 子育てに関する情報の入手方法としては、「隣近所の人、知人・友人」が最も高くなっている。前回に比べ「インターネット」が上昇している。子育てに関する情報の効果的な提供方法としては、前回に比べ「市のホームページを充実させる」が大幅に上昇している。



<課題のまとめ>

- ▼悩みや不安の相談相手として身近な人が選ばれており、公的な相談機関の利用率は低い。子育てに関する情報についても身近な人から入手するケースが多くなっているが、スマートフォンの普及等により、インターネットからの入手も高まっている。
- ⇒利用しやすい相談支援拠点の充実が必要である。また、インターネットを活用した迅速な情報提供が望まれている。

(10) 子育てに対して感じていること

- 子育てに関する7つの項目のうち「①子どもがいると生活が楽しく豊かになる」「②子育てを通じて自分も成長すると思う」「③子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う」について「そう思う」が70%を超えている。
- 就学前の子どもの保護者の場合は「子どもの叱り方について不安があること」と「子育てにより身体に疲れを感じる事」が高くなっている。小学生の保護者の場合は「子ども同士の友だち付き合い（いじめ等を含む）に関する事」と「子どもの叱り方について不安があること」が高くなっている。



<課題のまとめ>

- ▼子育てや子どもの発達などさまざまな不安を抱えながらも、子どもの存在が自分の人生や生活に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかる。
- ⇒子育てに対する不安感や負担感を軽減し、肯定感を高める取組が求められている。

(11) 子育てと地域

- 「子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が最も高くなっている。
- 「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が最も高く、「現在参加している」と合わせると、約 55%に参加意向がある。
- 「現在参加している」が最も高く、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」と合わせると、75%以上に参加意向がある。



<課題のまとめ>

- ▼見守りをはじめ地域に対する期待は大きい。また、保護者本人のサークル活動や子どものグループ活動への参加意向も低くない。
- ⇒子どもの見守りをはじめ住民による地域ぐるみの子育て支援を引き続き推進していく必要がある。また、さまざまな活動へ気軽に参加できるようきっかけづくりが必要である。

第4章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

つながろう みんなのちから！発揮しよう くわなの子育て力！

～すべては子どもの笑顔のために～

桑名には、自然、伝統文化、農水産物、工芸技術、人と人とのつながりなど、世界に誇れる「本物」があります。それを背景に生まれ育った、くわなの子どもたちの笑顔は、保護者や家族を笑顔にし、ひいては地域に活力を与えます。

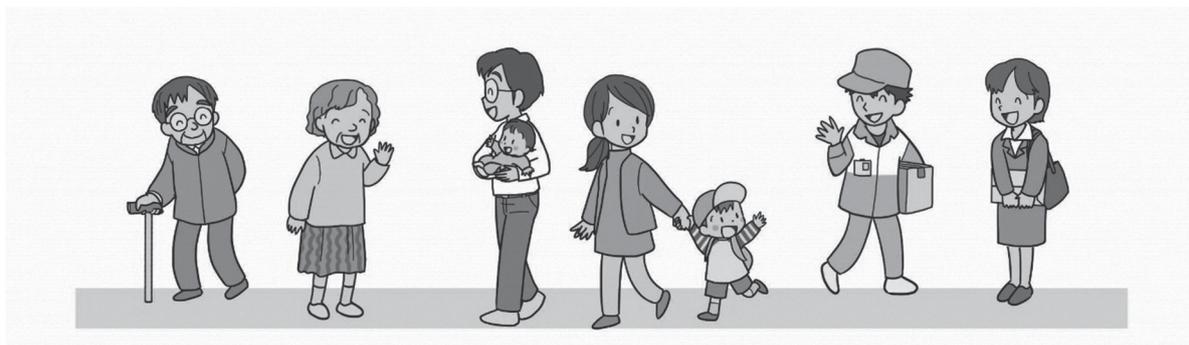
子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、多くの保護者が、子育てや子どもの発達に不安を抱えながらも、子どもの存在が自分の人生や生活を楽しく豊かにし、生きがいになっていることがわかりました。

しかし、全国的にみると、子どもが被害者となる傷ましい事件や事故は後を絶つことなく、桑名市においても同じようなことがいつ起こるかわからないのが現状です。

くわなの子どもたちが周囲の愛情に包まれながら、ここに生まれ、育ってよかったと実感でき、笑顔にあふれるまちづくりが実現するよう、子どもの育成や子育ては社会全体で取り組む重要な課題であるという認識のもと、市民一人ひとりが、子どもたちの健やかな育ちを第一に考え、地域住民、学校、教育・保育施設、企業、行政等が、ともに支え合い、協力・連携して活動しなければなりません。

本計画においては、第1期計画の基本理念を継承し、市民はもとより本市に関わる全ての人が、子どもの笑顔があふれるまちを目指し、それぞれの力を結集して子ども・子育て支援に取り組む体制づくりに努めていきます。

そして、これらの取組によって、桑名市の掲げる「全員参加型の市政」、「こどもを3人育てられるまち」並びに子ども・子育て支援の「本物力」を目指していきます。



2 基本的な視点

本計画は、未来の桑名を担う子どもたちと、その子どもを育てる親・家庭を、地域全体で見守り支えるための指針です。2004（平成16）年度に策定した「桑名市次世代育成支援行動計画」から連綿と続いている計画であり、〈子ども〉〈親・家庭〉〈地域〉の3つの視点に立って、内容を検討し策定します。

視点1 子ども

本計画の主役は、未来を担う子どもたちです。子どもの主体性を重んじ、その意見や声にできる限り耳を傾け、子どもの視点に立った取組を進めます。また、子どもが成長する過程において、豊かな人間性を形成し、自立した生活を送ることができるよう、長期的な視野に立った取組を進めます。

視点2 親・家庭

子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、すべての親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるよう、妊娠期から切れ目なく見守り、適宜必要な支援を行うことにより、親・家庭の視点に立った取組を進めます。

視点3 地域

子育ては、親・家庭だけではなく、地域住民、企業、行政等が、「子どもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識を持ち、協働して取り組むことが重要です。地域のさまざまな主体の役割を明確にし、連携と協力による地域の視点に立った取組を進めます。

3 基本目標

基本理念の実現を目指し、3つの基本的な視点から施策の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開していきます。

基本目標1 子どもの健やかな成長を見守り支える

全ての子どもたちが笑顔でいられるよう、成長に応じたきめ細やかな支援により見守られる体制を整えていきます。

そして、子どもたちが家庭において愛情を感じながら育つことの大切さを認識した上で、子どもの豊かな心と生きる力を育むための教育や取組を推進していきます。また、心身の障害や国籍等により支援が必要な場合でも、個々の状況に応じた支援がなされるよう配慮していきます。

さらに、全ての子ども的人格と権利が尊重され、桑名に生まれたことに喜びと誇りを感じられるまちを目指します。

<施策の方向性>

- (1) 生まれ育つ子どもへの健康支援
- (2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
- (3) 特別な支援を要する子どもへの支援
- (4) 次代を担う子ども・若者等への支援
- (5) 子どもの人権を守るための取組



基本目標2 子育て中の親・家庭を見守り支える

子どもが笑顔になるためには、保護者をはじめ子どもを取り巻く大人たちの笑顔が必要不可欠です。保護者が自信を持って子育てに取り組むことができ、そこに喜びや希望を見いだせるよう、保護者の自己肯定感を高められるような“親育ち”の支援を行っていきます。

また、保護者の孤独・孤立、さまざまな不安から発せられるSOSを漏らさずキャッチする〈相談・支援・情報提供〉の仕組みを推進していくとともに、子育て家庭を支える総合支援拠点の整備を進めます。

さらに、働きながら子育てをしている保護者が、より生活の質を高めるには、男女がバランスよく子育てと仕事を行うことが大切であり、それによって、地域社会全体が活気に満ち豊かになります。仕事と生活の調和が図られるよう、市民意識の醸成、支援体制の充実、地元企業等への協力要請等、環境を整えていきます。

これらの取組によって、全ての保護者が、子育てを楽しむことができ、ここで子育てして良かったと思えるまちを目指します。

<施策の方向性>

- (1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援
- (2) 子育てを支援する環境づくり
- (3) 子育て家庭を支える相談体制の充実
- (4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり



基本目標3 地域全体で子どもと保護者を見守り支える

子どもたちの声は、やさしく響き、地域に活気を与えます。子どもたちの存在は、地域全体を明るく輝かす光です。桑名には、豊かな自然や長い時間をかけて守り育ててきた誇るべき文化・伝統、人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育った桑名の子どもたちを地域ぐるみで見守り、地域全体を安全・安心の居場所としていくとともに、子どもを中心とした世代を超えた交流を通じて住民同士が信頼を深め、地域における支え合い・助け合いの新しい形が形成されるよう支援していきます。

また、公立・私立の幼稚園、保育所（園）、認定こども園をはじめ、地域にあるさまざまな資源の有する能力が、子どもたちのために最大限発揮されるよう、地域の協力体制を構築していきます。

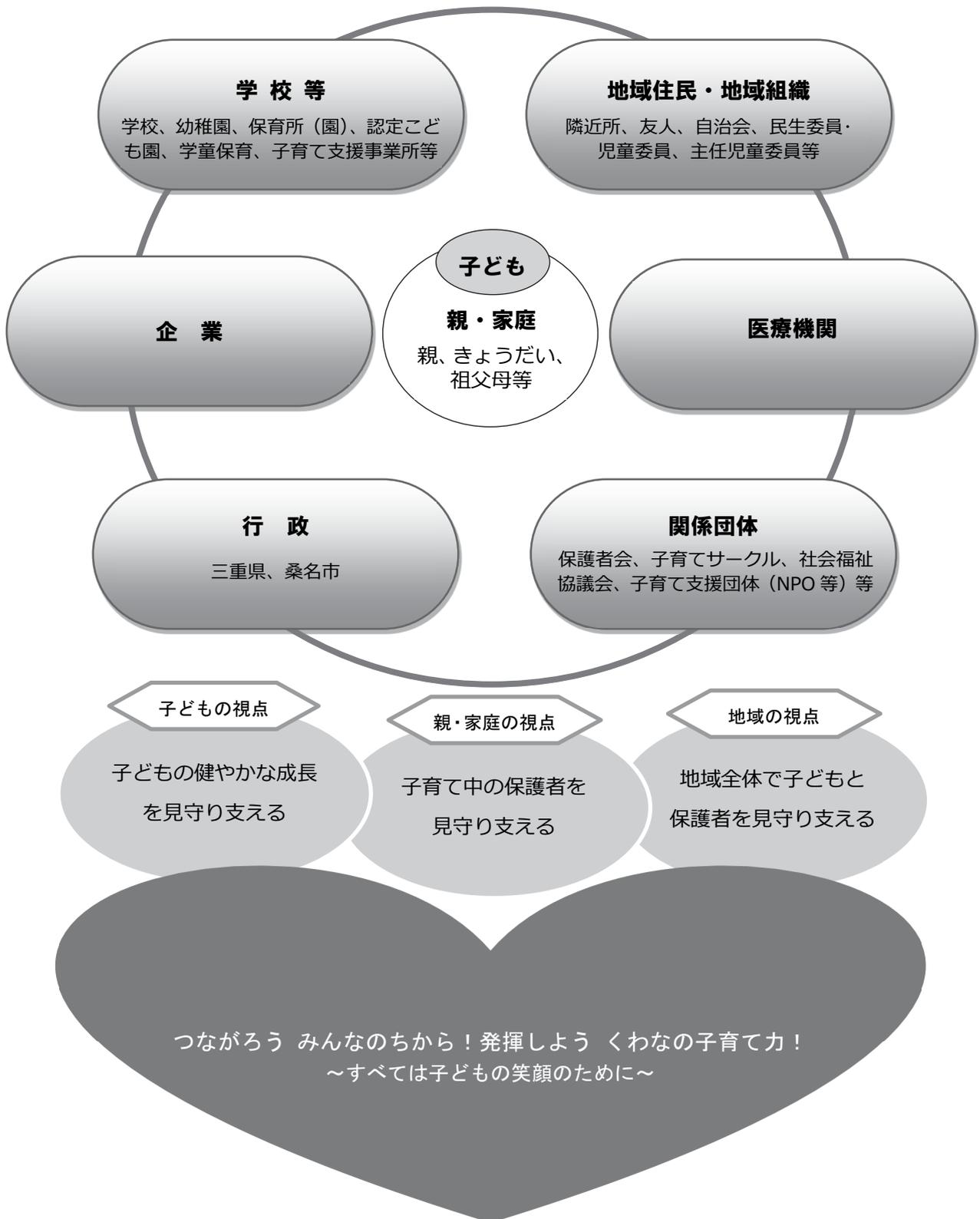
そして、地域ので子育てを支援することにより、地域全体が成長できるまちを目指します。

<施策の方向性>

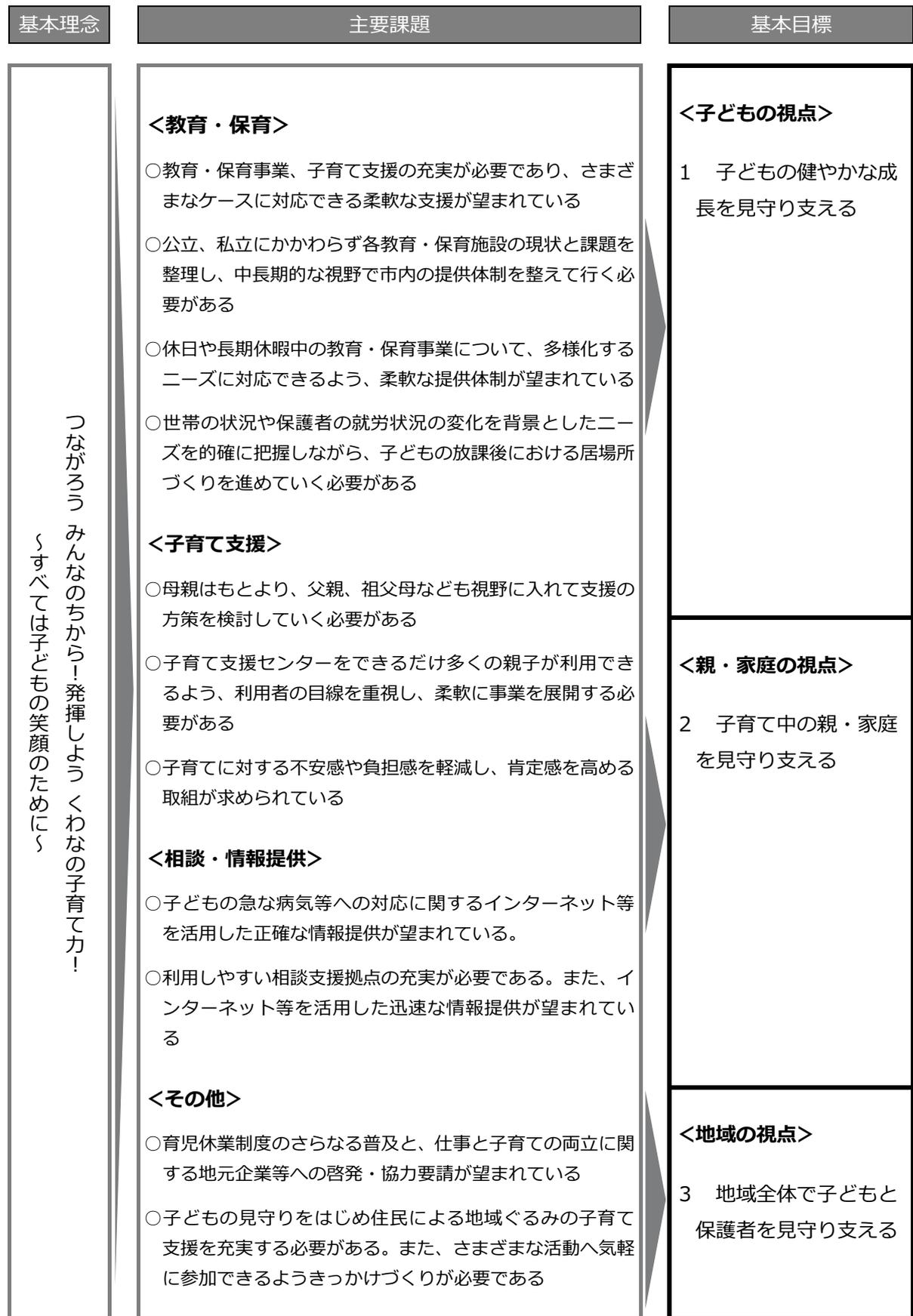
- (1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進
- (2) 地域・支え手を支える環境づくり
- (3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり



＜桑名市の目指す子ども・子育て支援のイメージ＞



4 計画の体系図



施策の方向性		重点施策
(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠・出産への支援 ② 母子の健康の保持と増進 ③ 小児医療に関する周知・啓発 ④ 子どもを守る医療体制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童虐待を未然に防ぎます 2 子どもの成長を支え、子育てをしやすい社会づくりを進めます 3 子どもと家庭を包括的に支える身近な拠点・ネットワークづくりを進めます
(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの育ちを支える教育・保育の内容の向上 ② 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援 ③ 個々の子どもに応じた支援 	
(3) 特別な支援を要する子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある子どもや家庭への支援 ② 外国人の子どもや家庭への支援 	
(4) 次代を担う子ども・若者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児とのふれあい体験の推進 ② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚 ③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援 	
(5) 子どもの人権を守るための取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 人権啓発の推進 ② 児童虐待防止の推進 ③ 社会的養護の推進 ④ 子どもが意見を表明できる場づくり 	
(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者の学びや子育ての喜びを感じる機会の提供 ② 地域における子育て支援を担う人材の育成 	
(2) 子育てを支援する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発 ② 働く子育て家庭を応援する幼児教育・保育の推進体制の充実 ③ 効果的な情報提供の推進 ④ 父親の育児参加や男女共同参画の促進 	
(3) 子育て家庭を支える相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援、相談支援機関の充実 ② きめ細やかな相談や家庭支援の推進 	
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援が必要な家庭の早期発見・支援 ② 支援が必要な家庭に寄り添う支援 ③ ひとり親家庭への支援 	
(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民による子どもの育ちへの支援 	
(2) 地域・支え手を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民主体の子育て支援と地域活動の推進 ② 支え手を支える環境づくり 	
(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援センター事業の推進 ② 身近な場での子育て支援の推進 	

第5章 施策の展開

I 重点施策

基本理念、基本目標を実現するためには、さまざまな課題を解決する必要があります。そこで、次に掲げる施策を重点施策として位置づけ、今後5年間、優先的に取り組んでいきます。これらの施策を、保護者、地域、関係団体、保育所（園）・学校、行政等が協働で取り組むことにより、本計画全体の早期実現につながるものと考えます。

重点施策1 児童虐待を未然に防ぎます

ニーズ調査の結果にあるように、多くの保護者が、子育てに疲れを感じながら、自分の子どもの叱り方などに不安を抱えています。

本市では、子どもの健やかな育ちを守るため2013（平成25）年7月に「子どもの笑顔を守るまち くわな～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。子どもの笑顔が奪われることなく、親・家庭ひいては地域全体が笑顔でいられるよう、子どもたちを虐待から守るため、家庭・地域・関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげていく取組等を積極的に進めていきます。また、育児の負担の大きい多胎児家庭等への支援を充実していきます。

▼推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細
27. 児童虐待防止の啓発	93頁参照
28. 児童虐待防止のネットワーク	93頁参照
43. 子ども総合相談センターの相談支援	105頁参照
45. 支援が必要な家庭の早期発見・支援	106頁参照

重点施策2 子どもの成長を支え、子育てをしやすい社会づくりを進めます

ニーズ調査の結果にあるように、多くの保護者が子どもの発達や子育ての方法に不安を抱きながらも、子どもの存在が自分にとってプラスに働いていると感じています。

保護者が自分の子育てに自信を持って、ゆとりある子育てができるよう、子育て力を高める取組を積極的に推進し、子育てをしやすいと感じるような環境を整えていきます。

また、子どもたちが、命の尊さや子育ての大変さ、楽しさを実感できる取組を推進していきます。

▼推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細
10. 小中一貫教育の推進	83頁参照
12. 人権教育の推進	84頁参照
21. 中高生と乳幼児との交流事業	89頁参照
32. 子育てに関する講座・教室	97頁参照
38. 幅広く素早い情報提供の推進	101頁参照

重点施策3 子どもと家庭を包括的に支える身近な拠点・ネットワークづくりを進めます

ニーズ調査の結果にあるように、子育て等の悩みや不安の相談相手は身近な人が選ばれており、公的な相談機関の利用は決して高くありません。しかし、子どもの成長などについては専門職による相談支援は不可欠であり、利用しやすい相談支援の拠点の整備が望まれています。

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援、要支援児童及び要保護児童等への支援にかかる拠点の整備を検討していきます。

▼推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細
41. 産前産後の支援の充実	104頁参照
42. 子育ての包括的な支援拠点の設置	104頁参照
55. 子育て支援センター事業	112頁参照

II 基本施策

基本理念、基本目標の実現に向けて、子ども・子育て支援にまつわるさまざまな課題に対応した施策を展開していきます。

※本項の「主な取組・事業」において、「継続」とあるのは、現行事業等の有効性が概ね認められたもので、その内容を維持しながら実施していく事業等をいい、「拡充」とあるのは、内容の見直しや新たな取組を追加する等により充実していく事業等をいいます。

1 子どもの健やかな成長を見守り支える

＜施策の方向性と取組・事業＞

施策の方向性	取組・事業	
(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援	① 妊娠・出産への支援	1. 妊産婦健康診査
	② 母子の健康の保持と増進	2. 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 3. 乳幼児健康診査 4. 予防接種の推進
	③ 小児医療に関する周知・啓発	5. 子どもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発
	④ 子どもを守る医療体制の推進	6. 土曜日夜間・日曜・祝日の応急診療 7. 子ども医療費の助成
(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	① 子どもの育ちを支える教育・保育の内容の向上	8. 就学前施設と小学校との連携の促進 9. 就学前教育に関わる施設職員の合同研修
	② 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援	10. 小中一貫教育の推進 11. 食育の推進 12. 人権教育の推進 13. スポーツ少年団の推進 14. ICT教育の推進 15. 外国語教育の推進
	③ 個々の子どもに応じた支援	16. 学校指導体制支援事業
(3) 特別な支援を要する子どもへの支援	① 障害のある子どもや家庭への支援	17. 療育センターの療育・相談支援 18. 特別支援教育の推進
	② 外国人の子どもや家庭への支援	19. 外国人児童生徒への就学支援 20. 外国語による情報提供
(4) 次代を担う子ども・若者等への支援	① 乳幼児とのふれあい体験の推進	21. 中高生と乳幼児との交流事業 22. 高校生等の保育体験事業
	② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚	23. キャリア教育 24. 若者への就労支援
	③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援	25. 不妊治療費の助成
(5) 子どもの人権を守るための取組	① 人権啓発の推進	26. 人権に関する啓発の推進
	② 児童虐待防止の推進	27. 児童虐待防止の啓発 28. 児童虐待防止のネットワーク
	③ 社会的養護の推進	29. 里親制度の推進
	④ 子どもが意見を表明できる場づくり	30. 子どもの意見発表の機会

(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援

親が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つことができるよう保健・医療体制の推進を図ります。

① 妊娠・出産への支援

妊娠期から子どもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。妊婦の健康を守り、安心して出産できるよう、適切に健康を管理する機会を確保するとともに、必要な家庭には適切な支援につなげ、途切れのない支援を行っていきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
1. 妊産婦健康診査 【妊婦及び産婦】	妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦及び産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦及び産婦の健康診査を実施しています。	継続 子育て支援課
	〔2018（平成30）年度〕 ■妊婦健康診査（助成14回） ・妊娠届出件数：1,004人 延受診者数：12,564人 ■産婦健康診査（助成2回） 令和元年度から実施	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 母子健康手帳交付時の面談やアンケートから妊婦の体調や状況に応じて相談、支援につなげていきます。	

② 母子の健康の保持と増進

乳幼児とその家族の健康の保持・増進を図るとともに、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら育児不安の解消等を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
2. 赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業) 【生後4か月までの乳児のいる家庭】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の成長発達や育児に関する相談、養育環境等の確認とともに、母子保健事業や子育て支援情報を提供しています。	継続
	〔2018(平成30)年度〕 ■対象家庭数：1,077人 ■家庭訪問数：1,052人	子育て支援課
	今後の展開・目標(2024(令和6)年度) 健やかな成長・発達の支援を行うとともに、支援の必要な家庭には、養育支援訪問や相談支援等、継続的な支援につなげていきます。	
3. 乳幼児健康診査 【乳幼児(生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)】	乳幼児(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)を対象に、疾病の早期発見、発育発達の確認及び育児支援等を行うため健康診査を実施しています。また、未受診者の確認、受診勧奨を行っています。	継続
	〔2018(平成30)年度〕 ■4か月児健康診査 ・対象者数1,059人 受診者数1,057人 ■10か月児健康診査 ・対象者数1,097人 受診者数1,014人 ■1歳6か月児健康診査 ・対象者数1,085人 受診者数1,066人 ■3歳児健康診査 ・対象者数1,221人 受診者数1,161人	子育て支援課
	今後の展開・目標(2024(令和6)年度) 引き続き、未受診者への受診勧奨を行うとともに、健康診査において経過観察が必要となった乳幼児についてフォローを行います。また、関係機関との連携を図ります。	

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
4. 予防接種の推進 【乳幼児】	<p>予防接種法に基づき、乳児期からの感染症の発病予防、重症化予防、まん延予防のため、安全・安心な予防接種の実施に努めています。また、随時接種勧奨を行い、接種率の向上を目指しています。</p> <p>〔2018（平成30）年度〕</p> <p>■MR（麻しん・風疹混合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者数：1期 1,125人（103.0%） 2期 1,261人（98.4%） 	継続
	<p>今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>引き続き、適切な予防接種実施と未受診者への接種勧奨を行います。</p> <p>■MR（麻しん・風疹混合） 接種率95%以上</p> <p>※厚生労働省「麻しんに関する特定感染症予防指針」により接種率95%以上目標とされています。</p>	子育て支援課



③ 小児医療に関する周知・啓発

子どもの病気・けがへの対応に関する正確な情報や本市の小児救急医療体制について、市民への情報提供に努めるとともに、相談窓口となる専用ダイヤルの周知を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
5. 子どもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発 【市民】	<p>子どもの救急ハンドブックの配布やホームページへの記載により子どもの急な病気への対応について正しい知識の普及啓発を行うとともに、病気やけが等の相談を受ける「くわな健康・医療相談ダイヤル24」、「みえ子ども医療相談ダイヤル」についてもホームページなどで周知を図っています。</p> <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「子どもが休日・夜間病気になった時の初期対応で、医療相談ダイヤルを利用した人の割合」(子ども・子育て支援に関するニーズ調査) <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもの保護者：23.3% ・小学生の子どもの保護者：16.3% 	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	<p>子どもの急な病気やけがへの対処方法の周知と、相談や育児に対するアドバイスを受けられる環境づくりを推進していきます。</p> <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「子どもが休日・夜間に病気になった時の初期対応で医療相談ダイヤルを利用した割合」(子ども・子育て支援に関するニーズ調査) <ul style="list-style-type: none"> ・現状値からの増加 	保健医療課

④ 子どもを守る医療体制の推進

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、小児・周産期医療をはじめ子どもの命・健康を守るための体制の構築を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
6. 土曜日夜間・日曜・祝日の応急診療 【市民】	桑名市応急診療所において、桑名医師会、桑名地区薬剤師会の協力を得て、土曜夜間、日曜日、祝日に診療を行っています。また、この応急診療について、ホームページなどで市民への周知を図っています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■受診者数：3,221人	保健医療課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	桑名市応急診療所を土曜日夜間・日曜日・祝日の急な病気に対応する一次救急医療機関(内科・小児科)として位置付け、救急医療体制の一翼を担っていきます。	
7. 子ども医療費の助成 【通院：小学校卒業まで（12歳到達の年度末まで）及び多子世帯※については、中学校卒業まで（15歳到達の年度末まで）】 【入院：中学校卒業まで（15歳到達の年度末まで）】 (注)所得制限あり	安心して医療を受けられるよう、現行の制度の維持に努め、子どもを養育する保護者の経済的な負担軽減を図りながら、医療費の助成を行っています。また、医療機関の窓口無料化を令和元年9月より未就学児（0歳から6歳年度末）を対象に実施しています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ・受給資格者数：13,286人 ・助成件数：206,128件 ・助成額：343,804,890円	子ども未来課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	現行制度の維持及び適正な資格管理を行いながら、県・関係機関と連携を図り、さらなる制度の改正に向けて検討していきます。	

※18歳年度末までの子どもを3人以上扶養する世帯

(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが家庭の事情等に関わりなく、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小中学校の生活、地域の活動等の中で社会性を身につけ、豊かな心と生きる力を育むことができるように、子ども一人ひとりの育ちを支える環境を整えていきます。

① 子どもの育ちを支える教育・保育の内容の向上

子どもへの教育・保育の質の向上を図り、子どもたちの育ちをより豊かにする環境を整えていきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
8. 就学前施設と小学校との連携の促進 【園児・児童及び就学前施設、小学校の教職員】	保育所（園）・幼稚園等の就学前施設の園児と小学校の児童との交流や、教職員間の連携を進めています。	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	学校支援課、 保育支援室
	保育所（園）・幼稚園・小学校の保育・教育を知り合う参観の機会を設ける等、就学前教育と小学校教育の接続を推進していきます。	
9. 就学前教育に関わる施設の職員の合同研修 【就学前施設の教職員】	保育所（園）・幼稚園等の施設の職員が、共に乳幼児教育・保育の専門的な知識等を学ぶ研修やそれぞれの施設での教育・保育について交流し合う機会をもち、質の高い就学前教育の推進を図っています。	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	学校支援課、 保育支援室
	公私立乳幼児保育・教育関係職員等の研修事業を通じた乳幼児教育の推進を目的とする、桑名郡市乳幼児教育推進協議会を発展させていきます。	

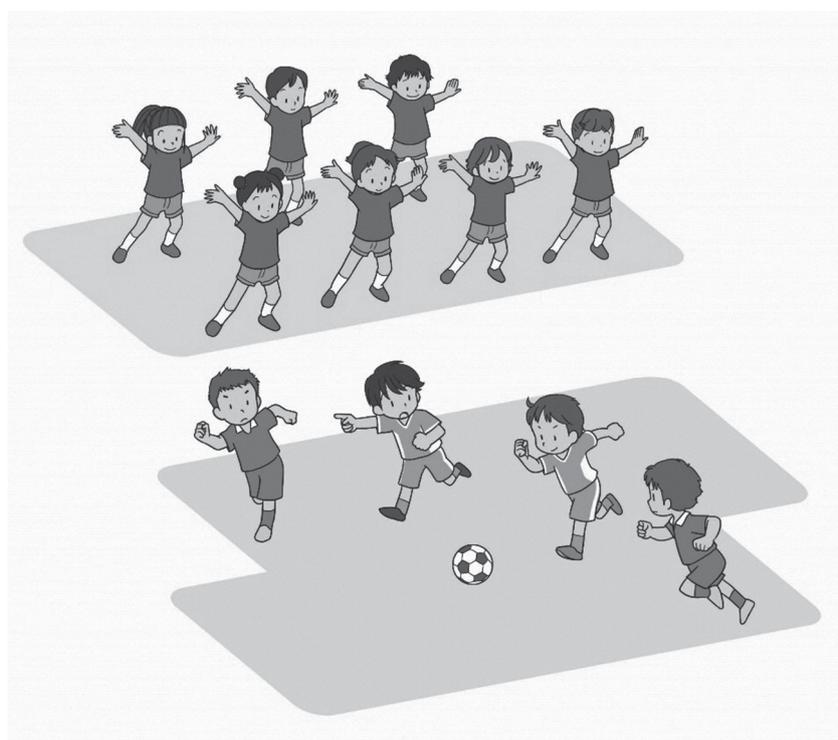
② 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援

次の世代を担う子どもたちの育ちを支援するため、さまざまな教育活動を推進していきます。

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
10. 小中一貫教育の推進 【公立小・中学校児童生徒及び教職員】	9年間を通した小中一貫教育を推進し「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして授業改善を行い、子ども主体の活動を進めます。	新規 学校支援課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	子どもたちの深い学びにつながるよう、子どもたちが主体的に活動し、協働して取り組む場を設定していきます。	
11. 食育の推進 【子ども及びその保護者】	小・中学校において栄養教諭を中心に各学年に応じたテーマで食に関する授業を行うとともに、保護者に対しては、食習慣の啓発を行っています。また、食生活改善推進員の子育て支援活動を実施しています。さらに、公立保育所において、給食の献立のレシピやおたよりを配布し、食育の大切さを伝えています。	拡充 教育総務課、 保健医療課、 保育支援室
	〔2018（平成30）年度〕 ■活動回数、延べ人数 ・委託事業（親子料理教室：3回、82人） ・自主活動（子育て支援料理講習会：3回、36人） 〈参考指標〉 ■「朝食を毎日食べている」と回答した家庭の割合（子ども・子育て支援に関する二一ズ調査） ・小学生：94.9%	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 引き続き全ての公立小・中学校で食に関する授業等の実施、食生活改善推進員の子育て支援活動の開催、および公立保育所にて食育PR事業を実施するなど、家庭における食育の推進に努めていきます。 〈参考指標〉 ■「朝食を毎日食べている」と回答した家庭の割合（子ども・子育て支援に関する二一ズ調査） ・現状値からの増加	

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
12. 人権教育の推進 【就学前施設・小・中学校の教職員、園児・児童生徒】	子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、なかまとともに差別や偏見をなくすよう、地域や保護者と連携しながら人権教育を進めています。	継続 人権教育課
	<p>〈参考指標〉</p> <p>■「他人事でなく、自分の中にある『差別の心』の問題として、差別をなくすよう努力する」と回答した児童生徒の割合（桑名市教育委員会 桑名市小・中学生の人権に関する意識調査 平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生：56.2% ・中学生：41.9% 	
	<p>今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>差別解消に向けた知識と技能を身につけ、人権尊重への意欲と態度を育む人権学習を実施します。また、地域の実態や保護者の人権意識を十分に把握し、実態に応じた啓発活動を推進していきます。</p>	
13. スポーツ少年団の推進 【小学生及び指導者】	子どもの身体・運動機能の向上とともに、地域との交流を図るため、スポーツ少年団の活動を推進しています。	継続 生涯学習・スポーツ課
	<p>〔2019（令和元）年度〕</p> <p>■スポーツ少年団の加入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入している団員数：1,357人 	
	<p>今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>子どもの数が減少していく状況ではありますが、団員数の維持に努めていきます。</p> <p>■スポーツ少年団に加入している団員数：1,350人</p>	
14. ICT教育の推進 【公立小・中学校児童生徒及び教職員】	プログラミング教育と情報機器の活用が実践的に行える環境を継続的に整備していきます。	新規 学校支援課
	<p>今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>児童生徒がICTを活用し、主体的・対話的で深い学びにつながり、プログラミング的思考をはじめ、情報活用能力が高められるような授業づくりを推進していきます。</p>	

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
15. 外国語教育の 推進 【公立小・中学校 児童生徒及び教 職員】	「桑名市英語教育プラン」に基づき、小中一貫した英語教育を推進していきます。	新規
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	学校支援課
	CAN-DOリストを作成・活用し、対話的な言語活動を重視した授業づくりを推進していきます。	



③ 個々の子どもに応じた支援

いじめや不登校等の問題の解決や子どもの多様化する悩み・不安への対応を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
16. 学校指導体制 支援事業 【公立小・中学校】	子どもたちの教育環境を整え、子どもたちが心身ともに成長し、健康で豊かな人間関係を築けるようにしています。また、必要に応じて、保護者と関係機関とをつなげ、ネットワークの充実を図っています。	拡充
	〔2019（令和元）年4月〕 ■スクールハートパートナー（SHP）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・教育相談員配置の状況（公立小中学校） ・SHP：中学校ブロックごとに1人配置を基本として10人配置 ・SSW：学校の現状又は学校要請に応じて派遣。4人配置。 ・教育指導員：臨床心理士等3人配置	学校支援課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） SSW・SHP・教育相談員を配置し、学校指導体制を支援していきます。	

(3) 特別な支援を要する子どもへの支援

子どもの障害や国籍等に関わりなく、全ての子どもが地域でいきいきと暮らすことができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

① 障害のある子どもや家庭への支援

本市には、早期療育のための通所施設として桑名市療育センターが設置されており、今後も、療育内容の充実に努めてまいります。また、個々の障害に対応できるように特別支援教育の推進を図ってまいります。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
17. 療育センターの療育・相談支援 【療育の支援が必要な子ども】	地域の療育機関として、療育内容及び相談機能の向上に努めています。 ・療育センター通所定員：30人／日 ・その他の教室等においてもフォローしています。 ・療育の支援が必要な子どもについて、障害福祉サービス利用の相談業務を受けています。	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	子育て支援課 (療育センター)
	療育の支援が必要な子どもに対し、必要な時期に必要な療育や相談の提供を推進してまいります。また、障害のある子どもと家族への支援、及び関連機関との連携等を行う児童発達支援センターの整備に努めてまいります。	
18. 特別支援教育の推進 【特別な支援が必要な児童生徒、特別支援教育コーディネーター等】	特別支援教育コーディネーター等の教職員を対象に、特別支援教育に係る研修の実施や、巡回相談員による各校への巡回指導を行うことにより教員の力量を高め、特別な支援を必要とする一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援をしています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■特別支援教育に関する研修状況 ・特別支援教育コーディネーター研修：年間3回 ・学習・保育支援員研修：年間3回 ・巡回相談員による巡回相談：年間60回	人権教育課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	適切な指導・支援ができるように、教職員に対する研修の機会を確保し、さらなる教職員の専門性の向上を図るとともに、福祉等関係機関との連携を深め、途切れのない支援と情報の共有化を図ってまいります。	

② 外国人の子どもや家庭への支援

子どもの国籍に関わりなく、子どもの育ちが保障できるように、外国人の子どもや家庭を支援していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
19. 外国人児童生徒への就学支援 【日本語指導が必要な児童生徒】	外国人児童生徒教育推進非常勤協力員等の派遣により、日本語の指導及び日本の学校制度や進路に必要な情報提供を行い、日本語指導が必要な児童生徒への支援を推進しています。	継続 人権教育課
	〔2018（平成30）年度〕 ■日本語指導が必要な児童生徒への支援の状況 ・指導・支援を受けた児童生徒数：123人 ・進路ガイダンスや夏季等学習会（ガンバチアンド）の実施 ・小中学校外国人児童生徒教育担当者会：年間2回実施	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 一人ひとりの実態に合った支援を行うことで、日本語で学び生活する力を身につけ、自分の夢や目標に向かって進路を決定し、将来社会で自立できる力を育てていきます。	
20. 外国語による情報提供 【子育て中の外国人家庭】	手続き書類（保育所入所案内等）のポルトガル語版の作成、ポルトガル語通訳（週1回）による窓口対応、翻訳アプリ（窓口用タブレット）の活用により在住外国人への子育て支援に関する情報提供を図っています。	継続 子ども未来課、 保育支援室、 女性活躍・多文化共生推進室
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	外国人児童が増加している中、ポルトガル語に限らず多言語での対応が求められているため、多言語対応システムの導入検討、やさしい日本語の普及啓発に努めていきます。	

(4) 次代を担う子ども・若者等への支援

子どもや若者が子育ての喜びや意義を感じられるための支援や、子どもを産み育てたいと願う夫婦への支援を進めていきます。また、自立した生活を送るための支援にも取り組んでいきます。

① 乳幼児とのふれあい体験の推進

子どもたちが、核家族化、兄弟姉妹の減少等により、乳幼児との接する機会が減少している中、乳幼児とふれあう体験の機会を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
21. 中高生と乳幼児との交流事業 【中学生・高校生及び子育て中の親子】	乳幼児とのふれあいを通じ、生命の大切さ・親子のきずな・子育てすることの楽しさを実感できる体験を推進します。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■わくわく子育て体験（中学生対象） ・年間4回開催 ・中学生参加人数：33人 ・子育て中の親子参加組数：25組 ■わくわくコミュニケーション（高校生対象） ・年間16回開催 ・参加人数（桑北高等学校の生徒）：75人 ■中学校の家庭科授業にてふれあい体験事業の実施（2日間） ・3年生3クラスを対象に実施	子ども未来課 学校支援課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	担当課と連携し、事業の周知を図りながら参加者の確保に努めていくとともに、学校からの要望応じて、より多くの乳幼児とふれあう体験の機会を提供できるように取り組んでいきます。	
22. 高校生等の保育体験事業 【高校生】	今後の保育士増加を目的として、高校のインターンシップ活動等を通して、高校生等に保育体験の機会を提供します。	新規
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	保育支援室
	私立保育園による体験場所の提供、大学による学生向け保育講話やアドバイスの提供等の協力・連携により実施していきます。また、令和2年度に高校生を対象に事業開始し、令和6年度までに、状況を見て対象者の拡大を検討していきます。	

② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚

子どもや若者が就労し、自立した家庭生活を送ることができるよう取組を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
23. キャリア教育 【公立小・中学校 児童・生徒】	子どもや地域の実態に応じて、中学校ブロックごとに連携したキャリア教育を進め、自分の将来に夢をもち、積極的に社会に参画できる力を高めています。	継続
	<p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「『職場体験活動が有意義であった』と回答した児童生徒の割合」：92.0%（平成30年度参加者アンケート） ■「『地域の人材を招へいした授業を行いましたか』に『実施した』と回答した学校の割合」：70.7%（平成30年度文部科学省「全国学力・学習状況調査」） 	人権教育課
	<p style="text-align: center;">今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>地域で働いている方との「出会い学習」や、「職場体験活動」等を活動の中心に据え、学校・地域・家庭との連携を大切にしながら、子どもたちに社会的・職業的自立の基盤となる能力を育むキャリア教育を推進していきます。</p>	
24. 若者への就労支援 【概ね15歳以上39歳以下の若者】	本庁舎において北勢地域若者サポートステーションの周知や出張相談を月3回行っており、引き続き「北勢地域若者サポートステーション」を有効に活用してもらえるよう周知を行い、若者の就労支援につなげています。また、2019（令和元）年6月6に桑名市・桑名市商工会議所・三重労働局の三者で雇用対策協定を締結し、今まで以上に関係機関と連携し、若者の就労支援につなげています。	
	<p style="text-align: center;">今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>桑名市・桑名市商工会議所・三重労働局の三者で協力し若年者の就労促進や自立支援策を推進します。北勢地域若者サポートステーションの積極的な周知を図りながら活用を行い、若者の就労支援につなげていきます。また、市内産業を体験する機会を通じて桑名で働きたいと思える若者の育成を図ります。</p>	商工課

③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援

子どもを産み育てたいという希望を持ちながら、それに至っていない夫婦への支援を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
25. 不妊治療費の助成 【不妊治療申請者】	不妊に悩む夫婦の経済的な負担の軽減及び少子化対策として、特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■助成件数：246件 ※特定不妊治療申請者に対し、県補助を活用した補助制度に加え、市単独の補助制度を設けて助成を行っています。	子ども未来課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 夫婦の不妊治療は高額であり経済的な負担が大きいことから、国や県と連携を取りながら、引き続き補助を実施していきます。	



(5) 子どもの人権を守るための取組

全ての市民が人権についての理解を深め、自身と他者の人権を尊重する教育機会の提供に努めるとともに、子どもの意見が表明できるまちづくりを推進します。また、児童虐待の防止の取組・啓発等により、子どもの人権を守る体制づくりに努めます。

① 人権啓発の推進

全ての市民が人権についての理解を深め、人権を尊重できる啓発活動を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
26. 人権に関する啓発の推進 【市民】	講演会・広報紙等、さまざまな機会や媒体を通して、人権に関する意識の啓発に努めています。 〔2018（平成30）年度〕 ■ 学習講座 ・ 延べ受講者数：260人 ■ 人権フェスタ ・ 延べ参加者数：640人 〈参考指標〉 ■ 「最近5年間に自分の人権が侵害された経験について「ある」と回答した人の割合」：12.5%（人権問題に関する意識調査（平成30年度））	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） ■ 学習講座 ・ 延べ受講者数：300人 ■ 人権フェスタ ・ 延べ参加者数：1,200人 〈参考指標〉 ■ 「最近5年間に自分の人権が侵害された経験について「ある」と回答した人の割合」：現状値からの減少	人権センター

② 児童虐待防止の推進

子どもの健やかな育ちを守るため、家庭・地域・関係機関の連携により全市をあげて子どもの虐待防止に取り組んでいきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
27. 児童虐待防止の啓発 【市民】	市民に対し、児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけています。また、関係者の研修会や講演会を開催しています。 ・研修会、講演会年2回実施。 ・児童虐待防止フォーラムの開催（NPO等民間と協働した市民向け講演会） ・児童虐待防止月間（11月）の懸垂幕掲示、オレンジリボンツリー設置 ・CAP（子どもへの虐待防止）研修事業の実施 ・産後早期による育児不安軽減事業の実施 ・児童虐待及びいじめ防止広告付電柱看板設置事業の実施 ・虐待通報ダイヤル『189』（イチハヤク）の周知	拡充 子ども総合相談センター
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	研修会・講演会、各種事業等について継続的に実施していきます。また、関係機関とも引き続き連携して、市民の方への更なる周知啓発へ取り組んでいきます。	
28. 児童虐待防止のネットワーク 【要保護児童関係機関】	「桑名市要保護児童及びDV対策地域協議会」において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、さまざまな関係機関とのネットワークを構築し、支援体制の整備を進めています。 ■開催状況 ・代表者会議：年2回 ・実務者会議：年3回 ・運営委員会：年2回 ・ケース進行管理会議：年4回	継続 子ども総合相談センター
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	代表者、実務者会議等を実施し、情報共有を図ると共に、実務者会議及びケース進行管理会議を拡充することにより、児童虐待の未然防止に取り組んでいきます。	

③ 社会的養護の推進

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子ども等を児童相談所等と連携し、社会的に養育・保護する取組を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
29. 里親制度の推進 【市民】	子育てが困難な親に代わって子どもを守る里親制度の普及等を目指して、児童相談所と連携しながら、NPOや児童養護施設等が協力する「くわな里親支援ネットワーク」を活用して制度の推進を図っています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■市内の里親登録者数：22世帯	子ども総合相談センター
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	関係機関とも連携を図りながら、説明会やフォーラムなどで里親に対する理解を深めてもらい登録者の増加に努めていきます。 ■市内の里親登録者数：28世帯	

④ 子どもが意見を表明できる場づくり

子どもの意見を尊重し、地域・家庭の啓発やまちづくり等に反映できるよう、子どもの意見を聞く場づくりに努めます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
30. 子どもの意見発表の機会 【中学生】	中学生の考えや思いを表現する「中学生の主張大会」等を開催し、生徒が積極性・主体性を身につけるとともに、地域・家庭への啓発につなげていきます。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■中学生の主張大会 ・延べ参加者数：200人	生涯学習・スポーツ課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	生徒の積極的な参加を促しながら、現状の取組を継続的に実施していきます。	

2 子育て中の親・家庭を見守り支える

＜施策の方向性と取組・事業＞

	施策の方向性	取組・事業
(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援	① 保護者の学びや子育ての喜びを感じる機会の提供	31. 妊婦等への講座 32. 子育てに関する講座・教室
	② 地域における子育て支援を担う人材の育成	33. 子育て応援ボランティア講座
(2) 子育てを支援する環境づくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	34. 育児・介護休業制度等の周知
	② 働く子育て家庭を応援する幼児教育・保育の推進体制の充実	35. 幼稚園・保育所（園）等及び多様な保育 36. 学童保育（放課後児童クラブ）
	③ 効果的な情報提供の推進	37. 子ども・子育て市民情報部会 38. 幅広く素早い情報提供の推進
	④ 父親の育児参加や男女共同参画の促進	39. 父親向けの子育て講座 40. 男女共同参画の意識啓発
(3) 子育て家庭を支える相談体制の充実	① 子育て支援、相談支援機関の充実	41. 産前産後の支援の充実 42. 子育ての包括的な支援拠点の設置
	② きめ細やかな相談や家庭支援の推進	43. 子ども総合相談センターの相談支援 44. 民生委員・児童委員等による家庭支援
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	① 支援が必要な家庭の早期発見・支援	45. 支援が必要な家庭の早期発見・支援
	② 支援が必要な家庭に寄り添う支援	46. 養育支援訪問事業
	③ ひとり親家庭への支援	47. ひとり親家庭の自立支援



(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援

全ての保護者が、持てる力を最大限に発揮して、楽しみながら子育てができるよう支援します。

① 保護者の学びや子育ての喜びを感じる機会の提供

子育てに関する必要な情報を的確に学べるよう、子どもの発達段階に応じた子育てに関する講座を開催し、同時に保護者同士の交流も推進していきます。また、これらを通じて保護者が子育ての喜びを感じてもらうことを目指します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
31. 妊婦等への講座 【妊婦及びその家族】	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識・技術の普及や地域の子育て支援の周知、妊婦同士の交流を図る講座を開催しています。	継続 子育て支援課、子ども未来課
	〔2018（平成30）年度〕 ■ マタニティくらぶ（妊婦対象） ・ 5回開催、延べ参加者数：17人 ■ プレママ・プレパパ体験事業（初めて赤ちゃんを出産する親対象） ・ 延べ参加者数：19人	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 講座内容の充実や開催の周知を図りながら、正しい知識の普及や妊婦同士の交流等に努めていきます。	

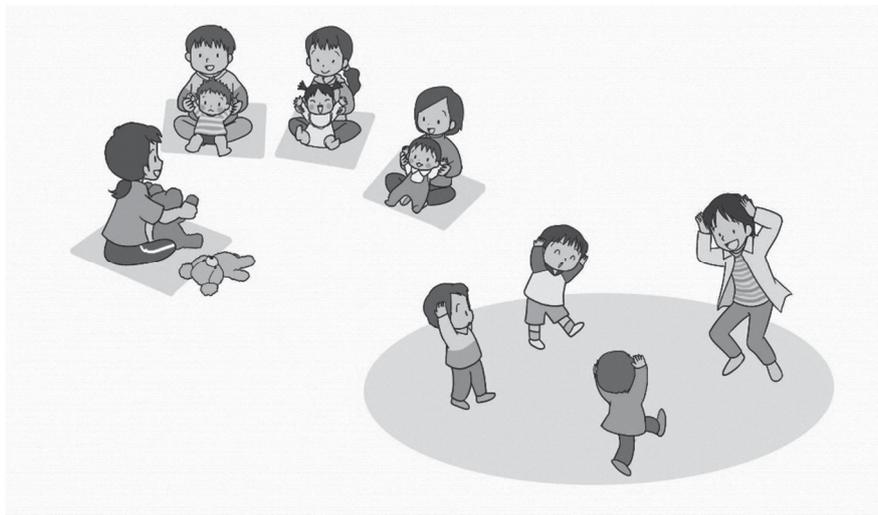
取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
32. 子育てに関する講座・教室 【市民】	<p>子育てに関する必要な知識を学び、子育ての不安の軽減を図るため、子どもの成長に応じた講座・子育てをテーマとする講演会を開催していきます。また、講座への参加を通じて、保護者同士の仲間づくりの機会を提供します。</p> <p>〔2018（平成30）年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育て支援センターでの講座開催状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ講座を含め157回開催、延べ参加者数：4,690人 ■すくすく離乳教室等 <ul style="list-style-type: none"> ・延べ参加者数：1,277人 ■親支援プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・延べ参加者数：67人 ■講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回（子どもの人権を考える講演会） <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「子育てに対して不安を感じている方の割合」（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前）） <ul style="list-style-type: none"> ・15.5%（そう思うと回答した割合） 	<p>継続</p> <p>子ども未来課 子育て支援課</p>
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	<p>関係機関との連携、開催の周知を図りながら、継続的に実施していきます。保護者のニーズにより講座・講演会内容を充実させることと、保護者が参加しやすいように開催場所や託児の実施についても検討していきます。</p> <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「子育てに対して不安を感じている方の割合」子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前） <ul style="list-style-type: none"> ・現状値からの減少 	

② 地域における子育て支援を担う人材の育成

親の子育てを支える地域の人材として、ボランティアやリーダー的な役割の人材、支援の必要な家庭を支える人材等の養成を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
33. 子育て応援ボランティア講座 【市民】	子育て支援活動を担う人材を育成するために講座を開催し、あおぞら出前保育、園庭開放、子育て支援センター、子育て講座等での子育て支援活動への参画につなげていきます。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■年間延べ活動数：401件	子ども未来課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	子育てボランティアの周知を図りながら人材の確保に努めると共に、スキルアップ・救命救急講座を随時開催することで質の充実を図っていきます。	



(2) 子育てを支援する環境づくり

全ての働く親がゆとりを持って子育てができ、子育てに喜びを感じられるよう、企業等の理解を得ながら子育てを支援する環境づくりを目指します。

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発

子育てと仕事の両立支援に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や制度等の啓発を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
34. 育児・介護休業制度等の周知 【事業主・雇用主】	男女を問わず、育児・介護休業制度等の利用を促進することを念頭に、就労者が子育てをしながら働き続けやすい職場環境の整備に向けた啓発活動を行っています。 ・企業訪問時に啓発を実施。 ・窓口等にチラシを配架し周知に努めている ・みえの働き方改革推進企業登録制度の周知・推進	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	商工課、女性活躍・多文化共生推進室
	企業訪問数を増やすだけでなく、広報誌を使って周知する等しながら、企業の規模を問わず積極的に啓発を行います。	

② 働く子育て家庭を応援する幼児教育・保育の推進体制の充実

両親が共に働いている家庭が就労をあきらめず、継続できるように必要な保育等の環境を確保していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
35. 幼稚園・保育所（園）等及び多様な保育 【乳幼児・未就学児】	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、認可外保育をはじめ、預かり保育、延長保育、ファミリー・サポート・センター、病児保育等の多様なニーズに応じて確保を図っています。	拡充 保育支援室 学校支援課
	※令和元年10月1日から3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象として、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の利用料が無償化されました。これに伴い、利用の幅が広がることを見込まれます。	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備に努めます。 ※各年度の利用人数の見込みや受け入れ体制等は第6章を参照。	
36. 学童保育(放課後児童クラブ) 【小学生】	主に保護者が就労により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。	継続 子ども未来課
	〔2018（平成30）年4月〕 ・学童保育所数：28か所 ※学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況は、第2章を参照	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 児童数に応じて、既存施設の受入拡大や小学校敷地内への移転を含む設置等を検討します。また長期休暇のみの利用等、状況により柔軟に利用できるように検討していきます。 ※各年度の利用児童数の見込みや受け入れ体制等は第6章を参照。	

③ 効果的な情報提供の推進

子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、利用者の視点で情報提供を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
37. 子ども・子育て 市民情報部会 【市民】	市民公募委員・主任児童委員・子育て支援関係者等を中心に保護者目線にたった情報の提供（お出かけ情報冊子の作成）や、くわな子育てガイドブック作成に向けた検討を行っています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■子ども・子育て市民情報部会の実施状況 ・概ね月1回開催	子ども未来課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	情報部会を定期的に開催し、保護者の視点にたった情報提供を推進していきます。	
38. 幅広く素早い 情報提供の推進 【子育て中の家庭】	子育ての情報や子育てに関する講座・各種イベント等の情報をさまざまな手法で提供するだけでなく、その他の効果的な手法を検討していくことで、情報提供の推進を図ります。	継続
	〔情報提供の手法〕 ・メールマガジンの配信（月2回） ・すくすくだよりの発行（月1回） ・市広報誌への掲載 ・市ホームページへの掲載 ・子育て情報提供アプリでの情報配信 ・公共施設や保育所（園）・幼稚園等でのチラシ掲示	子ども未来課、子育て支援課、秘書広報課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	子育て世帯に広く普及しているインターネットやスマートフォンを通じた情報提供を推進していきます。また、同じ内容であっても、手法を変える等、より伝わりやすいように繰り返し発信していきます。さらに、他部署と連携することによりさまざまな種類の情報提供を検討していきます。	

④ 父親の育児参加や男女共同参画の促進

子育てについて、家族がともに協力し合い、支え合うという意識の醸成に努めていきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
39. 父親向けの子育て講座 【子育て中の父親】	<p>父親の子育てに関わる知識の習得や意識の啓発が図れるような講座を開催します。また講座を通して父親同士の交流を推進します。</p> <p>〔2018（平成30）年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育てパパサロン実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センター3か所で月1回実施 ■ 父親向け講座実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年4回開催 <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「家族の中で子育てを主に行っている父親の割合（父母ともに行っている場合を含む）」（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 50.9% 	<p>継続</p>
	<p>今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>講座内容の充実を図ると共に、在園児の保護者等へ周知を拡大することにより参加者の増加に取り組みます。また、父親のサークルの設立に向けて支援を行う等、家庭の中で父親の子育てへの積極的な関わりを推進していきます。</p> <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「家族の中で子育てを主に行っている父親の割合（父母ともに行っている場合を含む）」（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状値からの増加 	<p>子ども未来課</p>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
40. 男女共同参画 の意識啓発 【市民】	<p>家庭における男女共同参画の考え方について、さまざまな機会を通して啓発し、男女が協力して仕事と子育てをバランスよく行うことや女性に対する職場のハラスメントの防止等につなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画上映会、各種講座の開催 ・情報紙「花みずき」の発行（年1回） <p>〈参考指標〉</p> <p>■男女共同参画社会が実現していると思う人の割合： 49.7%（桑名市民満足度調査（平成30年度））</p>	継続
	<p>今後の展開・目標（2024（令和6）年度）</p> <p>映画上映会や講座等を継続して実施し、男女共同参画の意識啓発に努めていきます。</p> <p>〈参考指標〉</p> <p>■男女共同参画社会が実現していると思う人の割合： 60% （桑名市民満足度調査）</p>	女性活躍・ 多文化共生 推進室



(3) 子育て家庭を支える相談体制の充実

保護者が安心して子育てをできるように、利用者の目線で相談支援体制や包括的な支援拠点を整えていきます。

① 子育て支援、相談支援機関の充実

子どもと子育て家庭及び妊産婦等を、切れ目なく総合的に支援できるよう体制を整えます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
41. 産前産後の支援の充実 【妊婦、出産後の母親】	子育て支援センター等身近な場所で、産前産後の支援の充実を図ります。また、産後に子育ての援助を受けるのが困難な方、多胎児など育児に不安のある方に産後ケア事業を実施します。	新規 子ども未来課、子育て支援課
	・妊婦対象の講座・プログラムの拡充 産後1ヶ月から利用できるお母さんと赤ちゃんのための広場（保健師・助産師による相談）の設置 ・産後ケア事業の実施（令和元年度より）	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	関係機関と連携をはかりながら、産前産後の不安軽減・育児力の向上に努めていきます。	
42. 子育ての包括的な支援拠点の設置 【子ども及び保護者】	子どもとその家庭及び妊産婦等を総合的に支援する体制を整備します。	新規 子育て支援課、子ども総合相談センター
	・妊産婦等の支援に必要な実情の把握・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導・支援プランの策定 ・子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整） ・要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等） ・関係機関との連絡調整 ・その他必要な支援	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	子ども総合相談センター、子育て支援課等既存の機関の役割、機能等を整理しながら、より相談しやすい窓口を目指し、本市の実情に合った整備を検討していきます。	

② きめ細やかな相談や家庭支援の推進

保護者等の子育てに関する不安が取り除かれるよう相談支援体制や訪問の機会を確保し、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかに対応していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
43. 子ども総合相談センターの相談支援 【子ども及びその保護者等】	子育てや子どもの発達に関わる相談から児童虐待や養育についての相談まで総合的な相談体制を構築しています。また、臨床心理士による発達検査の実施等、専門的な支援も行っています。	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	子ども総合相談センター
	関係機関とも連携を図りながら、相談体制の拡充に努めていきます。また、相談できる窓口としての周知も行っています。	
44. 民生委員・児童委員等による家庭支援 【生後6か月から18か月の乳幼児のいる家庭】	生後6か月から18か月の乳幼児がいる家庭を民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、地域の情報の提供や育児不安の軽減に努めています。 ・件数441件	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	子ども総合相談センター、子育て支援課
	引き続き、周知啓発を行いながら、保護者の方の子育てに関する不安の軽減を図っていきます。	

(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり

全ての子どもが地域でいきいきと暮らすことができ、保護者が安心して子育てができるように、支援が必要な家庭にきめ細やかな支援を行っています。

① 支援が必要な家庭の早期発見・支援

さまざまな機会を通じて、妊娠期、育児期に発信されるさまざまな育児不安等のサインを早期に発見し、各関係機関と連携を図りながら、家庭に寄り添う細やかな支援を行い、虐待予防につなげます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
45. 支援が必要な家庭の早期発見・支援 【特定妊婦及び要支援家庭】	母子健康手帳交付や赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等、また学校からの連絡等のさまざまな機会を通して、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援を行います。また、関係機関との連携や情報交換を図り、必要に応じてケース会議を実施する等、状況に応じた支援を行います。	継続
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	子育て支援課、子ども総合相談センター、子ども未来課、学校支援課等
	引き続き関係機関との連携を図りながら、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援につなげていきます。	

② 支援が必要な家庭に寄り添う支援

支援を必要とする家庭には訪問支援を行い、きめ細やかな支援を行うことによって、子育て家庭に寄り添う支援を行います。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
46. 養育支援訪問事業 【養育支援家庭】	妊娠届出時や母子保健事業、関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ・養育支援世帯数：66件 ・延べ訪問数：104件	子育て支援課 子ども総合相談センター
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	支援の必要な家庭に、家庭訪問を実施し、養育に関する指導、助言等を行い、関係機関とも連携を図っていきます。	

③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定を図り、子育てや就業等総合的に支援し、子どもの健全な育成を推進します。

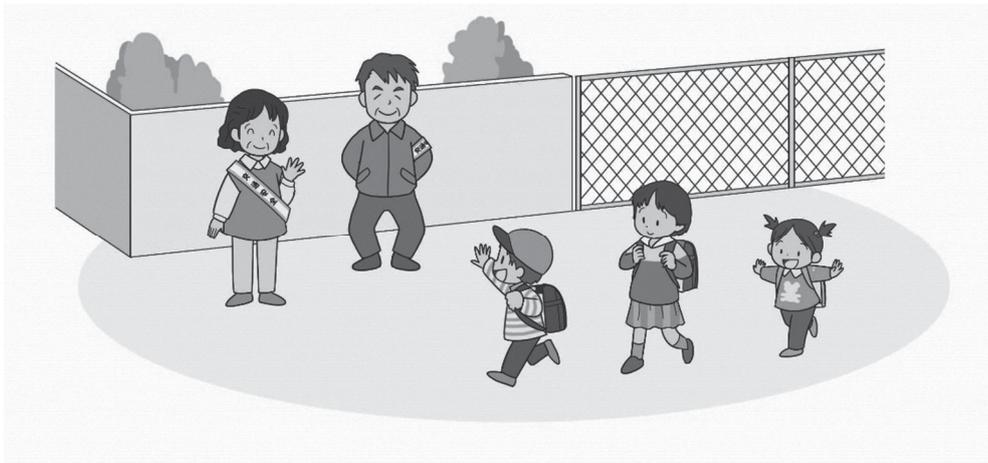
<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
47. ひとり親家庭の自立支援 【ひとり親家庭の保護者】	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や就業のための資格取得に対する助成等の経済的支援、その他就労や子の就学等に対する相談支援を母子父子自立支援員が行います。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■資格取得等に対する助成件数 ・自立教育訓練給付金 3件 ・高等技能訓練促進費 2件	子ども未来課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	手当や資格取得に対する助成を継続して行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した相談支援に努めることで、ひとり親家庭の自立を促し、安定した生活を送ることができるよう支援していきます。	

3 地域全体で子どもと保護者を見守り支える

＜施策の方向性と取組・事業＞

施策の方向性		取組・事業
(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進	① 地域住民による子どもの育ちへの支援	48. 登下校時の見守り・あいさつ運動 49. 学校・家庭・地域の連携推進 50. 放課後子ども教室
(2) 地域・支え手を支える環境づくり	① 住民主体の子育て支援と地域活動の推進	51. 子育てサークルの推進 52. 地域ぐるみ子ども・子育て支援活動と環境づくりの推進
	② 支え手を支える環境づくり	53. 保育所（園）巡回相談事業 54. 子育て支援環境でのICT技術の活用
(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり	① 子育て支援センター事業の推進	55. 子育て支援センター事業
	② 身近な場での子育て支援の推進	56. 地域での保育・交流場所の推進



(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進

子どもの存在は、地域に活力を与え、世代を超えた連携を生み出します。子どもは地域にとってかけがえのない存在であることを全ての住民が理解して、住民同士の信頼のもと、子どもの見守り活動等を推進します。

① 地域住民による子どもの育ちへの支援

地域住民と子どもとの交流の機会を確保し、学校・PTA・地域住民によるあいさつ運動や見守りの活動等を推進して、住民相互の信頼関係を構築しながら、地域住民による子どもの育ちの支援を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
48. 登下校時の見守り・あいさつ運動 【公立幼稚園児・小・中学生及びその保護者、地域住民】	学校・PTAが主体となり、地域住民の協力を得ながら、子どもたちの見守りやあいさつ運動を推進しています。	継続 学校支援課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	子どもの見守り等の取組を継続して実施していきます。	
49. 学校・家庭・地域の連携推進 【保護者及び地域住民】	全ての市立小・中学校に設置されたコミュニティ・スクールにおいて、「社会に開かれた教育課程」を体現する取組を進めています。	継続 学校支援課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	学校支援活動を体系化し、持続可能なものとしていきます。	
50. 放課後子ども教室 【小学生】	学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の交流活動に取組みます。	継続 生涯学習・スポーツ課
	■放課後子ども教室の実施か所：2か所	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	地域住民と連携しながら、実施していきます。	

(2) 地域・支え手を支える環境づくり

子どもの育ちや子育てを支えるために住民自らが企画し、きめ細かな独自性のある地域に根差した活動を推進していきます。また、それを支える専門職への支援の充実を図り、重層的に支援体制を構築します。

① 住民主体の子育て支援と地域活動の推進

子どもの育ちや子育てを地域で支えていけるように、子育てサークル等の地域の活動を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
51. 子育てサークルの推進 【子育てサークル団体】	地域住民等が主体となって運営する子育てサークルの設立を推進しています。また、おもちゃの貸し出しや会場提供（使用料の免除）等の支援を行い、継続的な活動を側面的にサポートしています。	継続
	〔2018（平成30）年度〕 ■サークル登録数：39団体 ■サークル交流会：年2回開催	子ども未来課、生涯学習・スポーツ課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	子育てサークルの活動を側面的にサポートする取組を進め、子育てサークルの推進に努めていきます。	
52. 地域ぐるみの子ども・子育て支援活動と環境づくりの推進 【子育て支援関係者、地域活動団体等、市民】	主に就学前の子どもを対象とした施設職員や主任児童委員、民生委員・児童委員、健康推進員等が参画し、地域課題の掘り起しや情報の共有を行う地域サポート会議を行うことで、地域ぐるみの子ども・子育て支援推進の環境づくりに努めていきます。また、各地域の実情に合わせて自治会・子育て支援団体とも連携し、地域活動への参加・子どもの居場所づくり等を促進していきます。	継続
	■地域サポート会議実施地域（モデル地域） ・修徳地区において、子ども・子育て応援センターキラキラを拠点とし年間3～4回、会議を開催 ・地域の子育て支援をまとめたチラシを作成・回覧	子ども未来課、保育支援室、保健医療課、子育て支援課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	各地域の実態やニーズを把握し、地域活動団体等との連携を深め、継続して個々の地域に合わせた地域ぐるみの環境づくりに努めます。また、地域におけるまちづくり拠点施設を活用しての活動も検討していきます。	

② 支え手を支える環境づくり

保育士をはじめ地域における子どもの育ちや子育てを支える専門職が、その知識や技術を最大限発揮できるような環境づくりを行っています。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
53. 保育所（園）巡回相談事業 【保育所（園）・保護者】	保育の質を高め、保育士の専門性を維持していくために、巡回希望のあった保育所（園）へ保育士や専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が訪問し、保育内容や子どもの発達の相談、保護者支援等の相談を行っています。	新規
	〔2018（平成30）年度〕 ■延べ実施回数：114回	保育支援室・保健医療課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度） 子どもの発達を促すと共に、保育の質の向上に努めていきます。 ■年間延べ実施回数 ・120回／年	
54. 子育て支援環境でのICT技術の活用 【支援者・保護者】	支援者の働く環境の改善や負担を軽減し、保護者へのサービス向上を図るため、ICT技術（情報通信技術）を活用していきます。	新規
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	子ども未来課 保育支援室
	各種手続きの簡素化や事務の効率化を目指し、現場の状況を見ながら、AI、ICT技術や多言語音声翻訳アプリの導入を検討してきます。	

(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり

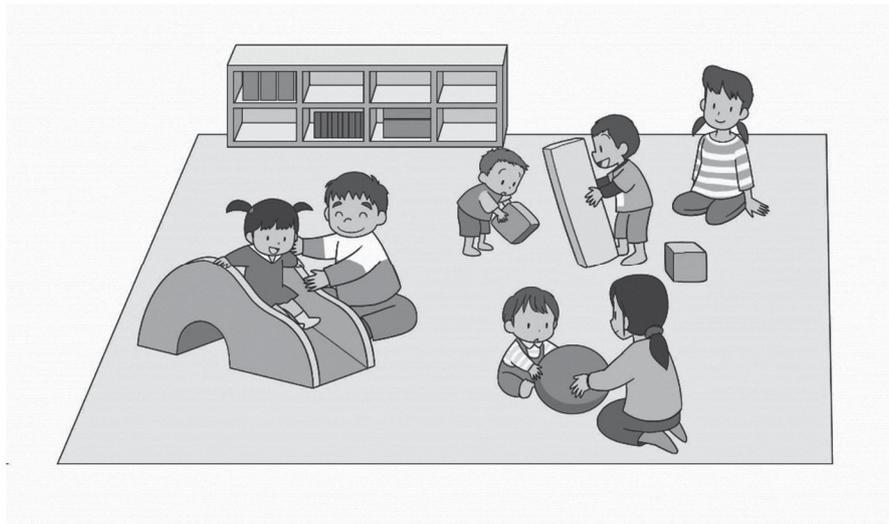
誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域の子育て支援の充実を図ります。

① 子育て支援センター事業の推進

地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターの活動を推進し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
55. 子育て支援センター事業 【乳幼児及び保護者】	子育て親子の交流を行う常設の場を開設し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。	拡充 子ども未来課
	〔2018（平成30）年度〕 ■実施箇所：7か所 ※各年度の利用者数等については、第2章を参照。	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
	各支援センターの特色を活かし、ニーズに対応した事業を展開していきます。他機関との連携を深めコンシェルジュの機能強化を図っていきます。	



② 身近な場での子育て支援の推進

地域の身近な場所での子育て支援を推進し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状など	推進区分
		担当部署
56. 地域での保育・交流場所の推進 【乳幼児及びその保護者】	子育て支援センターや保育所の職員、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、健康推進員、子育て応援ボランティア等が、地域の公園やまちづくり拠点施設に出向き、遊び場の提供、情報提供、育児相談等を行います。	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ■ あおぞら出前保育の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内8か所の公園で月2回程度開催 ・ 延べ参加人数：1,358人 ■ 子育てサロンの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり拠点施設3か所にて49回開催 ・ 延べ参加人数：730人 ■ 健康推進員にて実施のサロンの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 9回開催 ・ 延べ参加人数：216人 	子ども未来課
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	
地域の子育て支援者と連携を図りながら、身近な場所での親子交流の場を継続して提供していきます。また、広場の常設がない地域等で出張あおぞら出前保育を検討していきます。		

第6章 子ども・子育て支援の体制整備

1 子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み

市町村子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定し、各事業の「量の見込み」（利用の見込み数〈=需要〉）と、これに対する「確保方策」（定員数や事業の提供体制〈=供給〉）を記載する需給計画を作成することとされています。

これにより、市民のニーズに対応した事業体制を確保し、本市の子ども・子育て支援を推進していきます。

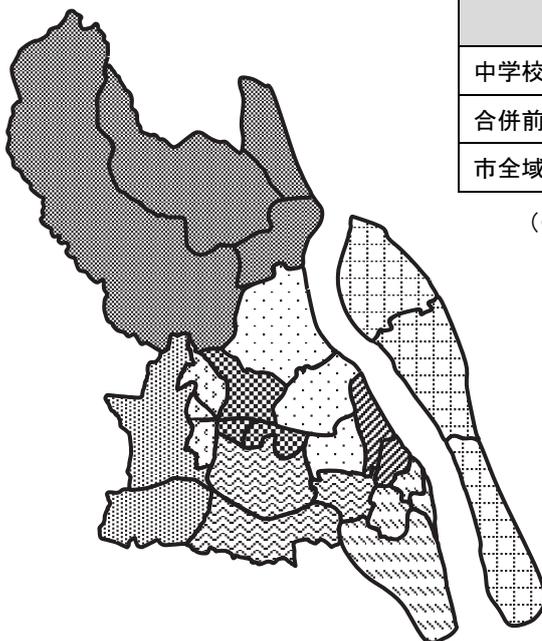
(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本市では、桑名市子ども・子育て会議での審議に基づき、各事業の特色や利用実態等を考慮して、事業により区域を設定します。なお、設定する区域の種類は図表6-1のとおりです。

図表6-1 教育・保育提供区域



区分	数	備考
中学校ブロック（※）	9	中学校ごとの区割り
合併前の旧行政区	3	旧桑名市、多度地区、長島地区
市全域	1	市全体を1つの区域として設定

（※）中学校区を基本としながら、便宜上近隣小学校区の組み合わせにより区域を設定する。

(2) 量の見込みの算出方法

各年度における利用の見込み数である「量の見込み」については、国から示された手引きやワークシートに従って、概ね次のように算出しました。

① 各年度の子ども数を推計します。

② ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。

③ ②で推算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。

④ ③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等の実態を勘案して見込み量の調整を行います。

(3) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～11歳）は、桑名市総合計画での年齢別人口割合を参考に、年少人口実績より推計しております。

図表 6-2 計画期間の推計子ども数

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	14,241	13,793	13,423	13,029	12,661
0～2歳	3,023	2,971	2,945	2,922	2,900
0歳	989	981	974	967	961
1歳	1,002	985	978	968	960
2歳	1,032	1,005	993	987	979
3～5歳	3,332	3,204	3,112	3,042	2,988
3歳	1,069	1,032	1,010	996	987
4歳	1,109	1,066	1,034	1,011	994
5歳	1,154	1,106	1,068	1,035	1,007
6～8歳	3,734	3,568	3,454	3,325	3,198
6歳	1,196	1,148	1,107	1,067	1,030
7歳	1,234	1,195	1,154	1,109	1,066
8歳	1,304	1,225	1,193	1,149	1,102
9～11歳	4,152	4,050	3,912	3,740	3,575
9歳	1,359	1,301	1,232	1,197	1,149
10歳	1,391	1,357	1,307	1,233	1,194
11歳	1,402	1,392	1,373	1,310	1,232

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育（幼稚園、保育所（園）、こども園等）の「量の見込み」と「確保方策」は図表6-3のとおりです。

「確保方策」は、現在把握している定員数の変更を踏まえて計上しています。また、子ども・子育て支援新制度の移行についても現時点での意向を踏まえて計上していますが、私立幼稚園の計画期間中の子ども・子育て支援新制度への移行はこれに拘束されるものではありません。なお、就労の状況を勘案して2号認定を受けることのできる家庭でも、幼稚園の利用を希望されている場合は、1号認定の「量の見込み」と合わせて、幼稚園の定員数で確保を図ります。

<教育・保育の支給認定区分>

支給認定区分	内容
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 【利用先】：幼稚園、認定こども園（教育認定）
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園（保育認定）
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育

<教育・保育に関する施設・事業>

区分	施設・事業	内容
教育・保育施設	幼稚園	遊びをとおして、小学校以降の生活や学習の基礎を培う教育施設
	保育所（園）	就労などのため家庭での保育が困難な子どもを、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援を行う施設
地域型保育	小規模保育事業	少人数（6～19人以下）を対象に、就労などのため家庭での保育が困難な子どもの保育を行う事業
	家庭的保育事業	少人数（5人以下）を対象に、就労などのため家庭での保育が困難な子どもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業	障害、疾病等により保育所等での保育が困難な場合、保育が必要な子どもの居宅において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業等が、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業

図表 6-3 教育・保育の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

単位：人

< 1号認定 >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,697	1,633	1,586	1,549	1,523
確保 方策	②特定教育・保育施設	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	③確認を受けない幼稚園(定員)	920	920	920	920	920
	合計	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
過不足：(②+③) - ①		323	387	434	471	497

※「③確認を受けない幼稚園」=私学助成により運営する幼稚園

< 2号認定 >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,577	1,516	1,473	1,439	1,414
確保方策	②特定教育・保育施設	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
過不足：②-①		143	204	247	281	306

< 3号認定 (0歳) >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		227	225	224	222	221
確保 方策	②特定教育・保育施設	213	213	213	213	213
	③地域型保育	14	14	14	14	14
	合計	227	227	227	227	227
過不足：(②+③) - ①		0	2	3	5	6

< 3号認定 (1~2歳) >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		916	896	888	880	873
確保 方策	②特定教育・保育施設	908	908	908	908	908
	③地域型保育	24	24	24	24	24
	合計	932	932	932	932	932
過不足：(②+③) - ①		16	36	44	52	59

図表 6-4 0-2歳児の保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率 (%)	38.3%	39.0%	39.4%	39.7%	40.0%

※保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0-2歳の推計子ども数(図表6-2)に対する3号認定の利用定員数(図表6-3の0-2歳児の確保方策)の割合をもとに算出(少数点第2位を四捨五入)。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等では、子どもたちの健やかな育ちを確保するため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等に基づく教育・保育を推進し、園での安定した生活やさまざまな体験を重ねる中で子どもの発達を促していきます。また、子どもたちの健康な体を育むため、園での食育の推進にも努めていきます。さらに、幼稚園教諭・保育士の合同研修会を継続的に開催し、教育・保育の専門的な知識等を学び、それぞれの特色ある保育について学び合うことにより幼稚園教諭・保育士の資質向上を図るとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携をさらに促進し、小学校への円滑な接続ができる環境づくりを推進していきます。

(3) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しております。現在、本市では、幼保連携型認定こども園4園が県の認可を受けています。普及にあたっては、子ども・子育て会議において、都度検討いたします。

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育における実費徴収費用を助成していきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」について、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組むこととしています。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

(1) 妊産婦健診

妊婦や出産後間もない産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査の受診を促進し、費用の助成を行います。また、母子健康手帳交付時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげています。

図表 6-5 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
量 の 見 込 み	人数（人）	989	981	974	967	961	
	妊婦健診	1人あたり健診回数（回）	14	14	14	14	14
		延べ健診回数（回）	11,868	11,772	11,688	11,604	11,532
	産婦健診	1人あたり健診回数（回）	2	2	2	2	2
延べ健診回数（回）		1,483	1,471	1,461	1,450	1,141	
確保方策		県内委託医療機関及び助産所において、概ね国が定める基本的な妊産婦健康診査項目を実施します。また、県外医療機関にて健診を受診した場合にも助成制度があります。					

(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行います。

図表 6-6 赤ちゃん訪問の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	訪問家庭の実数（件）	989	981	974	967	961
確保方策		乳児家庭における全戸訪問の実施体制を、引き続き確保していきます。				

(3) 養育支援訪問事業

母子健康手帳交付時や母子保健事業、関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行います。

図表 6-7 養育訪問支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	訪問家庭数（件）	60	60	60	60	60
	訪問延べ件数（件）	150	150	150	150	150
確保方策		現状の養育支援訪問の実施体制を、引き続き確保していきます。				

(4) 利用者支援事業

市民の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

現行の事業体制を維持してだけでなく、広く利用してもらえよう、事業の周知に努めます。また、令和2年度より母子保健型を新たに実施していきます。

図表6-8 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）		4	4	4	4	4
確保方策 （か所）	基本型	2	2	2	2	2
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	合計	4	4	4	4	4

(5) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児とその保護者が交流できる場を提供し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。

現状の体制を維持しながら、一部就園児の利用を可能とする弾力的な運用をすることにより、利用人数の確保に努めます。施設の周知やさまざまな事業を行うことで、本事業のニーズに対する確保を図り、より多くの人に利用してもらえよう努めます。

図表6-9 子育て支援センター事業の量の見込みと確保方策【区域：合併前の旧行政区】

① 旧桑名地区

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	7,011	7,362	7,730	8,117	8,523
	延べ利用人数（人回／年）	84,132	88,344	92,760	97,404	102,276
確保方策（か所）		5	5	6	6	6

② 多度地区

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	235	247	259	272	286
	延べ利用人数（人回／年）	2,820	2,964	3,108	3,264	3,432
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

③ 長島地区

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	740	777	816	857	900
	延べ利用人数（人回／年）	8,880	9,324	9,792	10,284	10,800
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

(6) 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）

この2つの事業は乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業ですが、このうち一時保育は受入れ可能人数や開所日数等を参考とし、ファミリー・サポート・センター事業は過去の実績に基づいて確保方策を計上しています。

一時保育では、保育所（園）等において実施し、供給量の確保を図っています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員の増加に努めることにより事業の提供体制の確保を図っています。現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-10 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急型強化事業及び就学児を除く）の量の見込みと確保方策
【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み		延べ利用人数（人日）	11,663	11,123	10,769	10,490	10,262
確保 方 策	②一時保育（一時預かり事業）	延べ利用人数（人日）	11,812	11,812	11,812	11,812	11,812
	③ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）	延べ利用人数（人日）	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
(②+③) - ①			1,384	1,924	2,278	2,557	2,785

(7) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）

保護者の希望に応じて、幼稚園の在園児及び認定こども園の1号認定にあたる在園児を対象として一時的に預かり、必要な保育を実施します。確保方策は、市内幼稚園の受け入れ可能人数や実績から計上しています。計画上では量の見込みに対して十分な確保数となっていますが、現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-11 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）の量の見込みと確保方策

【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	1号認定	延べ利用人数（人日）	15,654	15,053	14,621	14,292	14,038
	2号認定相当	延べ利用人数（人日）	68,479	65,848	63,958	62,519	61,409
	合計		84,133	80,901	78,579	76,811	75,447
②確保方策		延べ利用人数（人日）	96,600	96,600	96,600	96,600	96,600
		施設数	16	16	16	16	16
②-①			12,467	15,699	18,021	19,789	21,153

(8) 延長保育事業

保育所（園）・認定こども園等で通常の利用時間以外に引き続き保育を実施します。現状の体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-12 延長保育事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	550	550	550	550	550
②確保方策	延べ利用人数（人日）	550	550	550	550	550
	施設数（箇所）	13	13	13	13	13
②-①		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

病気の子どもが集団や家庭で保育できない時に、必要な保育を実施する事業です。病児保育事業については、現在市内に開設している2箇所の利用定員及び開所日数を元に確保方を計上しております。ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員の増加に努めることにより提供体制の確保を図ります。計画上では量の見込みに対して十分な確保数となっておりますが、現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-13 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み		延べ利用人数(人日)	1,092	1,125	1,159	1,194	1,230
確保 方策	②病児保育事業	延べ利用人数(人日)	5,976	5,976	5,976	5,976	5,976
		施設数(箇所)	2	2	2	2	2
	③ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)	延べ利用人数(人日)	25	25	25	25	25
(②+③)-①			4,909	4,876	4,842	4,807	4,771

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や出産等、さまざまな理由により家庭において児童を養育することが困難となった場合、保護者の申し出により一時的に、児童養護施設等に養育・保護するものです。実施施設において、通年で1人程度の受入れが見込めることから、確保している体制を365人日として計上しています。また、保護者からの利用希望があった場合、早急に入所できる施設を探す必要があることから、実施施設の増加に努めていきます。

図表6-14 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用人数(人日)	70	70	70	70	70
確保 方策	延べ利用人数(人日)	365	365	365	365	365
	実施施設数(箇所)	14	14	14	14	14
	実施施設 (平成31年4月現在)	エスペランス桑名、エスペランス四日市、里山学院、真盛学園、みどり自由学園、聖マッテヤ子供の家、鈴鹿里山学院、児童養護施設ゆうりん、乳児院ましる、乳児院ほだか、竜陽園、衆善会				

※エスペランス四日市・里山学院は、乳児院と児童養護施設の2箇所分として実施施設数に計上

(11) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業は、子どもの保育所（園）等への送迎等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行うものです。現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことと共に、援助会員の増加に努めることにより利用ニーズに対する確保を図ります。

図表 6-15 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277
②確保方策	延べ利用人数（人日）	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277
②-①		0	0	0	0	0

(12) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象として、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。中学校ブロック（中学校区を目安に近隣の小学校区の組み合わせにより設定）を区域として設定し、ニーズに対して確保を図っていきます。量の見込みはニーズ調査の結果を元に、小学生の人数推計や中学校ブロックにおける学童保育所の利用割合を勘案して、計上しています。事業の提供体制については、利用状況等を勘案しながら、ニーズに合わせて既存施設の受入拡大や、使用していない旧幼稚園舎の活用・小学校の空き教室等への移転を検討します。また、学童保育所のない小学校区では、新たに設置することを検討していくと共に、近隣地区の学童保育所での受入拡大も検討していきます。

図表 6-16 学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策【区域：中学校ブロック】

① 成徳中学校ブロック（大成・大和・深谷小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	104	111	117	125	132
②確保方策（人）	104	111	117	125	132
実施事業所 （平成 31 年 4 月現在）	大成学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大成第 2 学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大和学童保育所あおぞら（大和小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成 31 年 4 月現在）：深谷児童センター、深谷北児童センター				

② 明正中学校ブロック（益世・在良・桑部小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	106	114	116	123	130
②確保方策（人）	106	114	116	123	130
実施事業所 （平成31年4月現在）	学童保育所たんぽぽ学童クラブ（益世小学校区）、在良学童保育所日の本クラブ（在良小学校区）、桑部学童保育所日の本クラブ（桑部小学校区）				

③ 光風中学校ブロック（精義・修徳小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	71	77	80	80	80
②確保方策（人）	71	77	80	80	80
実施事業所 （平成31年4月現在）	学童保育所ウイング（修徳小学校区）、学童ブルーバード（修徳小学校区）				

④ 陽和中学校ブロック（日進・立教・城東・城南小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	120	124	128	132	137
②確保方策（人）	120	124	128	132	137
実施事業所 （平成31年4月現在）	児童クラブ くわなっ子（日進小学校区）、ひまわり学童クラブ（日進小学校区）、学童シルバーなかよし（立教小学校区）、放課後サークルみえちゃん家（城南小学校区）				

⑤ 正和中学校ブロック（七和・久米小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	84	84	85	88	89
②確保方策（人）	84	84	85	88	89
実施事業所 （平成31年4月現在）	七和学童クラブ（七和小学校区）、久米学童保育所「げんき」（久米小学校区）				

⑥ 陵成中学校ブロック（大山田東・大山田南・藤が丘小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	266	277	289	295	295
②確保方策（人）	266	277	289	295	295
実施事業所 （平成31年4月現在）	大山田東学童保育所じゃんぼ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅡ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅢ（大山田東小学校区）、大山田南学童保育所クレヨン（大山田南小学校区）、大山田南学童保育所クレヨンⅡ（大山田南小学校区）、児童クラブパンの木（藤が丘小学校区）				

⑦ 光陵中学校ブロック（大山田北・大山田西・星見ヶ丘小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	112	114	112	110	106
②確保方策（人）	112	114	112	110	106
実施事業所 （平成31年4月現在）	大山田学童保育所コスモスクラブ（大山田北小学校区）、大山田学童保育所コスモスクラブ西（大山田西小学校区）、星見ヶ丘学童保育所太陽の子（星見ヶ丘小学校区）				

⑧ 多度中学校ブロック（多度東・多度中・多度北・多度青葉小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	76	74	75	74	71
②確保方策（人）	76	74	75	74	71
実施事業所 （平成31年4月現在）	多度学童保育所うりんこ（多度中小小学校区）、多度第2学童保育所（多度中小小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成31年4月現在）：放課後子ども教室（多度青葉小学校、多度東小学校）				

⑨ 長島中学校ブロック（長島北部・長島中部・伊曽島小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	179	183	178	178	176
②確保方策（人）	179	183	178	178	176
実施事業所 （平成31年4月現在）	学童保育所どんぐり（長島中部小学校区）、長島中部学童保育所 レインボー（長島中部小学校区）、放課後児童クラブレインボー駅前（長島中部小学校区）、学童保育所ほっぷ（長島北部小学校区）、放課後児童クラブはなまる学童保育所（伊曽島小学校区）				

⑩ 全ブロック（全小学校区合計）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	1,118	1,158	1,180	1,205	1,216
②確保方策（人）	1,118	1,158	1,180	1,205	1,216
②-①	0	0	0	0	0

図表 6-17 学童保育（放課後児童クラブ）の全ブロックの量の見込みと確保方策の学年別の内訳

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	335	347	354	362	365
2年生	279	289	295	301	304
3年生	224	232	236	241	243
4年生	168	174	177	181	182
5年生	56	58	59	60	61
6年生	56	58	59	60	61
合計	1,118	1,158	1,180	1,205	1,216

(13) 放課後子ども総合プランの推進

学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の事業の実施にあたっては、教育委員会と子ども未来局にて情報共有を行い、それぞれの事業の連携を行います。放課後子ども教室については、活動団体と情報共有を行いつつ、今後の在り方を検討していきます。学童保育（放課後児童クラブ）については、下記の事項を検討していきます。

- ・安全・安心のため、小学校の敷地内や空き教室等への移転
- ・長期休暇のみの利用や開所時間の延長等の柔軟な利用ができる体制
- ・関係機関との連携等により、配慮が必要な子どもも安心して過ごせる体制
- ・子どもの健全な育成を図る役割を維持するため、保育の質の確保
- ・市ホームページ等にて事業の周知

① 学童保育（放課後児童クラブ）の令和6年度に達成されるべき目標事業量

	平成30年度の 利用人数		令和6年度の 目標事業量	備考
学童保育(放課後児童クラブ)	882人		1,216人	目標事業量は、(12) (①～⑨の合計)の確保方策の数値

② 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画

	平成31年4月 現在の箇所数		令和6年度の 目標箇所数	備考
放課後子ども教室	2か所		2か所	詳細については、109頁を参照

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全員参加型の推進体制

本市では、桑名市総合計画の中で、「こどもを3人育てられるまち」を基本計画の一つとして位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。とりわけ、子ども・子育て支援に関する課題は、保護者の努力や学校・園・行政の支援だけで解決できるものではありません。子どもたちが桑名に生まれたことに喜びと誇りを感じるとともに、全ての保護者が安心して子どもを生き育てられる環境を整えるには、地域住民やボランティアによるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、市民に対し計画の周知を図りながら協働により、全員参加型による施策の展開を目指します。

(2) 庁内の推進体制

この計画は、教育、福祉、保健、医療、雇用、生活環境など多様な分野にわたっています。このため、保健福祉部・子ども未来局および教育委員会が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 関係機関との連携

計画を総合的に推進するため、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、療育センター、児童相談所等、関連する機関が、それぞれの立場から子どもと子育てに対する責任と役割を認識し、情報の共有化を図りながら、連携・協力の体制を強化していきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市町と連携して推進していきます。

(4) 事業展開にあたっての留意事項

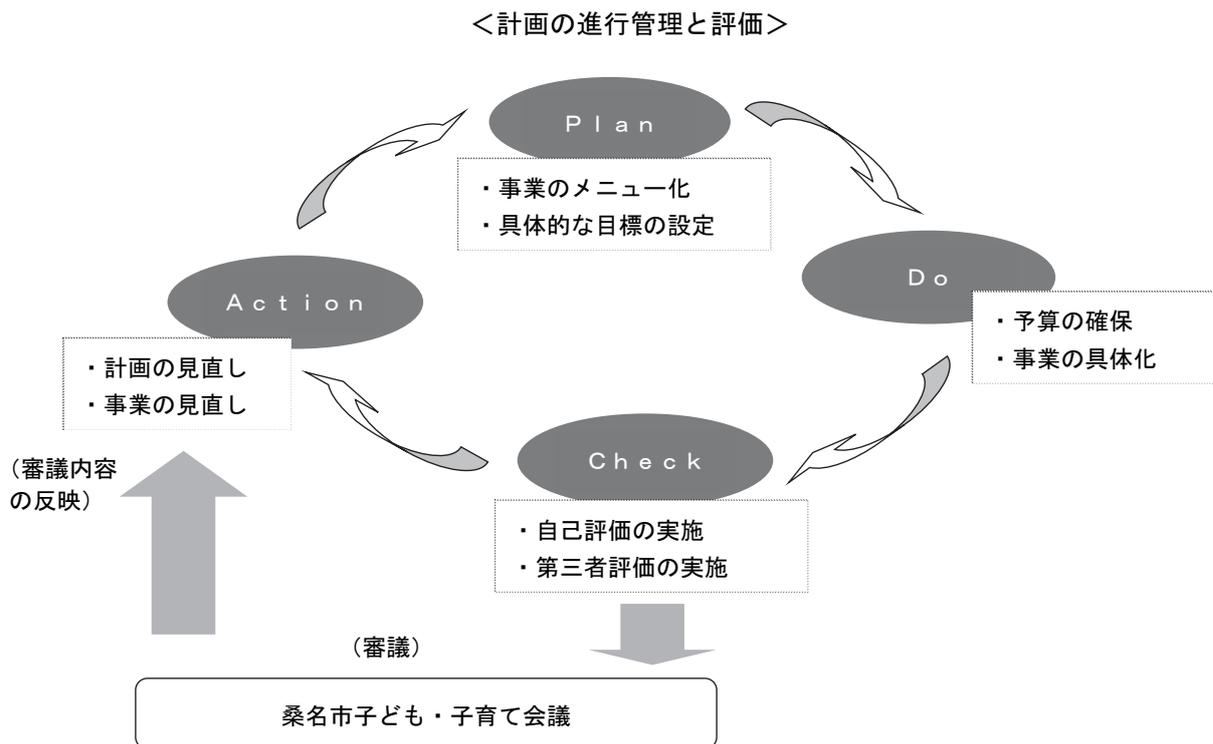
本計画に基づく子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、創意工夫を凝らした展開を図るとともに、事業には優先順位をつけて優先される事業から積極的に取組み、事業に係る費用負担についても工夫していくことを心がけます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。

そこで、桑名市子ども・子育て会議において、本計画に基づいて行われる事業や取組が、目的どおりの成果を上げているかどうかを評価し、その結果を反映させることで、より実効性のある計画としていきます。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。



(2) 計画の進行管理・評価に関する情報公開

桑名市子ども・子育て会議において審議を行う計画の進行管理や評価結果などについて情報公開し、継続的に市民や関係機関からご意見をいただけるよう努めていきます。

資 料

1 用語解説

ア行

エンゼルプラン

1994（平成6）年12月、少子化傾向を食い止めるため今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（文部、厚生、労働、建設の4大臣合意）の通称。

カ行

ガンバチアンド

桑名市内の日本語指導が必要な外国人児童生徒によびかけ、夏休み等に行う学習会。

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

緊急保育対策等5か年事業

1994（平成6）年12月、エンゼルプランを実施するため、保育の量的拡大や低年齢児保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るため、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により策定され、1999（平成11）年度を目標年次として整備が進められることとなった。

くわな里親支援ネットワーク

里親の増加が望まれる中で、本市ではNPO法人、児童養護施設と協働して同ネットワークを設立し、里親となる人材の確保や里親登録の支援等を行う。

桑名市要保護児童及びDV対策地域協議会

要保護児童等の早期発見・保護や妊婦への支援、またドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の保護等の支援を推進するため、関係機関の必要な情報の交換を行うとともに、支援内容の協議等を行っている。

子育て安心プラン

「ニッポン一億総活躍プラン」の一環として、2017（平成29）年6月に内閣府から示された施策で、2018～2020年度までの3年で、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、2020年度末までに22万人分の保育の受け皿を確保することとしており、①保育の受け皿の拡大、②保育人材確保、③保護者への「寄り添う支援」の普及促進、④保育の質の確保、⑤持続可能な保育制度の確立、⑥保育と連携した「働き方改革」の6つを取組の柱としている。

子ども・子育て応援プラン

2004（平成16）年12月、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、国が地方公共団体や企業等とともに、計画的に取り組む必要がある事項について、具体的な施策内容と目標を掲げた。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本市では、同法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「桑名市子ども・子育て会議」を設置している。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、2012（平成24）年8月に公布された法律。

子ども・子育てビジョン

少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく「大綱」として定めるものであり、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョン。

こども食堂

地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもやその親等に栄養のある食事や温かな団らんを提供するコミュニティの場。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

2007（平成19）年2月、少子化社会対策会議の下に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し、国民の希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、2007（平成19）年12月にとりまとめられた。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしている。また、少子化対策の実効性を担保するために「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であること、次世代育成支援が十分に効果を発揮するために国民の理解と意識改革が必要であることを指摘している。

サ行

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。労働力確保等を通じたわが国社会経済の長期的安定の実現や持続可能性の確保にとって大変重要

な課題であり、その実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、2007（平成19）年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、2003（平成15）年7月に公布された法律。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

少子化危機突破のための緊急対策

2013（平成25）年6月に、少子化社会対策会議で決定され、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出し、「3本の矢」として推進すること

とされた。

少子化社会対策会議

少子化社会対策基本法に基づき、2003（平成15）年9月に設置された機関。少子化社会対策大綱の案の作成、少子化社会対策について必要な関係行政機関相互の調整のほか、少子化社会対策に関する重要事項の審議や少子化に対処するための施策の実施の推進を行う。

少子化社会対策基本法

急速な少子化の進展が及ぼす国民生活への深刻かつ多大な影響に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項等を定め、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、2003（平成15）年7月に公布された法律。

少子化社会対策大綱

2004（平成16）年6月、少子化対策基本法に基づき、少子化社会対策会議を経て閣議決定された。大綱では、社会全体で子育てを応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的な行動」を提示した。

少子化対策プラスワン

2002（平成14）年9月に厚生労働省がまとめた少子化対策の一層の充実に関する提案。「新エンゼルプラン」「待機児童ゼロ作戦」等により少子化対策が実施されてきたが、少子化に歯止めはかからず、このままでは少子化は一層進展するとの予測が出された。この流れを変えるため、従来 of 取組に加え、もう一段の少子化対策を講じていく必要があるとし、「子育てと仕事の両立支援」が中心

であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

食育

2005（平成17）年6月に公布された食育基本法の前文に「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」と明記され、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」が求められている。国の食育推進基本計画においては、我が国の食をめぐる現状が危機的状況にある中、「このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である」としている。

女性に対する職場のハラスメント

女性の社会進出に伴い、女性に対する職場での嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の問題が深刻化している。特に、妊娠・出産した女性に対するマタニティ・ハラスメントは、出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっており、男女雇用機会均等法や労働基準法等に違反する事例も多い。

新エンゼルプラン

1999（平成11）年12月に「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づき、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣の合意によってまとめられた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」。「主な内容は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづ

くりやまちづくりによる子育ての支援。

新待機児童ゼロ作戦

2001(平成13)年の「待機児童ゼロ作戦」、2004(平成16)年の「子ども・子育て応援プラン」等により、保育園等の受け入れ児童数を拡大してきたが、待機児童は大都市圏を中心に増加してきている。このため、希望する全ての人が安心して子どもを預けて働ける社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育園等の待機児童解消をはじめとする保育施策の質・量ともに充実・強化し、推進するというものであり、2008(平成20)年2月にまとめられた。

スクールソーシャルワーカー (SSW)

教育機関において、社会福祉の専門的知識・技術を活用し、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

スクールハートパートナー (SHP)

桑名市が独自に小学校に配置する支援員。各中学校ブロックに1人(最多人数校区には2人)配置し、中学校区内各小学校において、学校として気になる子どもの見守りや相談、課題のある児童の支援を図る職員。

タ行

待機児童解消「先取り」プロジェクト

都市部を中心に深刻な問題となっていた待機児童の解消を図るため、2010(平成22)年11月にまとめられ、国と地方公共団体が一体的に取り組む具体的施策が盛り込まれた。

待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向けて、2013(平成25)年度からの2年間で約20万人分、2017(平成29)年度末までの5年間で合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保するため、自治

体が行う保育所の整備や保育士確保等の取組に対して、国が支援策を講じることがまとめられた。

団塊世代

1947(昭和22)年から1949(昭和24)年ごろの「第1次ベビーブーム」に生まれた世代をいう。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)、⑫実費徴収に係る補給給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の13事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第62条に基づき、都道府県が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

ナ行

ニッポン一億総活躍プラン

あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すために2016(平成28)年6月に閣議決定されたプラン。我が国の経済成長の妨げとなっている課題の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものと位置付けられている。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、

それが経済を強くするという考えのもと、様々な経済社会システムづくりに取り組むプラン。主な内容としては「働き方改革」「子育ての環境整備」「介護の環境整備」「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」などについて検討されている。

認定こども園

就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

ハ行

丙午（ひのえうま）

干支の一つで、直近では1966（昭和41）年がこれにあたり、迷信等の影響により出生数が少なくなる現象が現れた。

ベビーブーム

出生率がとても高い時期を指し、日本では、第二次大戦後、子どもの誕生が爆発的に増えた時期のこと。通常、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年ごろを「第1次ベビーブーム」と、1971（昭和46）年から1974（昭和49）年ごろを「第2次ベビーブーム」という。

放課後子ども総合プラン

放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めていくことを目的に、文部科学省及び厚生労働省で策定したもの。

保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるために、2015（平成27）年1月に公表された。

北勢地域若者サポートステーション

北勢地域の15～39歳で現在無業の方を対象に、キャリア・コンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への職場体験等により、就労に向けた支援を行っている。

ラ行

療育センター

心身に障害のある1～5歳の子どもに対しての通園による療育、及び18歳までの児童に対し機能回復訓練及び生活指導や、日常生活に必要な知識等、集団生活への訓練を実施している市内江場にある施設。

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

2 計画の策定経緯

月 日	内 容
2018（平成30）年	
8月23日	平成30年度 第1回 桑名市子ども・子育て会議 ・桑名市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・桑名市子ども・子育て会議スケジュールについて ・（仮称）桑名市地域福祉保健計画の策定について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要について ・小規模保育事業について
10月2日～ 3日	ヒアリング調査の実施（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している2年生）
10月17日	自由記述アンケート調査の実施（BPプログラム（親子の絆づくりプログラム）参加者）
11月～12月	自由記述アンケートの実施（どんぐり教室参加者）
11月1日～ 12月20日	自由記述アンケートの実施（ファミリーサポートセンター援助会員）
11月15日	平成30年度 第2回 桑名市子ども・子育て会議 ・認定こども園の設置について ・分科会でのグループワーク（ニーズ調査票について）
11月21日～ 12月25日	ヒアリング調査の実施（親子健康手帳を交付した妊婦）
12月11日	ワークショップの実施（桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」利用者）
12月14日～ 1月10日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 ・就学前の子どもの保護者調査及び小学生の保護者調査
12月15日	ワークショップの実施（パパサロン参加者（子育て中の父親））
12月20日	ワークショップの実施（あおむしの会（知的障害児・者の生活を充実させる会）会員）
12月25日～ 1月25日	自由記述アンケートの実施（私立幼稚園・保育園職員、私立幼稚園・保育園経営者）
12月27日～ 1月15日	ヒアリング調査の実施（ひとり親家庭の保護者）

月 日	内 容
12月28日～ 1月16日	ヒアリング調査の実施（障害児の保護者）
2019（平成31）年	
1月8日～ 17日	ヒアリング調査の実施（子育て中の外国人）
1月10日	ヒアリング調査の実施（幼稚園教諭（公立））
1月15日	自由記述アンケートの実施（こども食堂学生ボランティア）
1月16日	ヒアリング調査の実施（保育士（公立））
2月6日～ 25日	自由記述アンケートの実施（学童保育所支援員）
2月13日	平成30年度 第3回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果（速報）について ・子ども・子育て支援事業計画にかかるヒアリング調査の結果（速報）について
3月22日～ 3月28日	ヒアリング調査の実施（医療的ケア児関係者）
2019（令和元）年	
6月5日	令和元年度 第1回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業計画の概要について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告について ・子ども・子育て支援に関するヒアリング調査結果報告について
8月29日	令和元年度 第2回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の策定検討（分科会形式）
11月22日	令和元年度 第3回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の策定検討（分科会形式）
2020（令和2）年	
1月24日～ 2月25日	パブリックコメントの実施
3月17日	令和元年度 第4回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の最終案について

3 桑名市子ども・子育て会議

(1) 条例

○桑名市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 7 月 2 日 桑名市条例第 42 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第 1 項の規定に基づき、桑名市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長を置き、委員長が指名する。
- 4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、委員長の指名する分科会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は分科会長の職務について、前条の規定は分科会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「分科会長」と、第5条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は分科会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども未来局子ども未来課及び教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月20日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第21号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 桑名市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、五十音順)

所属等	名前	備考
NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 副理事長	秋山 則子	
桑名市学童保育連絡協議会	浅野 誠司	平成30年度第3回まで
子育てサークル きらにこまる	石川 佳容子	令和元年度第1回より
桑名市社会福祉協議会	一戸 勝史	平成30年度第3回まで
食生活改善推進協議会 代表	伊藤 香	平成30年度第3回まで
桑名市学童保育連絡協議会	伊藤 由佳	令和元年度第1回より
公募委員	太田 美和	令和元年度第1回より
私立小・中学校代表 津田学園小学校 校長	岡田 浩一	
連合三重桑員地域協議会 代表	小川 好彦	令和元年度第1回より
健康推進委員会 代表	加藤 正子	平成30年度第3回まで
私立保育園連盟 副支部長	加藤 隆明	
連合三重桑員地域協議会 代表	川添 将美	平成30年度第3回まで
子育てサークルPee Ka Book 代表	小塚 池条	平成30年度第3回まで
桑名医師会 代表	近藤 久	令和元年度第1回より
私立保育園連盟 副支部長	近藤 寛	
桑名商工会議所 女性部理事	西藤 真子	
公募委員	塩澤 亜沙美	平成30年度第3回まで
食生活改善推進協議会 理事	城田 すみ代	令和元年度第1回より
桑名郡市小・中学校長会 代表	高井 嘉人	平成30年度第3回まで
地域福祉計画推進市民会議 会長	高橋 恵美子	
名古屋市立大学 准教授	谷口 由希子	○副委員長
公募委員	早川 佳乃	令和元年度第1回より
桑員歯科医師会 代表	星野 良行	平成30年度第3回まで
NPO法人MCサポートセンターみっくみえ 代表	松岡 典子	◎委員長
桑名医師会 代表	松岡 初文	平成30年度第3回まで
私立幼稚園協会 理事長	水谷 秀史	
桑名市社会福祉協議会	水谷 元紀	令和元年度第1回より
桑名郡市小・中学校長会 代表	諸戸 美香	令和元年度第1回より
公募委員	矢田 俊量	平成30年度第3回まで
桑員歯科医師会 代表	山本 孝子	令和元年度第1回より
民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部長	渡部 美紀子	

第2期 桑名市子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月

発行 桑名市

〒511-8601

三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

編集 桑名市子ども・子育て会議事務局

（保健福祉部 子ども未来局 子ども未来課）

（教育委員会 教育総務課 教育環境整備室）

TEL 0594-24-1172／FAX 0594-24-1393